

道徳WG 参考資料



目次

1. 基本的な考え方 pp. 3-53.
2. 目標、見方・考え方及び構造化の在り方 pp. 54-67.
3. 内容等の改善の在り方 pp. 68-71.
4. 学習・指導・評価の改善充実の在り方 pp. 72-106.



1. 基本的な考え方

教育基本法 関連部分抜粋

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

学校教育法 関連部分抜粋

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(以下略)

こども基本法 関連部分抜粋

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五・六 （略）

いじめ防止対策推進法 関連部分抜粋

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

道徳教育及び道徳の時間に関する経緯等について①

- 昭和20年12月 GHQ「修身、日本歴史及び地理の停止に関する件」指令
- 道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行うことを基本として実施
- 昭和28年8月 教育課程審議会答申 社会科の中での道徳教育の役割を強調

○昭和33年(小・中)、35年(高) 学習指導要領の告示

- ・小、中、高等学校ともに道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行うことを明示
- ・道徳教育の徹底を図るため、小学校、中学校には週1単位時間の道徳の時間を特設

○昭和43年(小)、44年(中)、45年(高) 学習指導要領の改訂

- ・道徳教育及び道徳の時間の目標の明確化
- ・道徳教育における各教科等(高等学校においては、特に「倫理・社会」)及び特別活動との関連を重視

○昭和52年(小・中)、53年(高) 学習指導要領の改訂

- ・小、中学校において、内容項目を再構成

○平成元年 学習指導要領の改訂

- ・小、中学校の内容項目を4つの視点から再構成
- ・高等学校の道徳教育の目標に「人間としての在り方生き方」に関する教育を行うことにより道徳教育の充実を図ることを明記

○平成10年(小・中)、11年(高) 学習指導要領の改訂

- ・小、中学校において校長をはじめとして全教師が協力して道徳教育を展開することを明示
- ・小学校では2学年、中学校では3学年を見通した重点的な指導の重視

●平成14年 「心のノート」作成・配布

- ・道徳の時間をはじめ、学校の教育活動の様々な場面で使用するとともに、家庭など生活の様々な場面において活用することができる教材。

○平成20年(小・中)、21年(高) 学習指導要領の改訂

- ・小、中学校において道徳の時間が道徳教育の「要」であることの明確化
- ・小、中学校において道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実
- ・高等学校における道徳教育の全体計画の作成

●平成26年 「私たちの道徳」作成・配布

- ・「心のノート」を全面改訂し、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、行動できるようになることをねらいとして作成した教材

○平成27年3月 小・中学校学習指導要領の一部改訂等

(小学校は平成30年度、中学校は平成31年度より全面実施)

- ・道徳の時間を「特別の教科道徳」として位置付け
- ・検定教科書を導入
- ・道徳科の評価に関して、学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要があることを明示

●平成28年7月 「特別の教科道徳」の指導方法・評価等について(報告)

- ・「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」から、道徳科の指導方法と道徳科における評価の在り方、発達障害等のある児童生徒への必要な配慮、条件整備等について報告

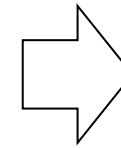
○平成29年3月 小・中学校学習指導要領の一部改訂等

- ・平成27年3月の一部改訂等の内容を前提とし、表現の適正化等を実施
(平成27年一部改訂等と平成28年報告の内容については、解説にて反映)

道徳教育の課題と「特別の教科」化がめざすもの

量的課題

- 歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある。
- 他教科等に比べて軽んじられ、他の教科等に振り替えられていることもあるのではないかな。

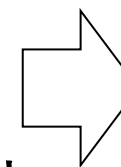


年間35単位時間を
確実に確保するという

量的確保

質的課題

- 教員をはじめとする教育関係者にもその理念が十分に理解されておらず、効果的な指導方法も共有されていない。
- 地域間、学校間、教師間の差が大きく、道徳教育に関する理解や道徳の時間の指導方法にばらつきが大きい。
- 授業方法が、読み物の登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまったものになりがちである。
- 学年が上がるにつれて、道徳の時間に関する児童生徒の受け止めがよくない状況にある。



児童生徒一人一人が、
答えが一つではない
道徳的な課題を自分自身の
問題として捉え向き合う
「考え、議論する道徳」への

質的転換

(「道徳教育の充実に関する懇談会」報告(H25.12.26)における指摘より)

道徳の「特別の教科」化(学習指導要領の一部改正)

- ・教育再生実行会議の提言(平成25年)や中央教育審議会の答申(平成26年)を踏まえ、学習指導要領の一部を改正し「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「**特別の教科 道徳**」(「**道徳科**」)**(引き続き週1時間)として新たに位置付ける**(平成27年3月)
- ・小学校は平成30年度、中学校は令和元年度から全面実施

具体的なポイント

【特別の教科】

道徳は、**学級担任が担当**することが望ましいと考えられること、**数値などによる評価はなじまない**と考えられることなど、各教科にない側面があるため、「特別の教科」という新たな枠組みを設け、位置付ける。

- ☑ 道徳科に**検定教科書を導入**
- ☑ 内容について、**いじめの問題への対応の充実**や**発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善**
「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校(低学年～高学年)に追加
- ☑ **問題解決的な学習**や**体験的な学習**などを取り入れ、**指導方法を工夫**
- ☑ 数値評価ではなく、**児童生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます評価(記述式)**
指導要録の様式例は示すが、調査書(いわゆる内申書)には記載せず、**中学校・高等学校の入学者選抜に使用しない**
※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

「各教科」「特別の教科 道徳」「道徳の時間」の主な相違について

	各教科	特別の教科 道徳	道徳の時間（教科化前）
①免許	○中学校以上は、各教科ごとの免許制	○小中学校とも、学級担任が指導することが原則	○小中学校とも、学級担任が指導することが原則
②教材・教科書	○検定教科書	○検定教科書	○「私たちの道徳」 （文部科学省作成教材、平成26年度～） ○副読本（民間・自治体作成）
③評価	○数値による評価	○数値による評価は行わない	○数値による評価は行わない

（参照）道徳教育の充実に関する懇談会「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～」平成25年12月26日

道徳の質的転換によるいじめ防止に向けて

- これまでも道徳の時間の中では、いじめに関することが数多く含まれていた。

善悪の判断・自立・自由と責任、正直・誠実、個性の伸長、希望と勇気・努力と強い意志、親切・思いやり、友情・信頼、公平・公正・社会正義、よりよい学校生活・集団生活の充実、国際理解・国際親善、生命の尊さ…

- しかし、指導が「読み物教材の登場人物の心情理解」に偏ったり、分かりきったことを言わせたり書かせたりする指導に終始しがち。**現実のいじめの問題に対応できていなかった。**

深刻ないじめ問題を発端に、道徳を「特別の教科」へ

教育再生実行会議第一次提言(H25.2) 有識者懇談会(H26.3)、中教審答申(H26.10) → 小・中学校学習指導要領等の一部改正(H27.3) H30年度小学校、H31年度中学校で全面实施

「あなたならどうするか」を真正面から問う、「考え、議論する道徳への転換」

いじめに関する内容の充実

低・中学年に「公平、公正、社会正義」、中学年に「相互理解、寛容」、高学年に「よりよく生きる喜び」を追加 など

指導方法の改善

道徳的価値に関する問題解決的な学習や体験的な学習など多様な指導方法を工夫する

→いじめに関する問題を**自分自身のこととして、多面的・多角的**に考える

問題解決的な学習の例

○大切さを理解しているも、なかなか実現できない人間の弱さ

いじめをせずに仲良くしたい
(「相互理解、寛容」「友情、信頼」等)

現実の場面では傍観してしまう
相手にも非があると思ってしまう
異なる考えや立場を受け入れられない

○複数の道徳的価値の間で葛藤や衝突のある場面の問題

寛大な心をもって他人の過ちを許す
(「相互理解、寛容」)

法やきまりへの放縦で自分勝手な反発を許さない(「規則の尊重」)

理解し合い、信頼や友情を育む
(「友情、信頼」)

同調圧力に流されない
(「公正、公平、社会正義」)

葛藤や衝突

(学習指導要領、同解説、教科書検定基準にも趣旨を明記)

現行指導要領「第3章 特別の教科 道徳の第2」に示す内容の学年段階・学校段階の一覧

※【 】は学年段階別の該当する内容項目の数

小1, 2【19】	小3, 4【20】	小5, 6【22】	中学校【22】
A 主として自分自身に関すること			
善悪の判断、自律、自由と責任			自主、自律、自由と責任
正直、誠実			
節度、節制			節度、節制
個性の伸長			向上心、個性の伸長
希望と勇気、努力と強い意志			希望と勇気、克己と強い意志
—	—	真理の探究	真理の探究、創造
B 主として人との関わりに関すること			
親切、思いやり			思いやり、感謝
感謝			
礼儀			礼儀
友情、信頼			友情、信頼
—	相互理解、寛容		相互理解、寛容
C 主として集団や社会との関わりに関すること			
規則の尊重			遵法精神、公德心
公正、公平、社会正義			公正、公平、社会正義
勤労、公共の精神			社会参画、公共の精神
			勤労
家族愛、家庭生活の充実			家族愛、家庭生活の充実
よりよい学校生活、集団生活の充実			より良い学校生活、集団生活の充実
伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度			郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度
			我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度
国際理解、国際親善			国際理解、国際貢献
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること			
生命の尊さ			生命の尊さ
自然愛護			自然愛護
感動、畏敬の念			感動、畏敬の念
—	—	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び

現行学習指導要領における高等学校の道德教育(ポイント)

■高等学校における道德教育

- 学校における道德教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科・科目等のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

■道德教育の目標

- 道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

■高等学校の道德教育の配慮事項(抄)

- 各学校においては、道德教育の目標を踏まえ、道德教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道德教育推進教師を中心に、全教師が協力して道德教育を展開すること。
- 道德教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。
- 道德教育を進めるに当たっては、中学校までの特別の教科である道德の学習等を通じて深めた、主として「自分自身」、「人との関わり」、「集団や社会との関わり」、「生命や自然、崇高なものとの関わり」に関する道德的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。(以下略)

令和3年度道徳教育実施状況調査について

1. 調査の趣旨・目的

- 道徳教育の実施状況に関する調査は、従来から概ね5年ごとに悉皆調査で実施（直近は平成24年）。
- 平成27年3月の学習指導要領の一部改正により、小学校は平成30年度、中学校は令和元年度より「特別の教科 道徳」（道徳科）が全面実施され、「考え、議論する道徳」へと質的転換を図ってきているところ。
- 本調査は、道徳の教科化後に初めて実施する調査。改正学習指導要領に基づく道徳教育の全国的な取組状況を把握することで、現状における課題を明らかにし、今後の道徳教育の改善・充実を図るために必要な知見を得ることを目的とする。

※当初は令和2年度の実施を予定していたが、コロナ禍の影響により延期していたもの。

2. 調査方法・対象

- 民間業者に委託してオンライン調査として実施（事務負担を最小化）。
- 学校対象調査は抽出（無作為抽出により小学校1,197校、中学校1,144校）、教育委員会対象調査は悉皆。

3. 調査項目の構成

（学校対象調査）

- A 学校の教育活動全体を通じて行う「道徳教育」について
 - ・全体計画作成上の留意点
 - ・道徳教育の充実に向けた取組
 - ・道徳教育を推進する上での課題
- B 道徳教育の要となる「特別の教科 道徳」について
 - ・年間指導計画の活用のための工夫
 - ・道徳科の評価における工夫
 - ・道徳科の授業を実施する上での課題
 - ・道徳科の評価を行う上での課題

C 道徳科を含む道徳教育の充実について（学校の体制等）

- ・校内研修の実施状況
- ・道徳教育推進教師の取組内容
- ・道徳教育の充実に向けて参考としている情報
- ・道徳の「特別の教科」化を受けた変化

（教育委員会対象調査）

- ・道徳教育の充実に向けた取組
- ・道徳教育の更なる充実に向けた課題
- ・課題の解消に向けて自治体だけでは対応が困難な取組
- ・道徳の「特別の教科」化を受けた変化

令和3年度道徳教育実施状況調査(調査結果のポイント)

◇「特別の教科」化による変化と課題認識

- 道徳の「特別の教科」化を受けた変化に係る学校・教育委員会の認識を踏まえ調査結果を総括的に捉えると、「特別の教科」化が目指した道徳教育の量的確保の面で確実に定着。「考え、議論する道徳」への質的転換の面でも、以下に見られるような課題はありつつ、不断の授業改善、評価の改善により取組は着実に進展。

(道徳科の授業改善)

- 学校・教育委員会ともに一層の授業改善が更なる充実に向けた最も大きな課題との認識
- 「特別の教科」化で求められる授業ができていないということではなく、道徳教育に対する教師や学校の意識の高まりから、更なる指導力向上を模索

(道徳科の評価の工夫)

- 「評価することで、児童生徒の成長が把握でき、指導の効果が実感できるようになった」との肯定的回答の一方で、「評価の妥当性や信頼性の担保」等に課題認識
- 学習成果等の記録物のほか授業での発言・表情等にも着目したり、学級担任以外の教師とも協力して多面的・多角的に評価したりするなど、様々な方法を組み合わせて学習状況や道徳性に係る成長の様子を見取ることが重要

(諸計画の作成・活用)

- 全体計画の別葉の作成と活用、諸計画を評価・改善していくための手立てに改善の余地。各学校や児童生徒の実態に応じたものとなるよう十分留意する必要

(指導体制と研修の充実)

- 学校種の特性を踏まえ実働する機能的な指導体制の構築を図ること、道徳教育推進教師の役割を踏まえた校務分掌の調整、学校管理職のリーダーシップが重要
- コロナ禍の制約や働き方改革、デジタル化の進展を踏まえ、ICTの効果的活用による研修方法等の工夫が有効

(家庭・地域社会との連携)

- コロナ禍の制約も推察されるが、学校管理職のマネジメントの下で道徳教育推進教師が中心となり、まずは情報発信を進めることが連携の端緒

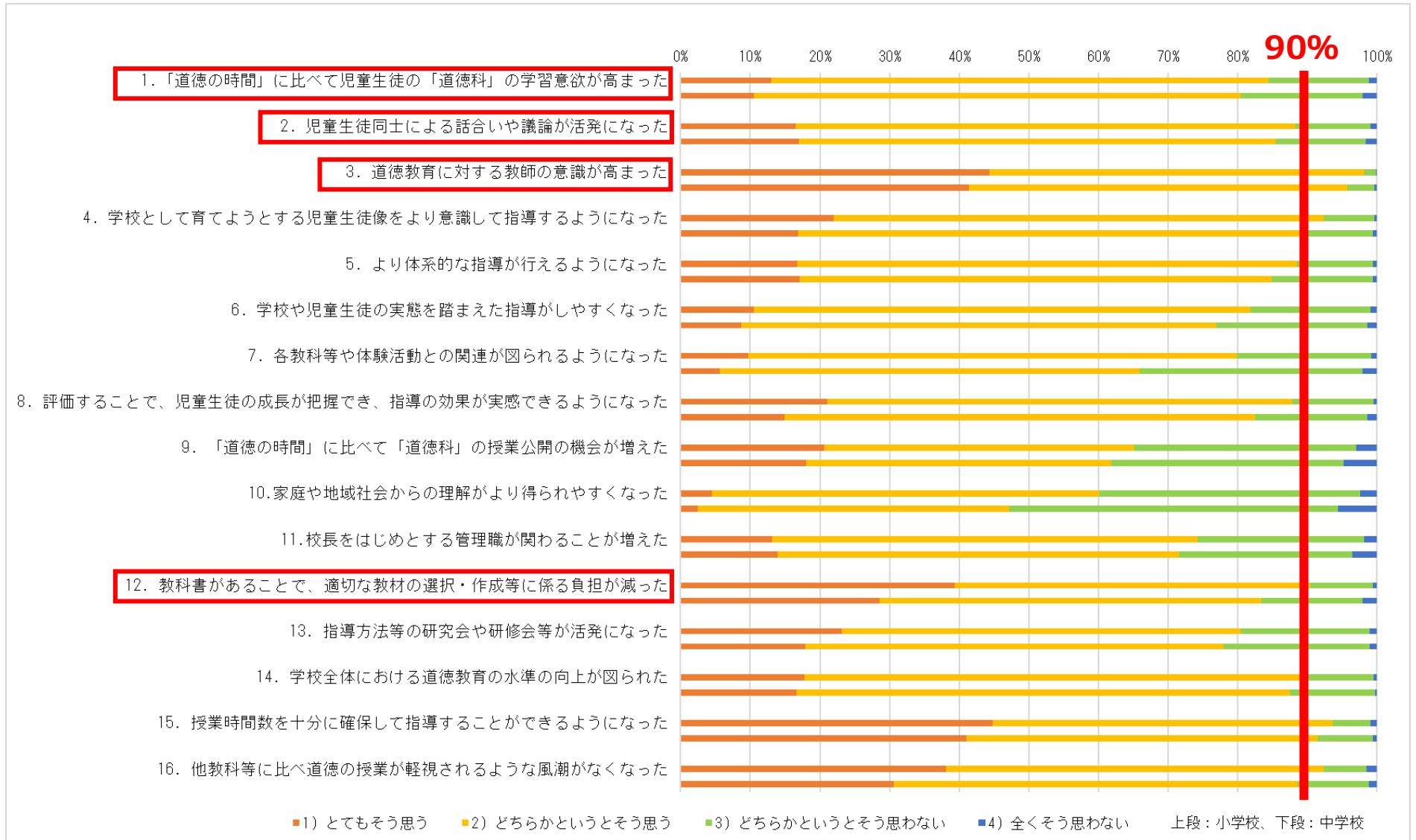
◇今後の充実に向けた国の取組への示唆

- 道徳科の授業改善、指導力の向上、そのための研修機会等の充実は喫緊の課題。オンラインでの研修動画、優れた授業実践の共有など、国・地方の連携の下、実践的知見の見える化・共有化を進めることが効果的。
- NITSの研修・動画や、「道徳教育アーカイブ」はじめ文科省・教育委員会のホームページ掲載情報について、相互連携により認知度向上と活用促進、そのためにもコンテンツの更なる拡充を図る必要。

令和3年度道徳教育実施状況調査 抜粋①

調査結果（小・中学校）

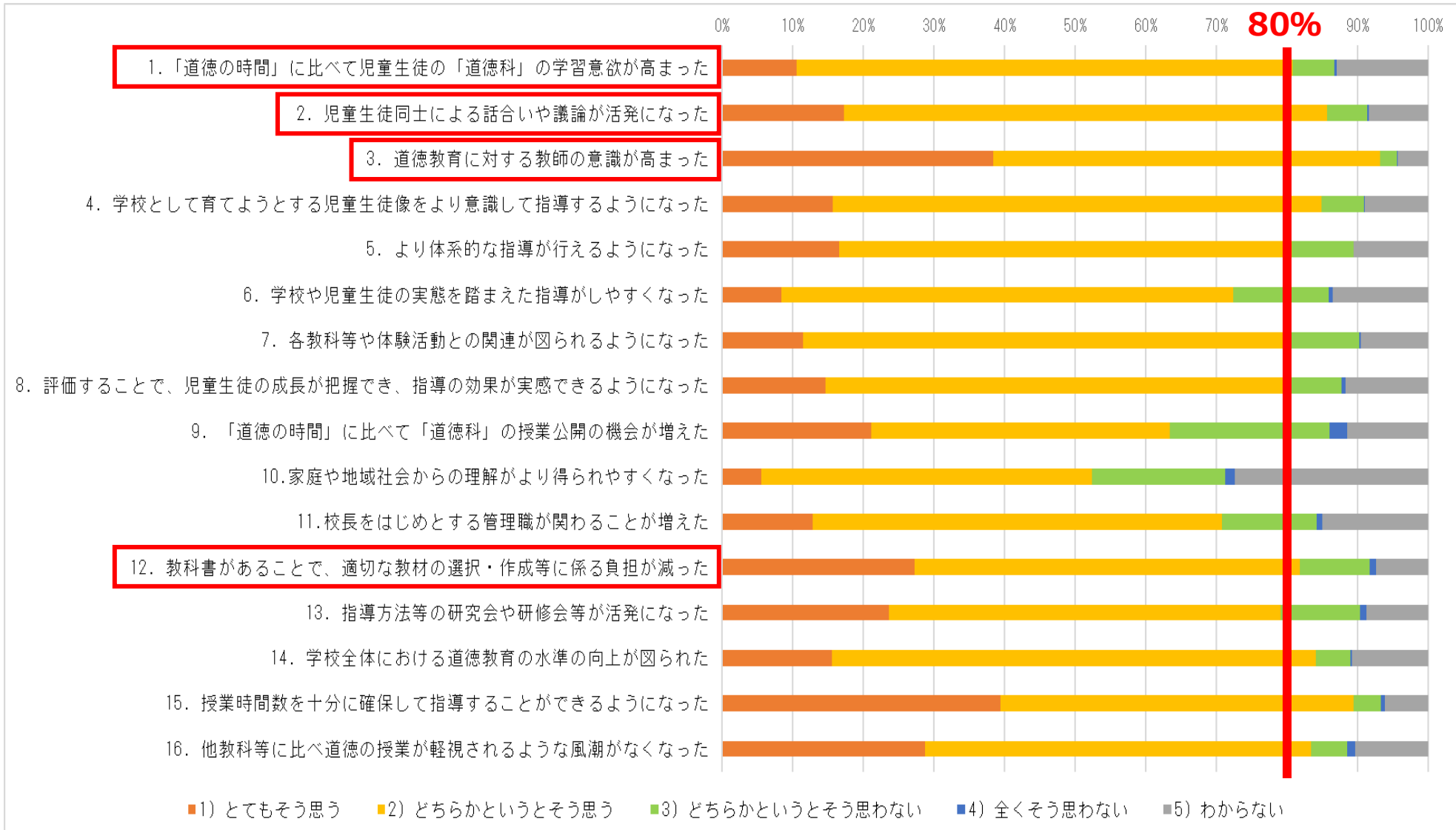
【設問12】道徳の「特別の教科」化を受けた変化



令和3年度道徳教育実施状況調査 抜粋②

調査結果（教育委員会）

【設問3】道徳の「特別の教科」化を受けた学校における変化



調査結果（小・中学校）

【設問13】道徳の「特別の教科」化を受けたその他の変化（自由記述）

前向きな変化

- 道徳に興味を持つ児童生徒、道徳で学んだことを生活に生かそうとする児童生徒が増えた。
- 学級担任以外の教師の意識が高まり、学校全体で連携した実践が増えた。
- 教材の扱い方や指導方法について、日頃から教師間の話合いが活発に行われるようになった。
- 多様な指導法や発問を工夫するようになった。
- 記述評価により、児童生徒が自分のよさや成長を実感できるようになった。
- 評価することにより指導中の児童生徒の発言や様子に教師自身が様々な視点で目を向けることが増えた。

課題につながる変化

- 教科書や教科書発行者の指導書に頼る傾向が見受けられるようになった。
- 道徳科の評価という学級担任の業務が増えた。
- 児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握することは容易ではなく、評価への意識の高まりとともに、評価に不安を抱える教師が増えた。

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（特別の教科 道徳）－質問調査版－

1. 平成27年及び平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 道徳の特別の教科化により、「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育へと転換し、児童の道徳性を養う。
- 検定教科書を導入。内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善。
- 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫。数値による評価ではなく、児童の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます個人内評価（記述式）。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 教師オンライン質問の「特別の教科 道徳」の目標に係る2種類の質問では、肯定的回答が90%以上あった。一方、児童質問紙調査の目標に係る2種類の質問では、否定的回答の割合が13%から20%程度あった。教師の指導に関する認識と児童の受け止めに10ポイント以上の差がある。
- 「特別の教科 道徳」の児童質問紙調査の項目と、共通質問における自己肯定感や多様な考え方を理解しようとする態度、成長の実感等に関わる質問や、特別活動におけるいじめのない学級や学校をつくることに関する質問との間に相関が見られた。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・「内面的資質としての道徳性を主体的に養っていく時間」という道徳科の特質や目標を踏まえ、より一層「考え、議論する道徳」の質的充実を図っていく必要がある。
 - ・道徳科の指導の積み重ねと、児童の自己肯定感や多様な考え方を理解しようとする態度、いじめの未然防止に関する認識等については関係が深いと考えられることから、引き続き、道徳科を要とした道徳教育について、内容項目の相互の関連性や、学年段階ごとの発展性を考慮して指導を行っていくことが重要である。

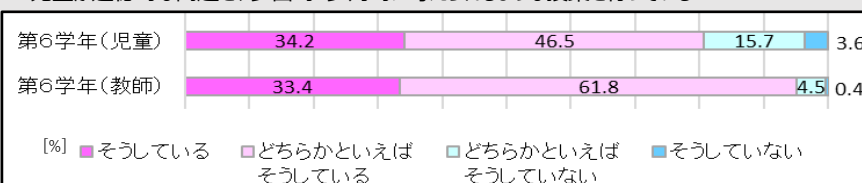
4. 調査結果例（質問調査 小学校/特別の教科 道徳）

質問項目（第6学年）「特別の教科 道徳」の目標に係る質問

- ・よりよく生きるために大切なことを、自分の生活を見つめて考えている
- ・児童が道徳的価値の理解を基に、自己を見つめられるような授業を行っている



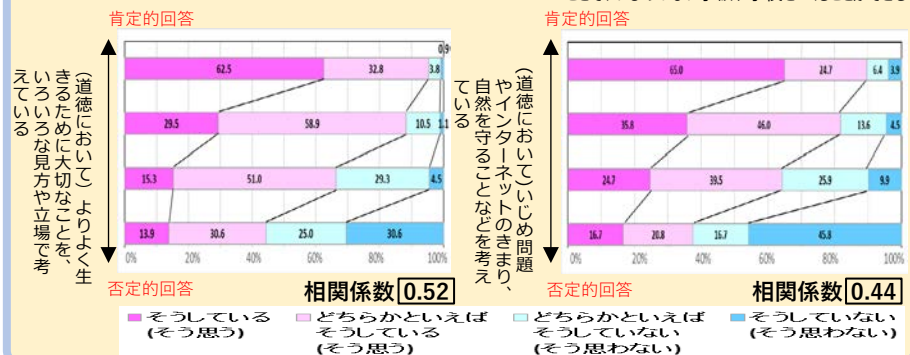
- ・よりよく生きるために大切なことを、いろいろな見方や立場で考えている
- ・児童が道徳的な問題を、多面的・多角的に考えられるような授業を行っている



質問項目（第6学年）共通質問、特別活動との相関

(共通) 自分とちがう考えを理解しようと努める

(特別活動) (特別活動において) みんなで協力して活動することで、いじめのない学級や学校をつくることのできる

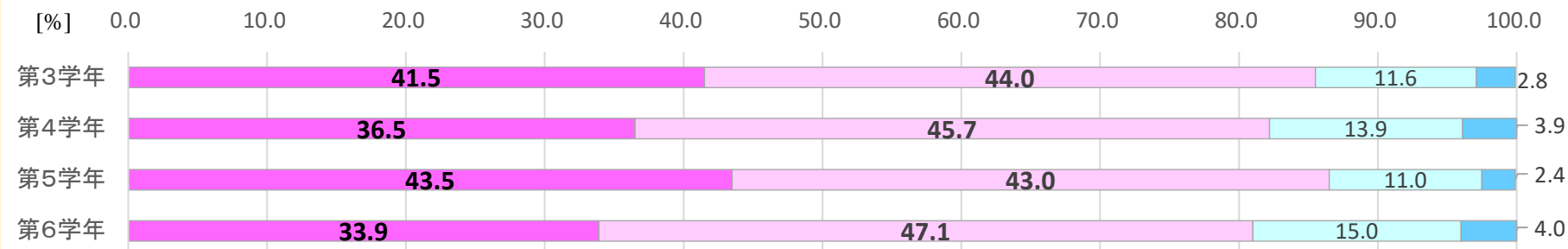


【学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果】

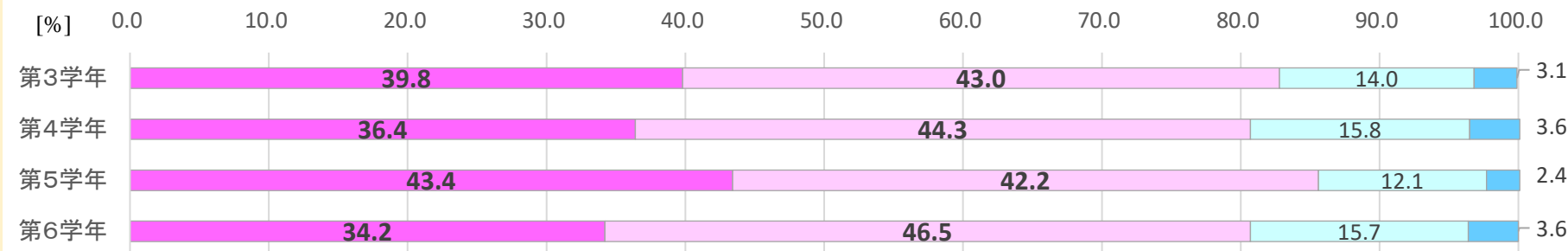
- 児童質問紙調査では、「「よりよく生きるために大切なことを、自分の生活を見つめて考えている」」、「「よりよく生きるために大切なことを、いろいろな見方や立場で考えている」という質問項目に対し、どの学年においても児童の80%以上が、肯定的な回答をしている。

「目標」に関わる質問

「よりよく生きるために大切なことを、自分の生活を見つめて考えている」



「よりよく生きるために大切なことを、いろいろな見方や立場で考えている」



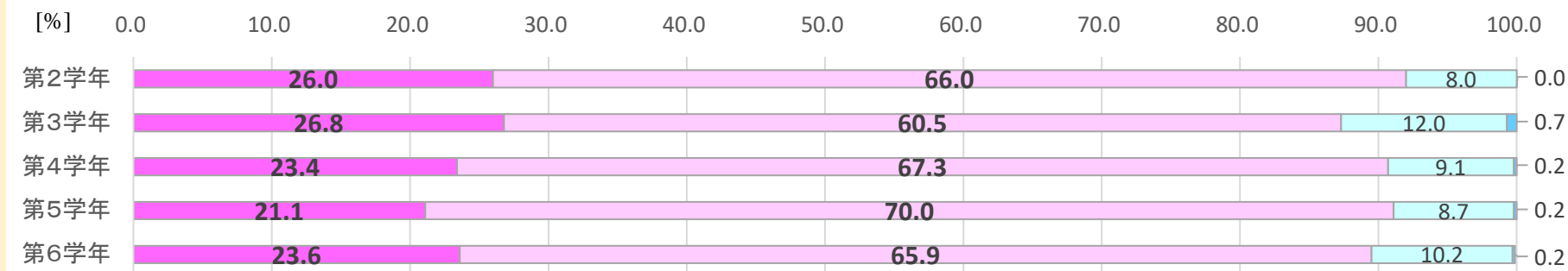
■ そうしている ■ どちらかといえばそうしている ■ どちらかといえばそうしていない ■ そうしていない

【学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果】

- 教師オンライン質問調査では、「児童一人一人について、学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努めている」という質問項目に対し、どの学年においても約90%が肯定的な回答をしている。
- 「児童が社会的課題（情報モラル、社会の持続可能な発展、いじめの防止等）を自分との関係において考えられるように指導を行っている」という質問項目に対し、どの学年においても95%以上が肯定的な回答をしている。

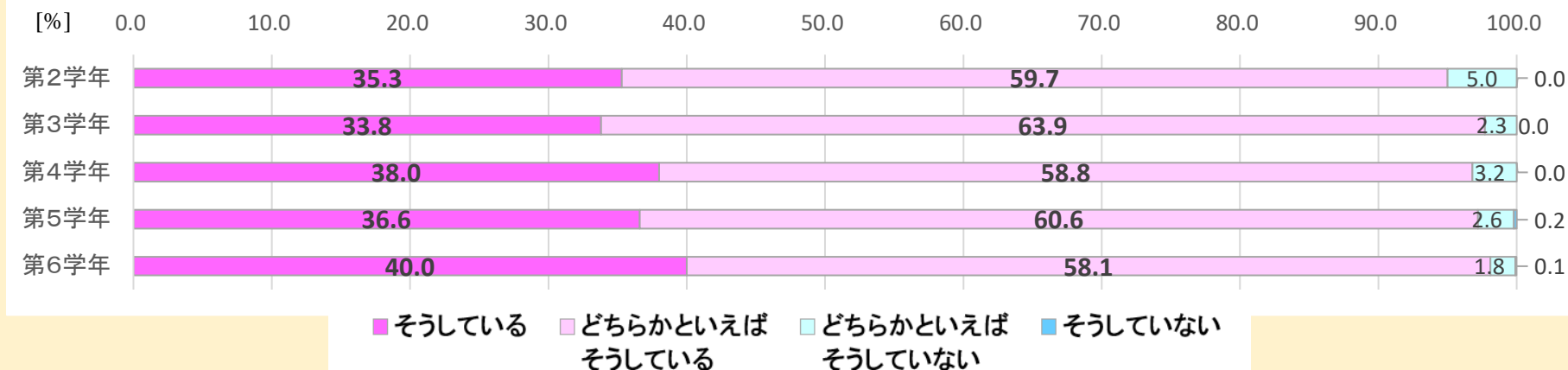
「評価」に関わる質問

「児童一人一人について、学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努めている」



「社会的課題」に関わる質問

「児童が社会的課題（情報モラル、社会の持続可能な発展、いじめの防止等）を自分との関係において考えられるように指導を行っている」



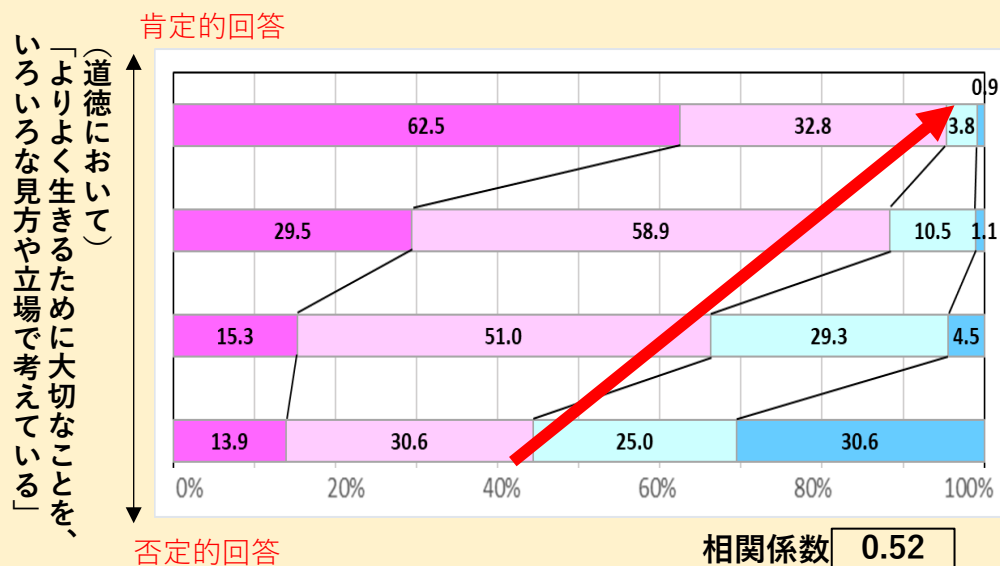
【学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果】

- ・ 児童質問紙調査では、道徳において「よりよく生きるために大切なことを、いろいろな見方や立場で考えている」という質問項目に肯定的に回答している児童ほど、自分と異なる意見への理解に関する項目について肯定的な回答をする傾向が見られた。
- ・ 道徳において「いじめ問題やインターネットのきまり、自然を守ることなどを考えている」という質問項目に肯定的に回答している児童ほど、特別活動におけるいじめのない学級・学校づくりに関する項目について肯定的な回答をする傾向が見られた。

質問項目（第6学年） 共通質問、特別活動との相関

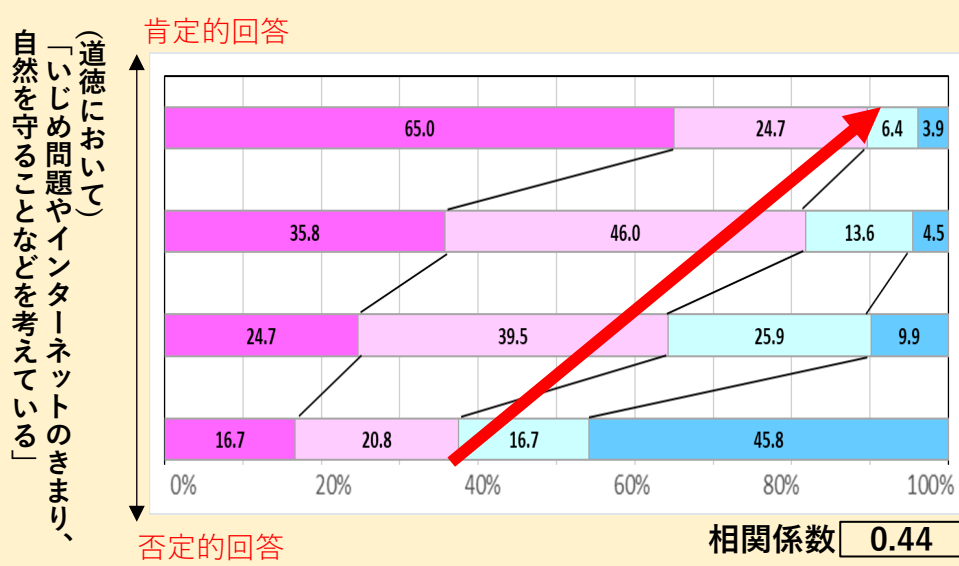
（共通）

「自分とちがう考えを理解しようと努める」



（特別活動）

「（特別活動において）みんなで協力して活動することで、
いじめのない学級や学校をつくることのできる」



■ そうしている（そう思う） ■ どちらかといえばそうしている（そう思う） ■ どちらかといえばそうしていない（そう思わない） ■ そうしていない（そう思わない）

令和5年度 中学校学習指導要領実施状況調査の結果について（特別の教科 道徳） —質問調査版— 《速報版》

1. 平成27年及び平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 道徳の「特別の教科」化により、答えが1つではない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと転換し、生徒の道徳性を養う。
- 検定教科書の導入。いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善。
- 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫。数値による評価ではなく、生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます個人内評価（記述式）。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 生徒質問調査のすべての質問で肯定的回答がおおむね80%以上で、特に「道徳の授業で学んだことは、よりよく生きるために役立っている」の質問は肯定的回答が85%以上である。
- 教師質問調査の目標及び内容に係る4種類の質問では、肯定的回答が90%以上である。一方、その肯定的回答のうち「どちらかといえばそうしている」がおおむね60%以上であり、教師が必ずしも自信をもって授業を進められているとは言えない状況が考えられる。また、指導計画に係る2種類の質問では、否定的回答が30%程度ある。
- 「特別の教科 道徳」の生徒質問調査の項目と、共通質問における自己肯定感や多様な考え方を理解しようとする態度、成長の実感等に関わる質問との間に相関が見られる。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・「内面的資質としての道徳性を主体的に養っていく時間」という道徳科の特質、目標及び内容を踏まえ、教師が自信をもって、より一層「考え、議論する道徳」の質的充実を図ることができるようにする必要がある。
 - ・3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなど、更に工夫して指導する必要がある。
 - ・道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、多様な教材の活用を含め、教育課程の管理者としての校長がより一層リーダーシップを発揮し、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して作成した道徳教育に係る諸計画を、具体的な指導に生かしていく必要がある。

4. 調査結果例（質問調査 中学校/特別の教科 道徳）

質問項目(第3学年)「特別の教科 道徳」

目標及び内容に係る質問

生徒・道徳の授業で学んだことは、よりよく生きるために役立っている [%]

①	47.7	38.7	8.9	4.7
---	------	------	-----	-----

教師 ※以下のような授業を行っている

- ①生徒が道徳的価値の理解を基に、自己を見つめられるような授業
- ②生徒が道徳的な問題を、広い視野から多面的・多角的に考えられるような授業
- ③生徒が人間としての生き方についての考えを深められるような授業
- ④道徳性を構成する諸様相である道徳的判断力、道徳的心情、道徳的实践意欲と態度を育てる授業

①	32.4	63.3	4.0	0.3
②	32.9	61.4	5.4	0.3
③	37.0	59.2	3.5	0.3
④	26.5	67.0	6.1	0.3

指導計画に係る質問

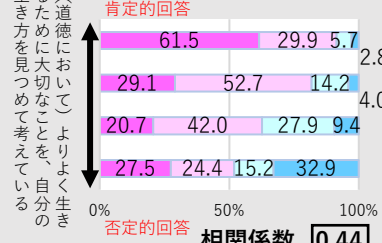
- ⑤3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行っている
- ⑥各教科等で行われている指導を補い、深め、発展させるなど、道徳教育の要としての役割を果たすような授業を行っている

⑤	21.3	52.2	23.4	3.0
⑥	16.1	55.9	25.3	2.7

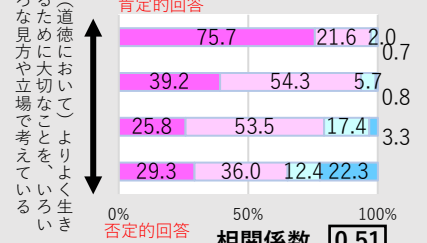
- そう思う（そうしている）
- どちらかといえばそう思う（どちらかといえばそうしている）
- どちらかといえばそう思わない（どちらかといえばそう思わない）
- そう思わない（そうしていない）

質問項目(第3学年) 共通質問との相関

(共通) 自分にはよいところがある



(共通) 自分とちがう考えを理解しようと努める

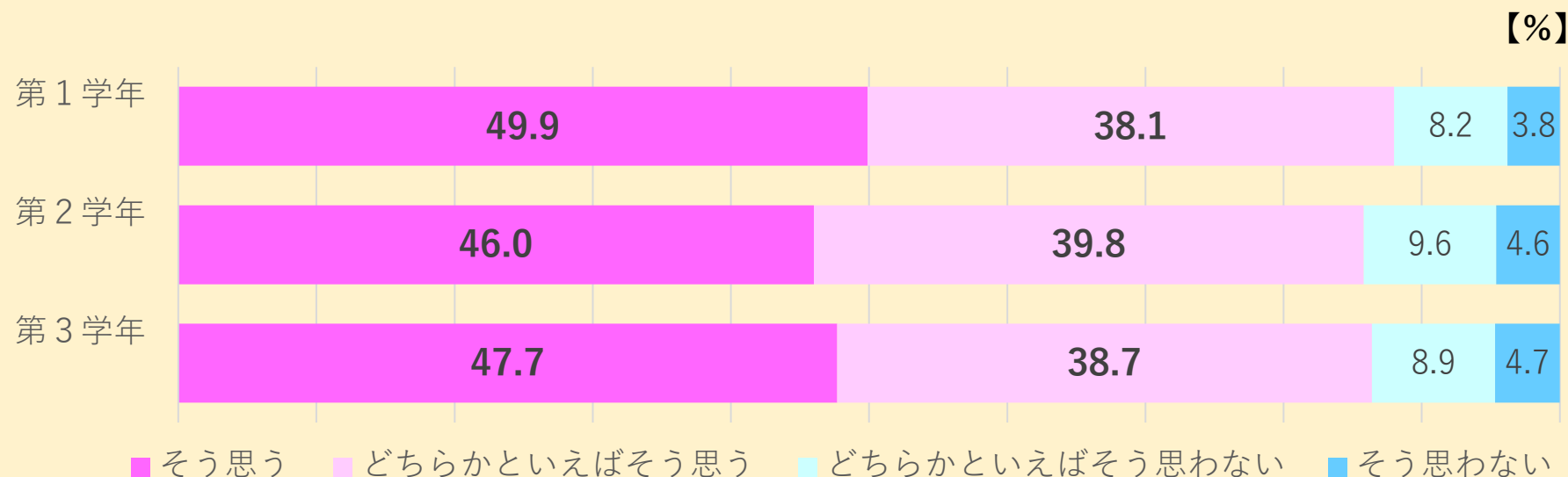


【学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果】

- 生徒質問調査では、「道徳の授業で学んだことは、よりよく生きるために役立っている」という質問項目に対し、どの学年においても生徒の85%以上が肯定的な回答をしている。

「評価」に関わる質問

「道徳の授業で学んだことは、よりよく生きるために役立っている」

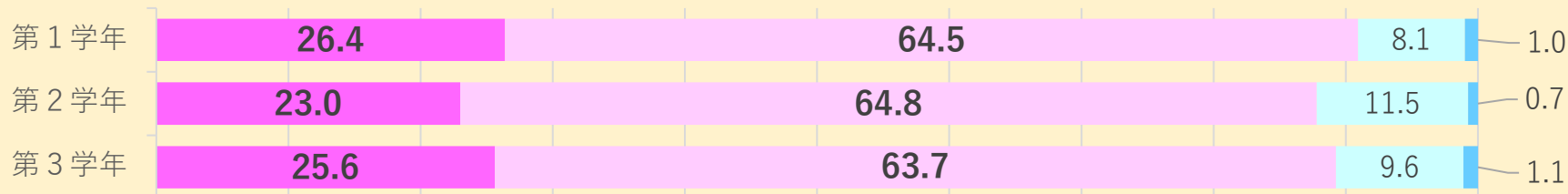


【学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果】

- 教師質問調査では、「生徒一人一人について、学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努めている」という質問項目に対し、どの学年においても87%以上が肯定的な回答をしている。
- 「指導のねらいに即して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習、特別活動等の多様な実践活動等を生かすなどを適切に取り入れた指導を工夫している」という質問項目に対し、どの学年においても約80%が肯定的な回答をしている。

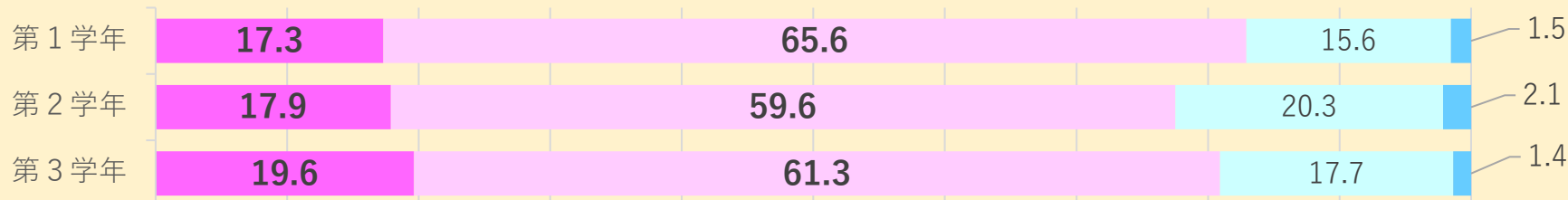
「評価」に関わる質問

「生徒一人一人について、学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努めている」 【%】



「学習」及び「指導方法」に関わる質問

「指導のねらいに即して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習、特別活動等の多様な実践活動等を生かすなどを適切に取り入れた指導を工夫している」 【%】



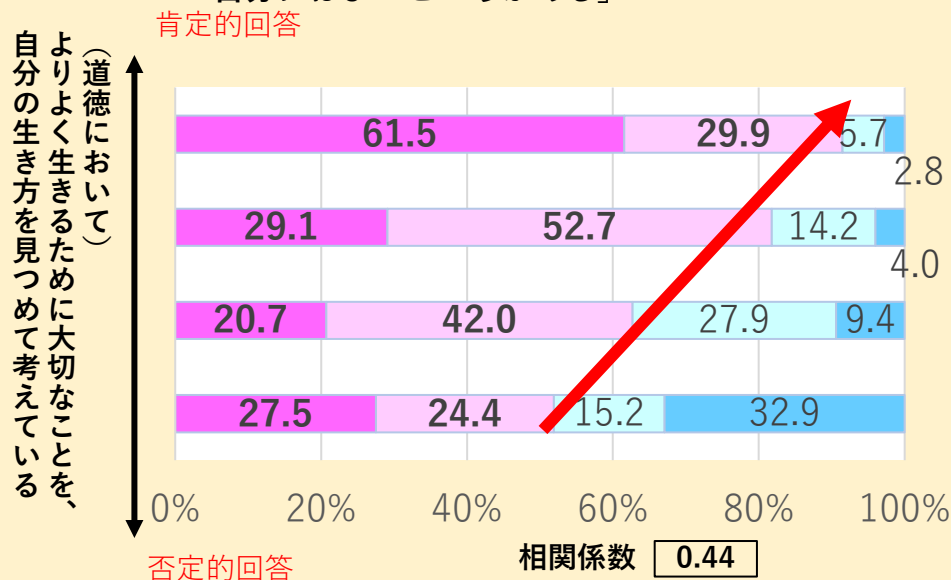
■ そうしている ■ どちらかといえばそうしている ■ どちらかといえばそうしていない ■ そうしていない

【学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果】

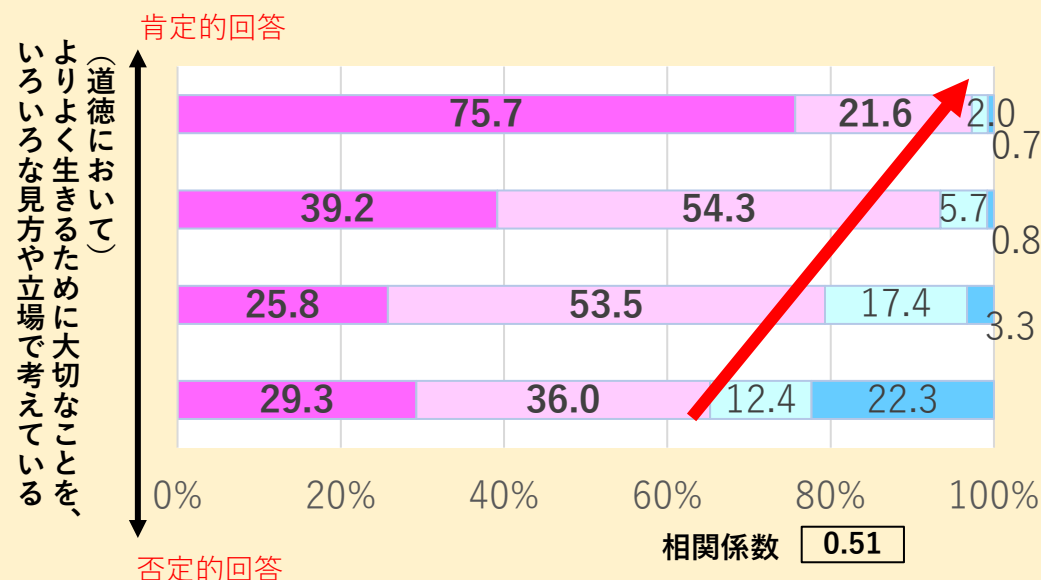
- 生徒質問調査では、道徳において「よりよく生きるために大切なことを、自分の生き方を見つめて考えている」という質問項目に肯定的に回答している生徒ほど、自己肯定感に関する項目について肯定的な回答をする傾向が見られた。
- 道徳において「よりよく生きるために大切なことを、いろいろな見方や立場で考えている」という質問項目に肯定的に回答している生徒ほど、自分と異なる意見へ理解に関する項目について肯定的な回答をする傾向が見られた。

質問項目（第3学年）共通質問との相関

(共通)
「自分にはよいところがある」



(共通)
「自分とちがう考えを理解しようと努める」



- そう思う (そうしている)
- どちらかといえばそう思う (どちらかといえばそうしている)
- どちらかといえばそう思わない (どちらかといえばそう思わない)
- そう思わない (そうしていない)

道徳の授業で、自分の考えを深めたり、 学級やグループで話し合ったりしている児童生徒の割合は増加傾向

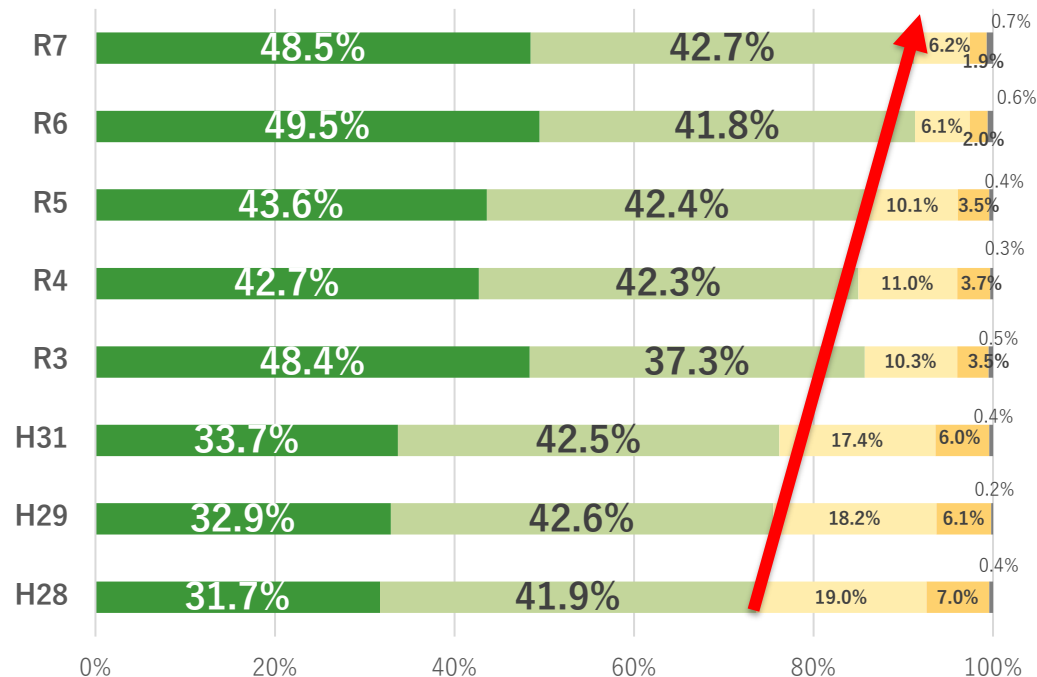
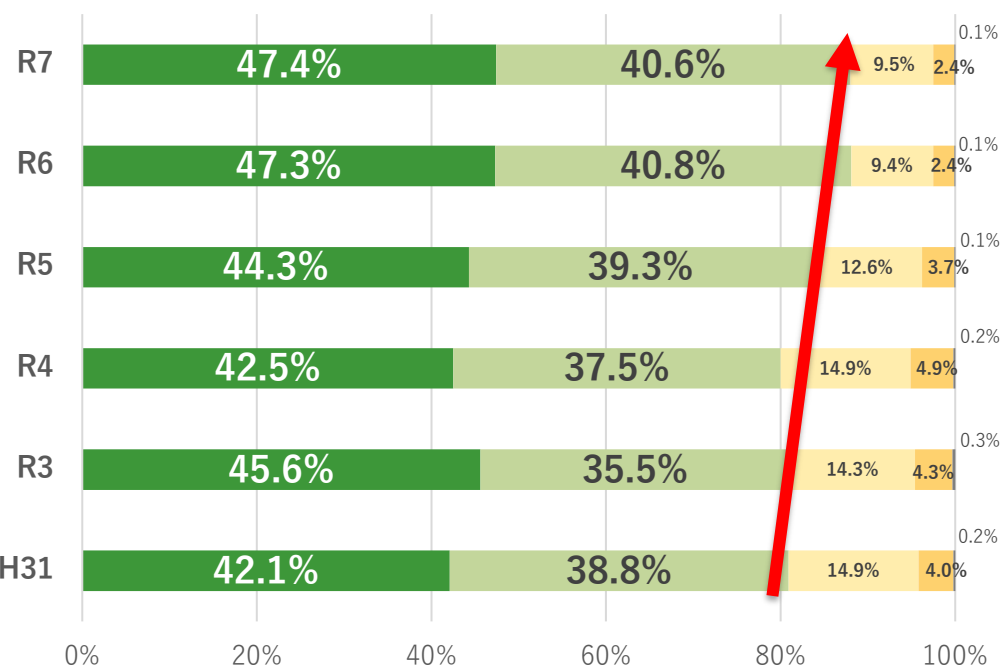
「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか」
※設問文等については、調査の実施年度によって必ずしも文言が一致しない場合があることに留意する必要がある。

小学校

- 当てはまる
- どちらかといえば、当てはまる
- どちらかといえば、当てはまらない
- 当てはまらない
- 無回答

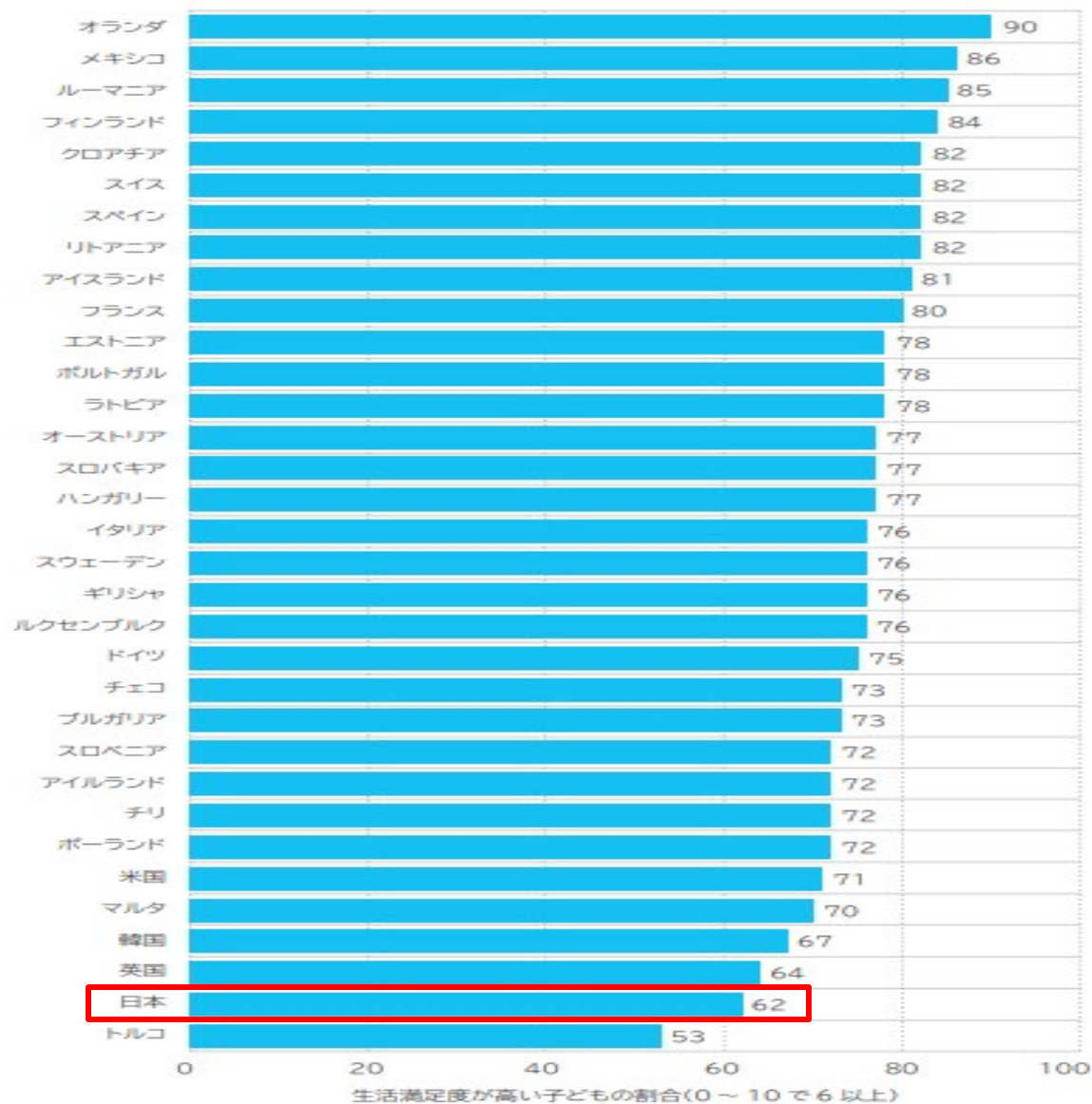
中学校

- 当てはまる
- どちらかといえば、当てはまる
- どちらかといえば、当てはまらない
- 当てはまらない
- 無回答



生活満足度に関する国際調査結果

図 4：生活満足度が高い 15 歳の子どもの割合



注：生活全般の満足度に関する設問（「キャントリルの梯子」尺度）で、0～10のうち6以上を選んだ子どもの割合。オーストラリア、ベルギー、カナダ、キプロス、デンマーク、イスラエル、ニュージーランド、ノルウェーはデータなし。

出典：PISA 2018

(出典)
ユニセフ・イノチェンティ研究所
「イノチェンティ レポートカード16 子どもたちに影響する世界：先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か」
(英語版 2020年9月、日本語版 2021年2月)

自身と社会の関わりに関する調査結果

質問11：自身と社会の関わりについて、以下の項目に同意しますか。（単一回答、各国n=1,000）

※「同意」+「どちらかといえば同意」の回答率を、日本の高い順に掲載

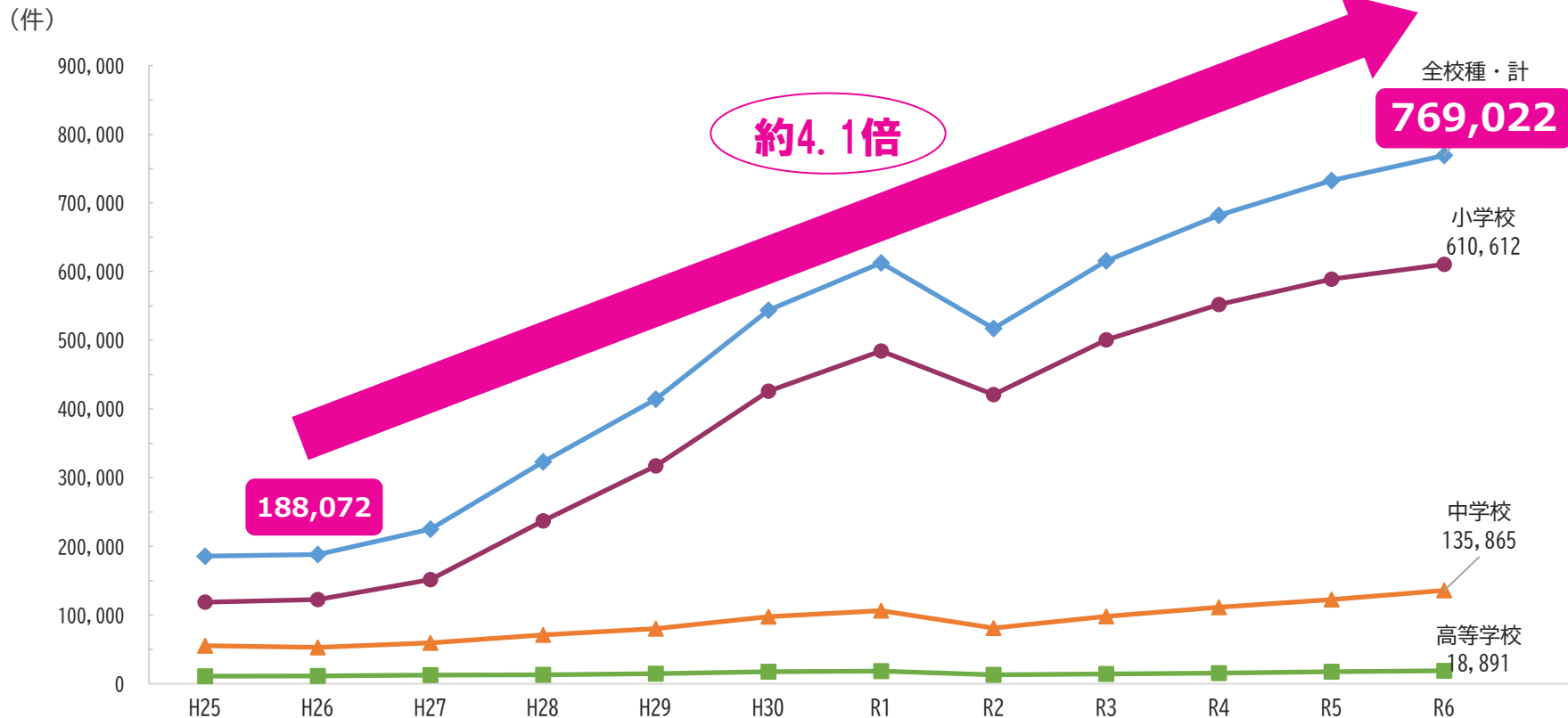
(単位：%)	日本	アメリカ	イギリス	中国	韓国	インド
国や社会に役立つことを したいと思う	64.3	78.4	77.7	93.6	71.1	85.9
自分は責任がある 社会の一員だと思う	61.1	79.4	80.7	92.1	74.5	86.8
ボランティア活動に参加したい	60.4	76.3	68.6	89.8	70.5	79.2
慈善活動のために 寄付をしたい	58.4	78.4	79.5	87.2	66.6	84.4
自分は大人だと思う	49.6	76.6	75.8	90.0	54.8	81.7
自分の行動で、 国や社会を変えられると思う	45.8	65.6	56.1	83.7	60.8	80.6

いじめの認知件数は過去最多の約77万件。 10年前と比べて約4.1倍に増加。

いじめの認知件数について

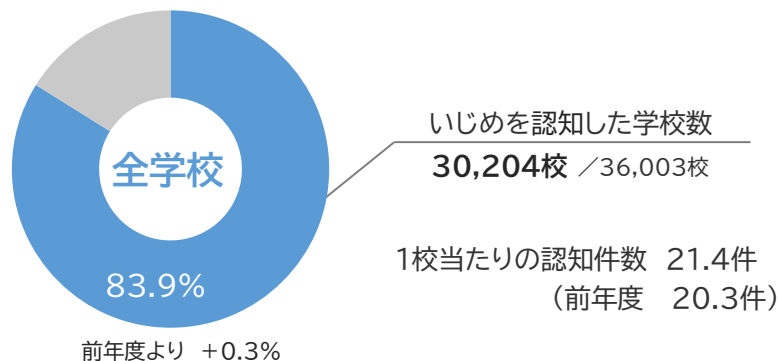
いじめの認知件数の推移

※認知件数の増加については、いじめの解消に向けた取組のスタートラインに立っているものとして、肯定的に評価。



いじめの認知件数について(学校種ごとの割合)

いじめを認知した学校の割合

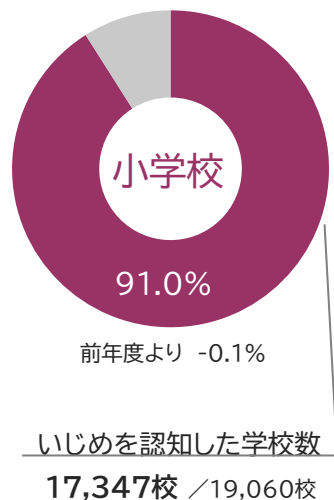


「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」(平成27年12月22日付け児童生徒課長通知)にて、下記のとおり通知しており、各学校においていじめの認知への取組が行われている。

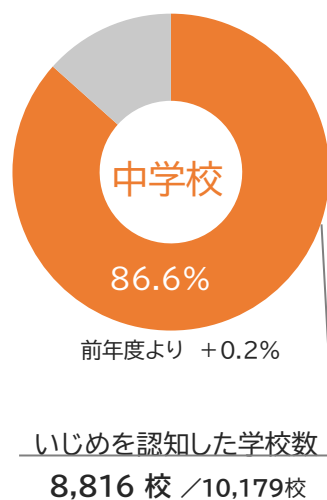
【通知より抜粋】

いじめを認知していない学校…(略)…にあつては真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、…いじめの認知件数が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。

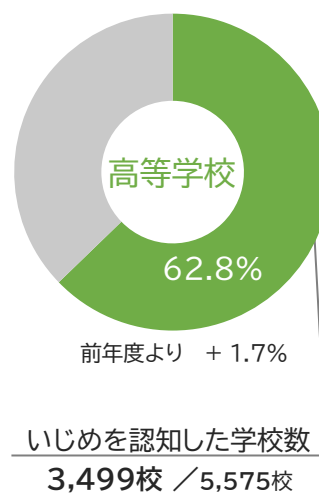
学校種別の状況



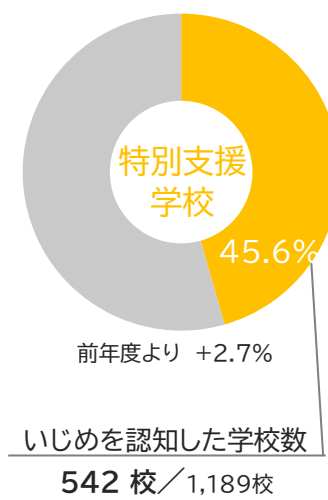
1校当たりの認知件数 32.0件
(前年度 30.7件)



1校当たりの認知件数 13.3件
(前年度 12.0件)



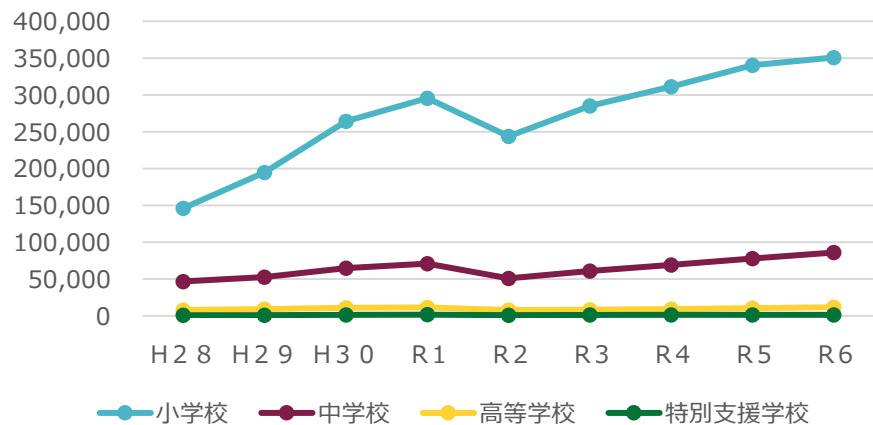
1校当たりの認知件数 3.4件
(前年度 3.2件)



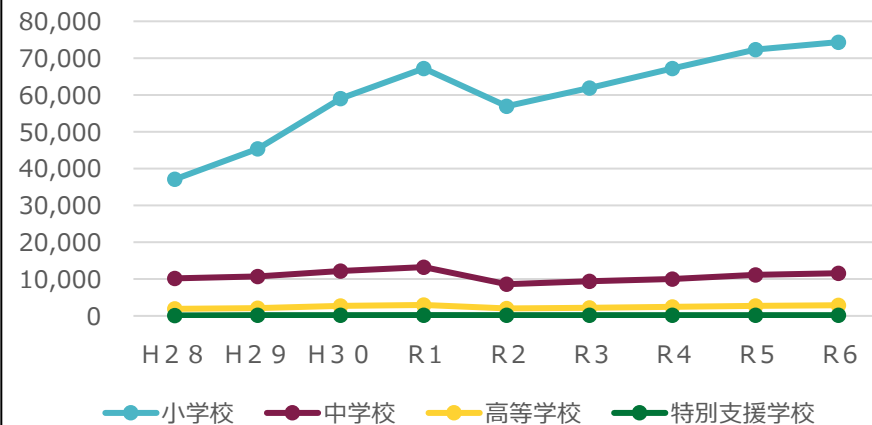
1校当たりの認知件数 3.1件
(前年度 2.8件)

いじめの様態別経年変化

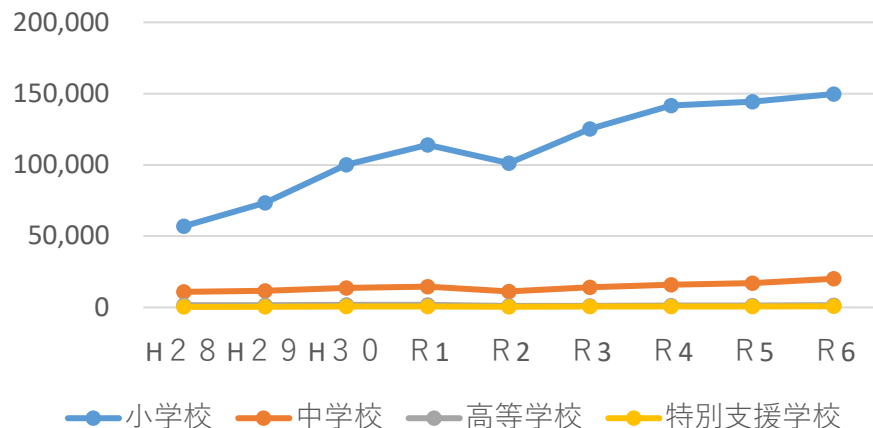
ひやかしゃからかい、悪口や脅し文句



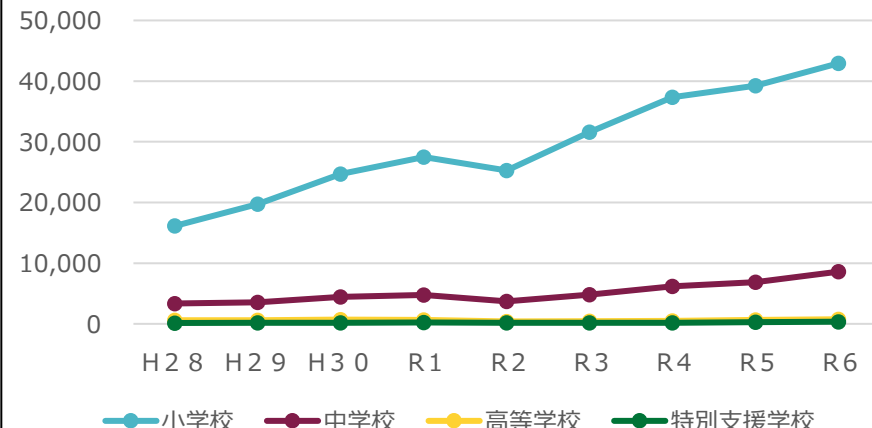
仲間外れ、集団による無視



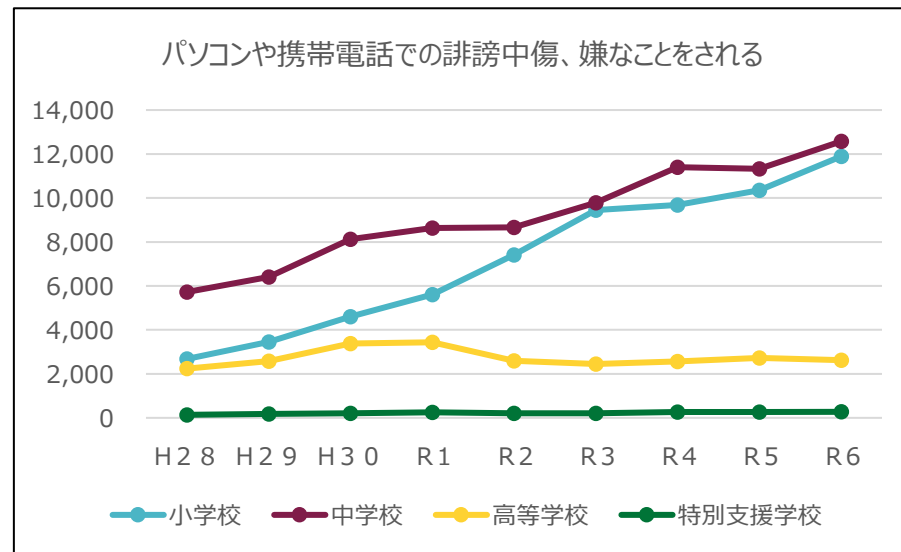
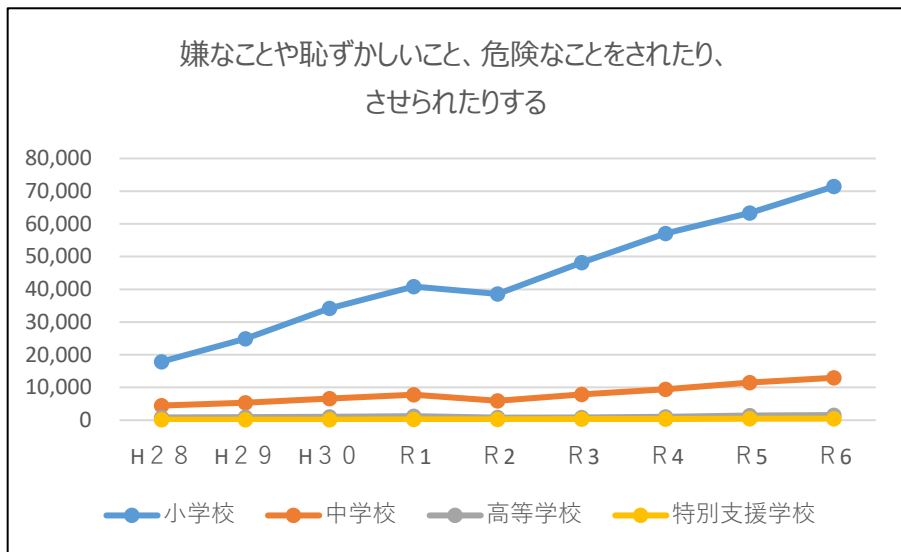
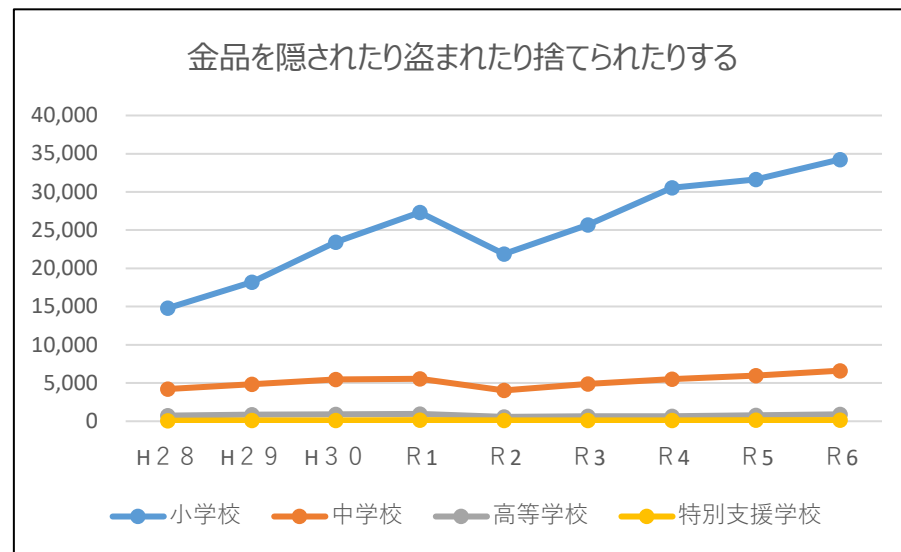
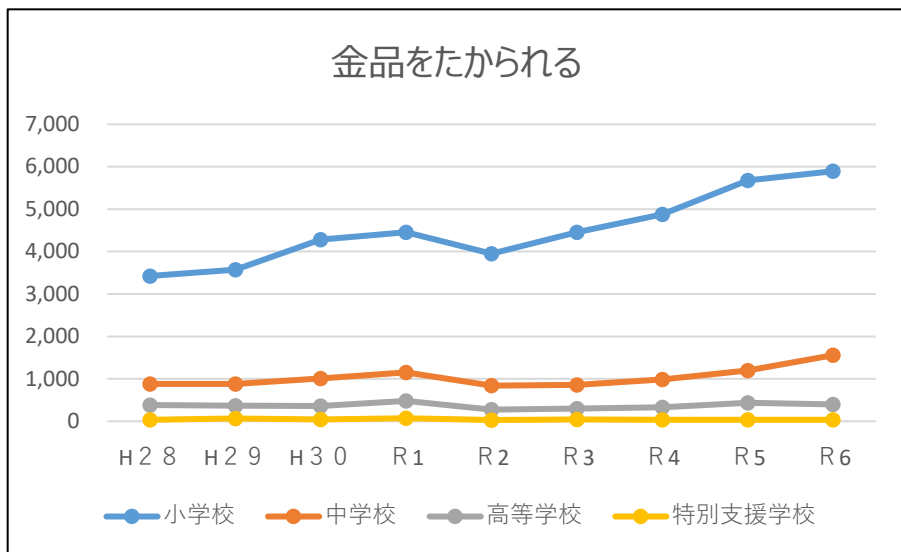
軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたりけられたりする



ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする



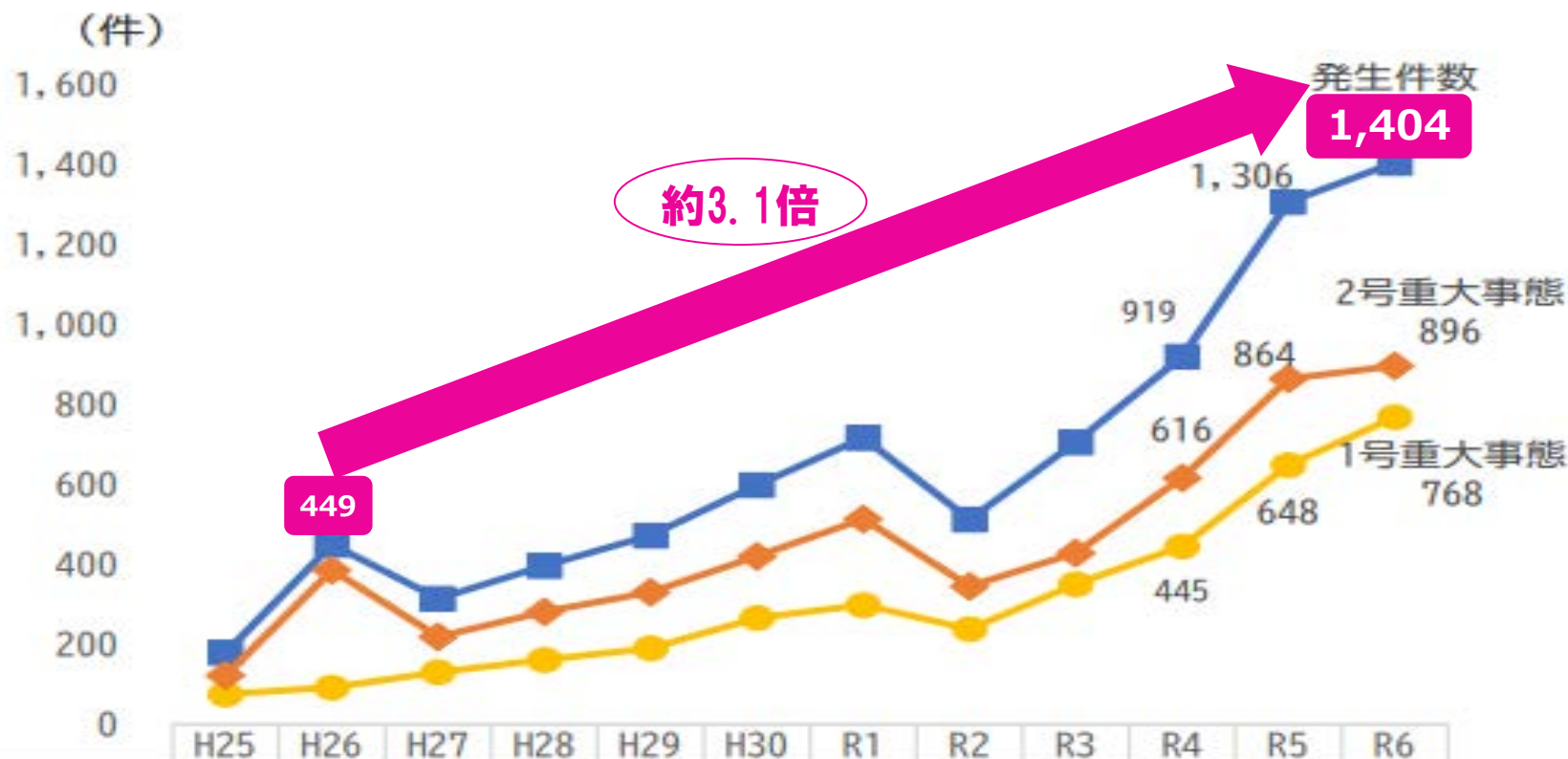
いじめの様態別経年変化



いじめの重大事態の発生件数は過去最多の約1,400件。 10年前と比べて約3.1倍に増加。

いじめの重大事態について

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数の推移



※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したものを。

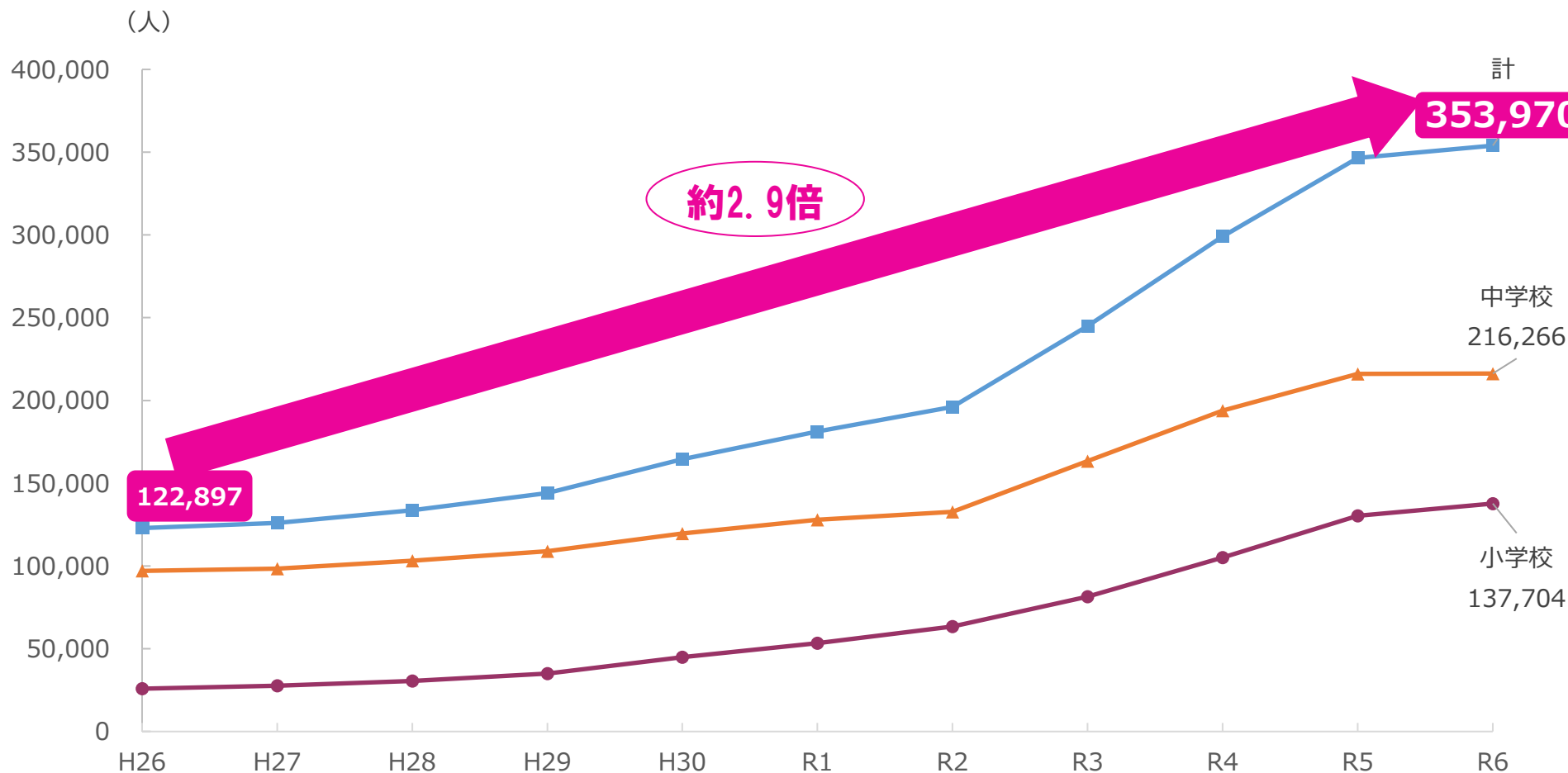
※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
である。

小・中学校の不登校児童生徒数は過去最多の約35万4千人。 10年前と比べて約2.9倍に増加。

小・中学校における不登校の状況について

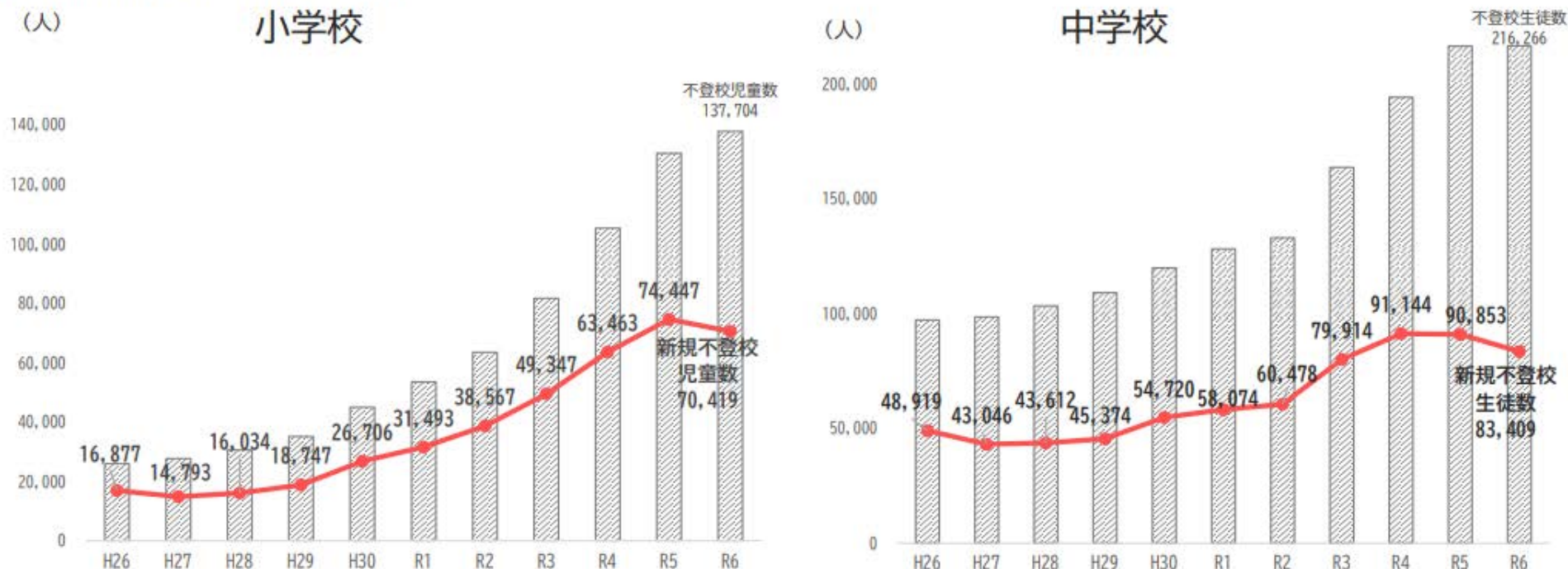
不登校児童生徒数の推移



小・中学校における不登校の状況について

- 不登校児童生徒数のうち、新規不登校児童生徒数は、小学校で70,419人(前年度74,447人)、中学校で83,409人(前年度90,853人)であり、小・中学校ともに前年度から減少した。
- 小・中学校合計の新規不登校児童生徒数は153,828人(前年度165,300人)であり、9年ぶりに減少した。

新規不登校児童生徒数の推移



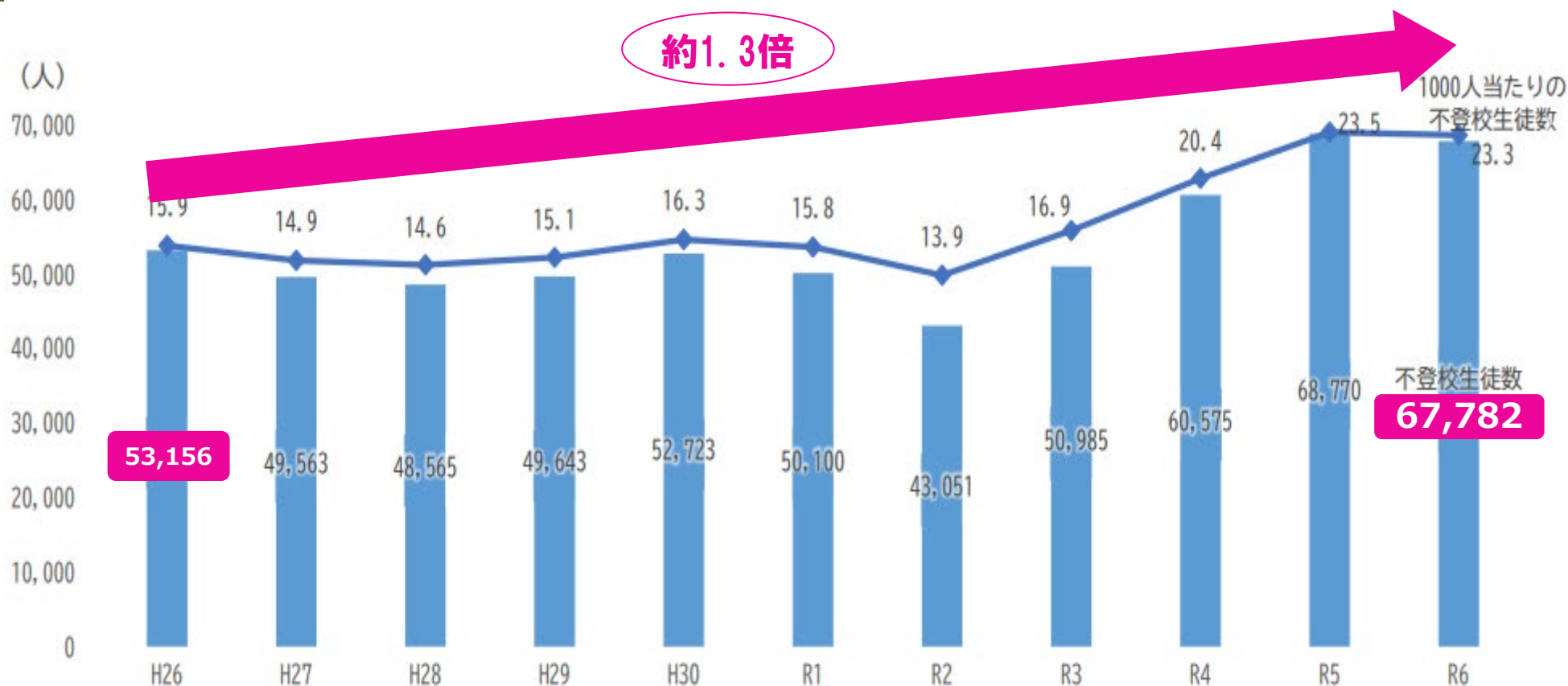
年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	不登校児童数	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370	137,704
	うち、新規不登校児童数	16,877	14,793	16,034	18,747	26,706	31,493	38,567	49,347	63,463	74,447	70,419
中学校	不登校生徒数	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112	216,266
	うち、新規不登校生徒数	48,919	43,046	43,612	45,374	54,720	58,074	60,478	79,914	91,144	90,853	83,409
合計	不登校児童生徒数	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482	353,970
	うち、新規不登校児童生徒数	65,796	57,839	59,646	64,121	81,426	89,567	99,045	129,261	154,607	165,300	153,828

※新規不登校児童生徒とは、前回調査では不登校に計上されていなかった者。

高等学校の不登校生徒数は約6万8千人と前年度より減少。 10年前と比べて約1.3倍に増加。

高等学校における不登校の状況について

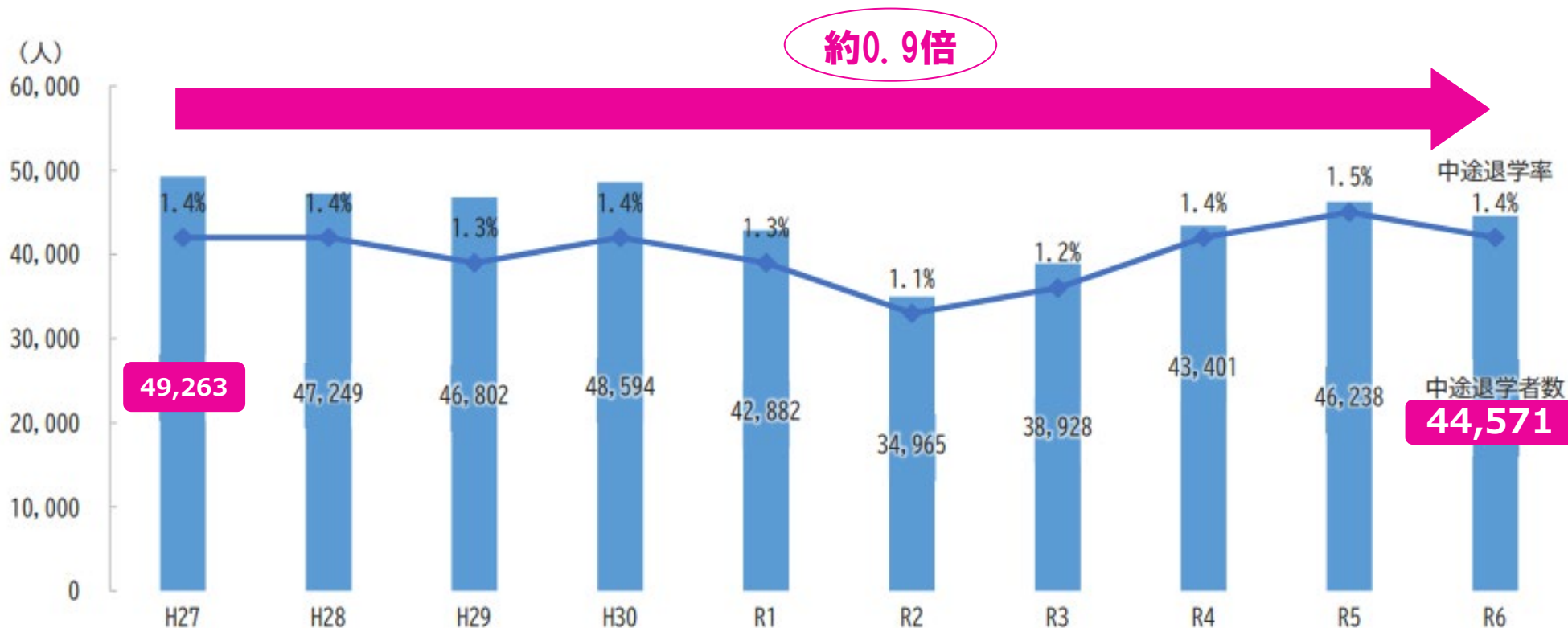
不登校生徒数の推移



高等学校の中途退学者数は約4万5千人と前年度より減少。 10年前と比較しても約0.9倍に減少。

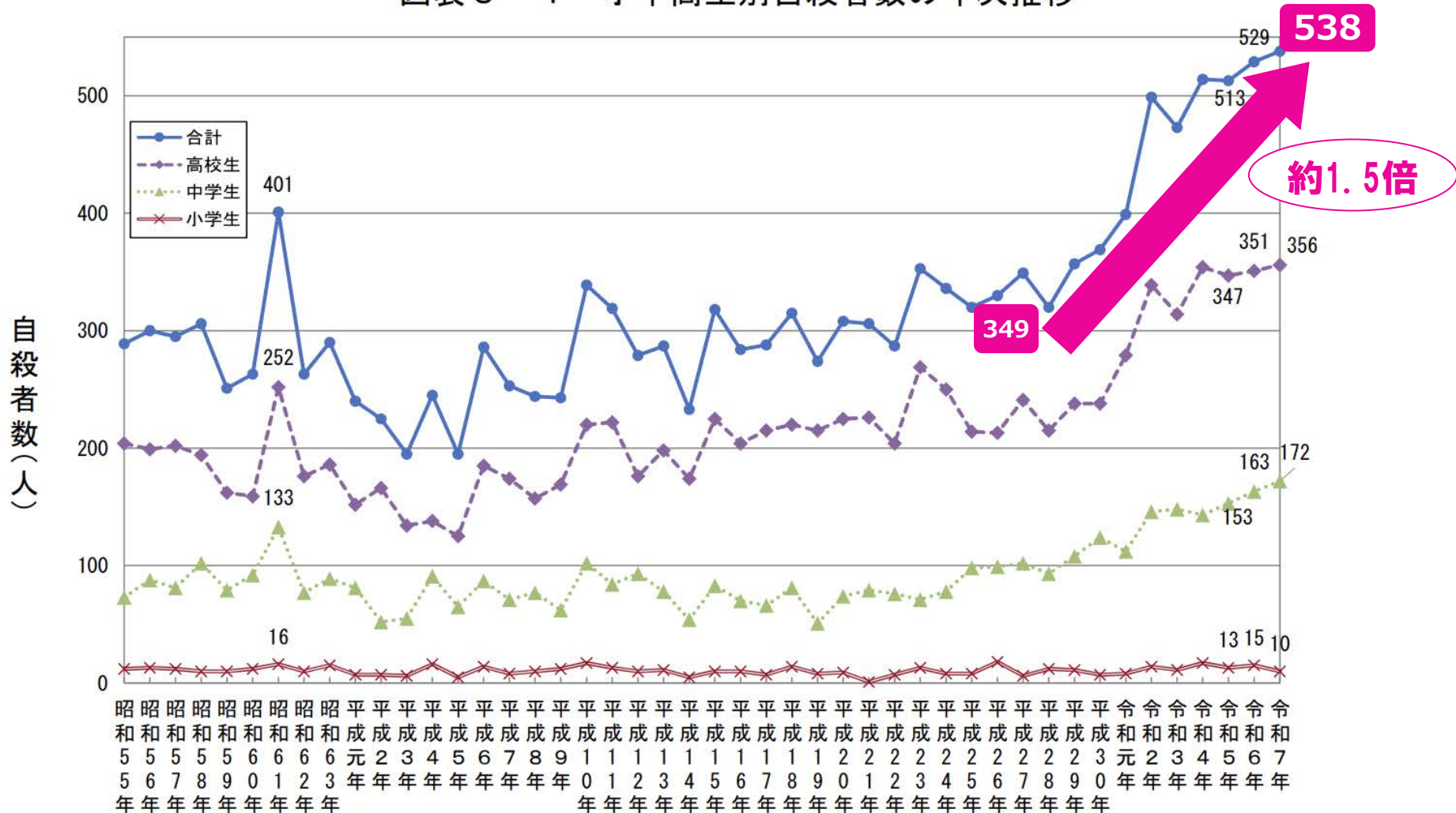
高等学校における中途退学の状況について

中途退学者数及び中途退学率の推移



自殺した小・中・高校の児童生徒数は538人。 10年前と比べて約1.5倍に増加。

図表3-1 小中高生別自殺者数の年次推移



【出典】厚生労働省「令和7年中における自殺の状況」（令和8年3月27日）p. 14-15より作成

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

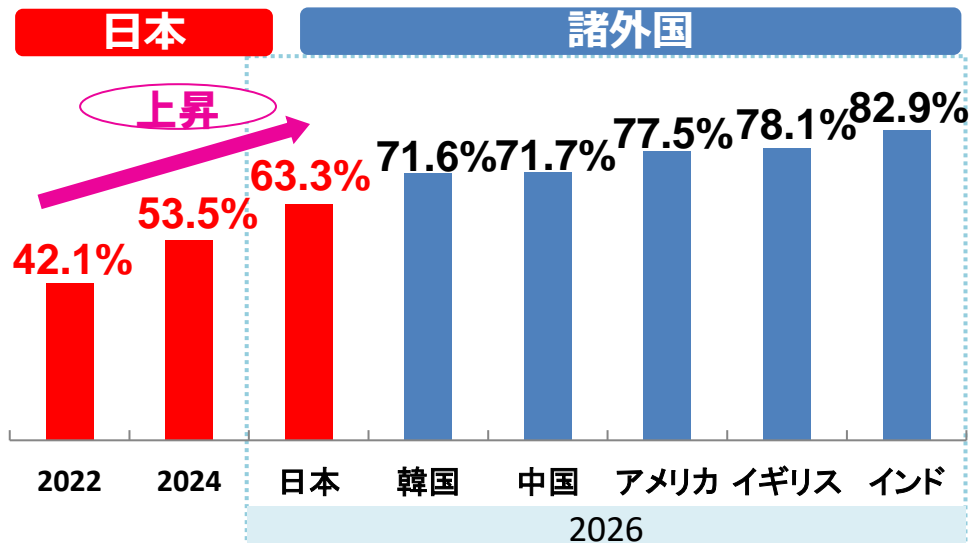
「人間としての在り方生き方」について

	学習指導要領上の記述	趣旨（学習指導要領解説より）
高等学校	<u>人間としての在り方生き方</u> についての考えを深める	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生きる主体としての自己を確立し、自らの人生観・世界観ないし価値観を形成し、主体性をもって生きたいという意欲を高める</u>（高等学校学習指導要領解説 総則編 p 1 8）
中学校	<u>人間としての生き方</u> についての考えを深める	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>人生の意味をどこに求め、いかによりよく生きるかという人間としての生き方を主体的に模索する</u> ・ <u>人間についての深い理解を鏡として行為の主体としての自己を深く見つめる</u> （中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 p 1 6 – 1 7）
小学校	<u>自己の生き方</u> についての考えを深める	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>道徳的価値に関わる事象を自分自身の問題として受け止められるようにする</u> ・ <u>他者との関わりや身近な集団の中で自分の特徴などを知り、伸ばしたい自己について深く見つめる</u> ・ <u>これからの生き方の課題を考え、それを自己の生き方として表現していこうとする思いや願いを深める</u> （小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 p 1 8）

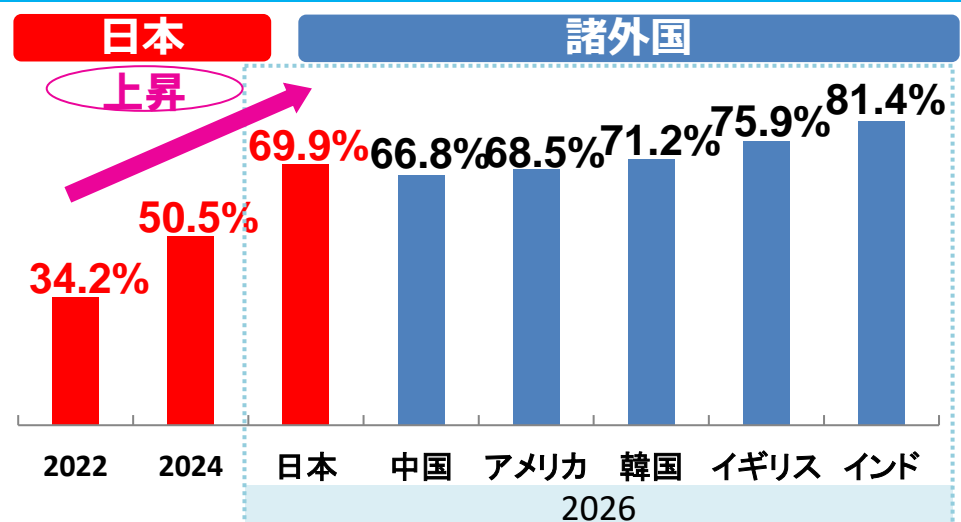
18歳の当事者意識は改善傾向だが、低水準

【出典】日本財団
「18歳意識調査」

①政治や選挙、社会問題について、自分の考えを持っている

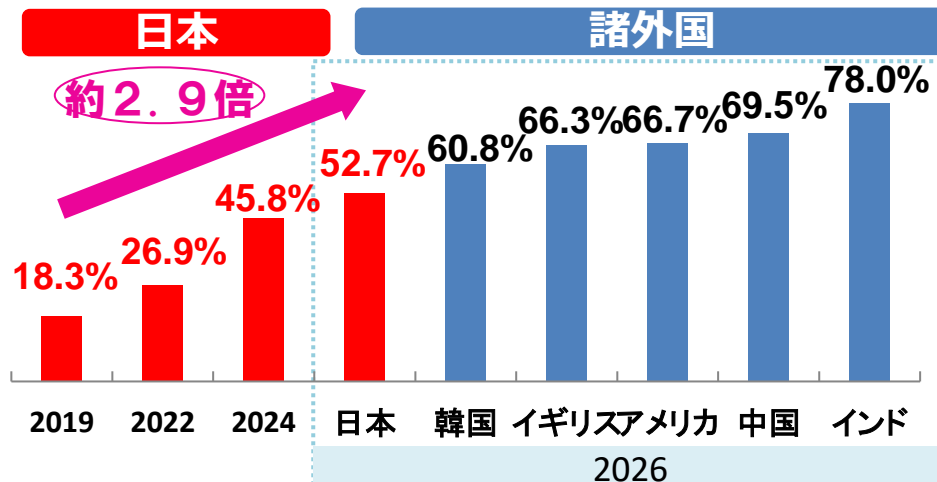


②政治や選挙、社会問題について家族や友人と議論することは大切だと思う

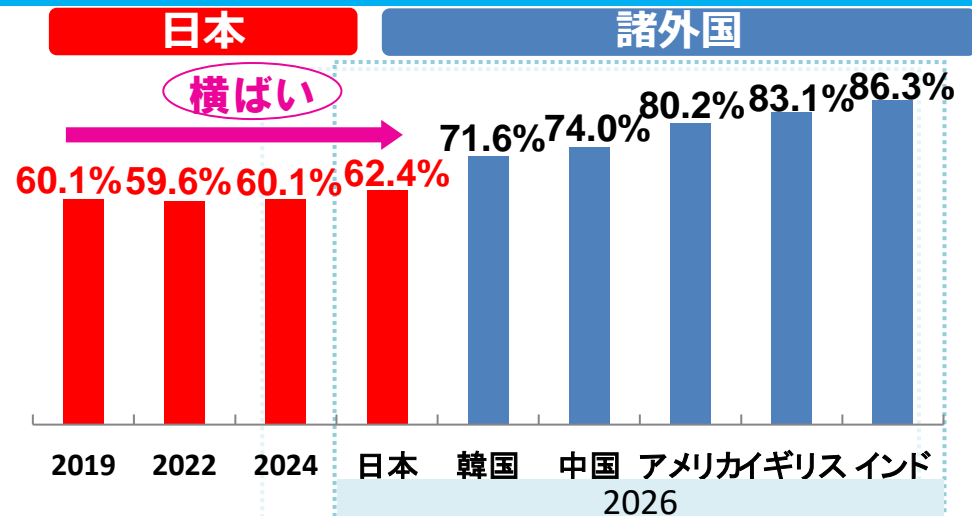


※22年、24年の質問項目は、「政治や選挙、社会問題について家族や友人と議論することがある」であったことに留意

③わたしの行動で国や社会を変えられると思う



④将来の夢を持っている

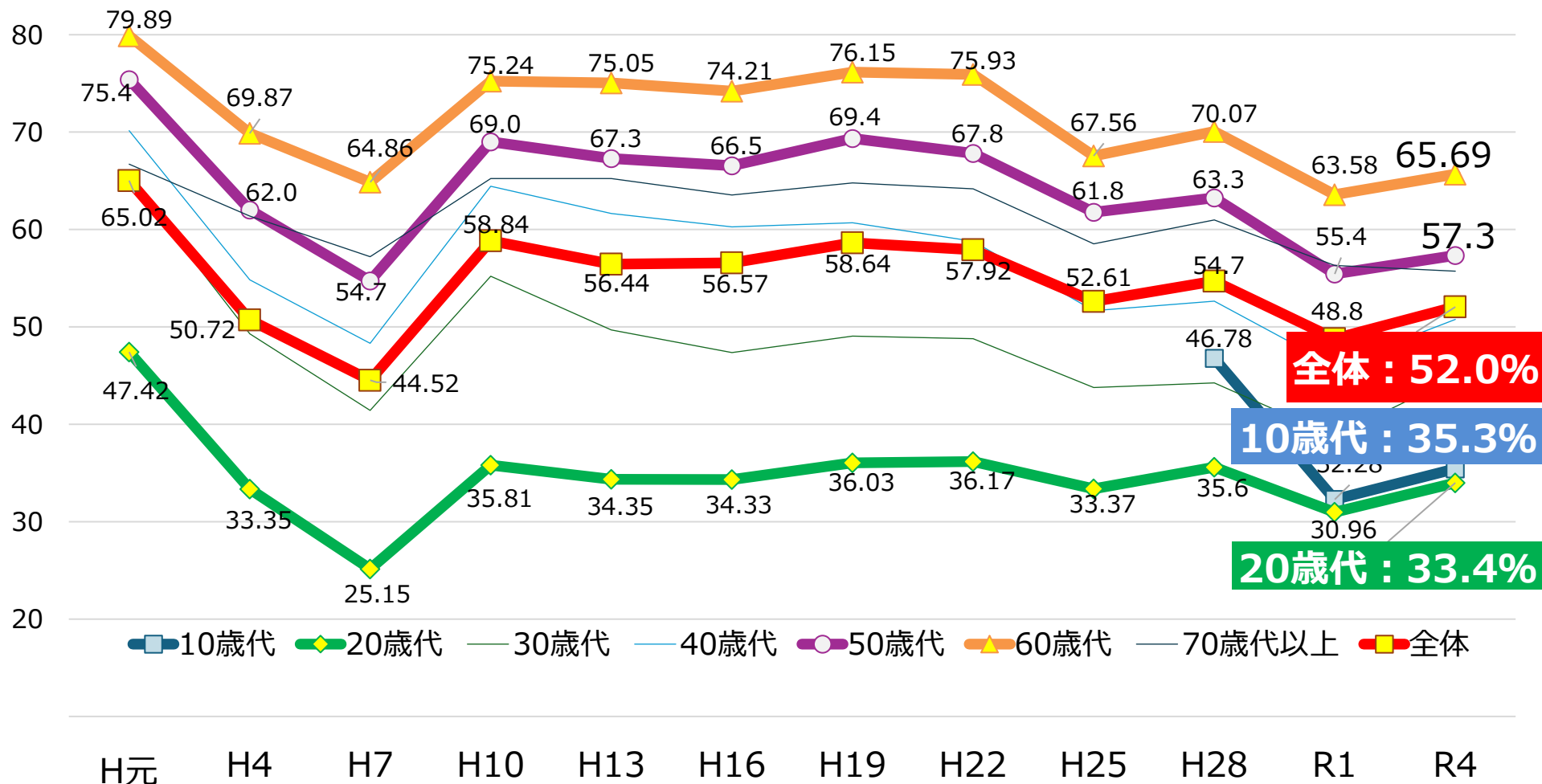


※19年の質問項目は「自分で国や社会を変えられると思う」、22年、24年の質問項目は「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」であったことに留意

若者の投票率

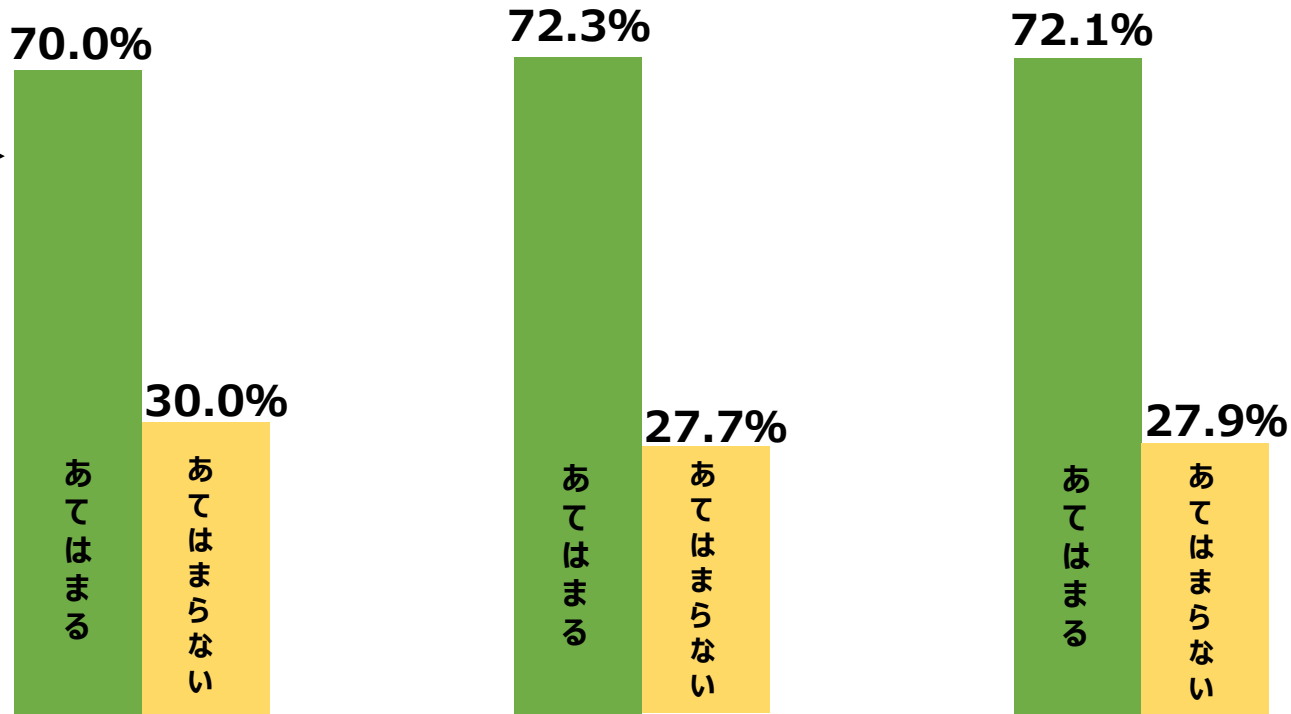
10代、20代は投票率は約3割。若者の投票率は低い。

参議院議員通常選挙における年代別投票率（抽出）の推移



家庭や学校、地域において「ルール決めに関わった経験がある」 場合、「普段から投票に行っている」と回答する割合が高い

「普段から選挙に行っている
(投票している)」への回答



子どもの頃、お小遣いの金額や家事の分担など、家庭のルール決めに関わったことがある。

子どもの頃、生徒会活動や校則の見直しなど、学校のルール決めに関わったことがある。

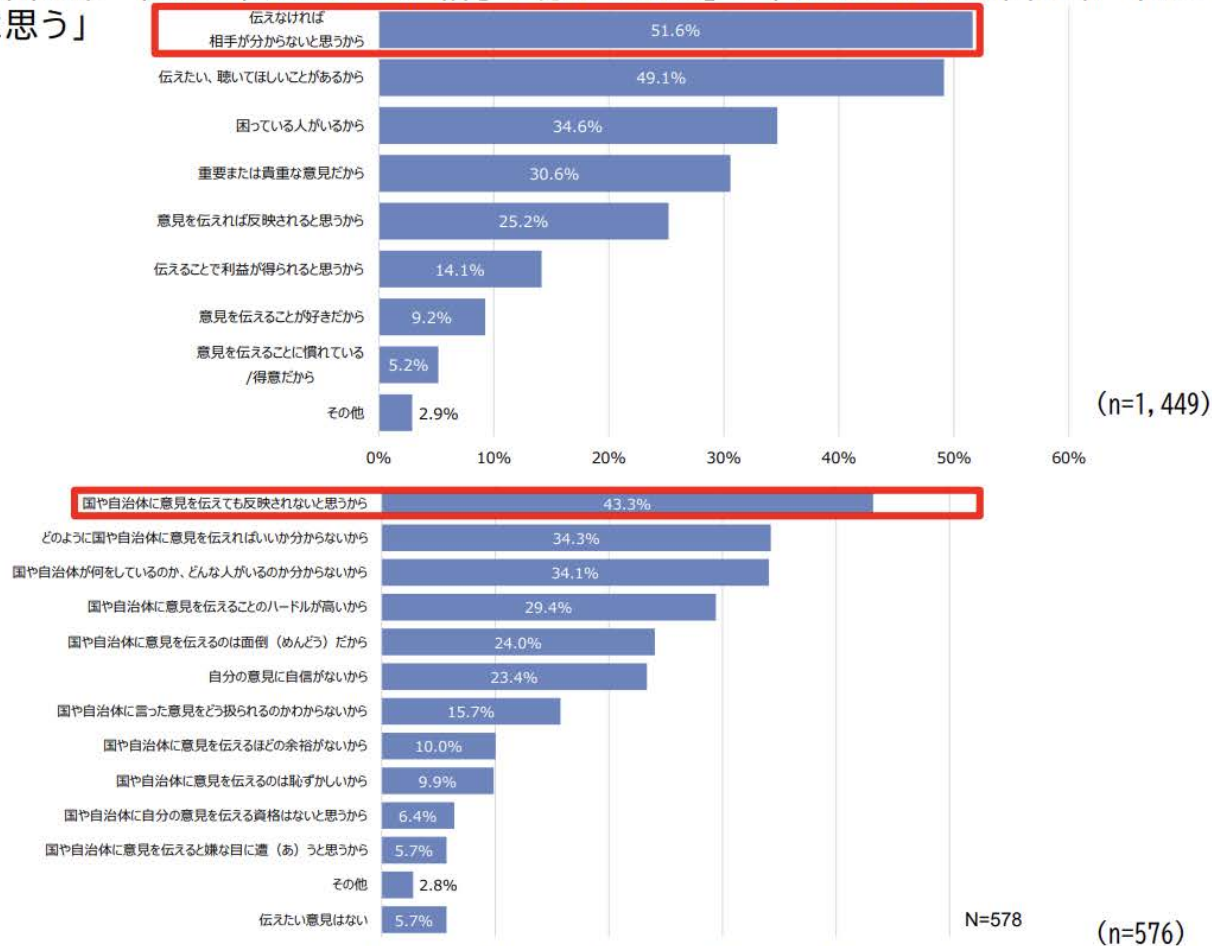
ゴミ出しの場所や見回り当番など、地域のルール決めに関わったことがある。

こども・若者は国や自治体に意見を「伝えなければ相手が分からないと思う」「意見を伝えても反映されないと思う」と感じている割合が高い

「こども・若者の意見」のまとめ：Webアンケート

国や自治体に意見を伝えたい理由 伝えたいと思わない理由

- 伝えたい理由の第一位は「伝えなければ相手が分からない」、伝えたくない理由の第一位は「伝えても反映されないと思う」



総則（道徳関係部分）抜粋①

小学校総則 ※中学校も同様

第1の2

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、**特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行う**ものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、**教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。**

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

高校総則

第1の2

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、**人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図る**ものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、**教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。**

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

総則（道徳関係部分）抜粋②

小学校総則 ※中学校も同様

第6 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

2 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。

(1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。

(2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。

(3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。

3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

高校総則

○第7款 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、第6款までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

2 道徳教育を進めるに当たっては、中学校までの特別の教科である道徳の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。また、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心を育てること、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮すること。

3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深めること。

総則（道徳関係部分）の記載の変遷①

※一つ前の改訂から追加された内容に下線

平成元年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものとし、道徳の時間はもとより、各教科及び特別活動においても、それぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。また、家庭や地域社会との連携を図り、日常生活における基本的な生活習慣や望ましい人間関係の育成などにかかわる道徳的実践が促されるよう配慮しなければならない。

平成10年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間をはじめとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。

平成20年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

平成30年

第1 小学校の基本と教育課程の役割

- 2 (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実を努めること。
学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行うこと。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。
道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること

第6 道徳教育に関する配慮事項

- 道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。
1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。
2 各学校においては、児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。
 - ① 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。
 - ② 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。
 - ③ 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実を努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。
- 3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。
4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

総則（道徳関係部分）の記載の変遷②

※一つ前の改訂から追加された内容に下線

平成元年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものとし、道徳の時間はもとより、各教科及び特別活動においても、それぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が人間としての生き方についての自覚を深め、豊かな体験を通して内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。また、家庭や地域社会との連携を図り、日常生活における基本的な生活習慣や望ましい人間関係の育成などにかかわる道徳的実践が促されるよう配慮しなければならない。

平成10年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間をはじめとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。

平成20年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

平成30年

第1 中学校の基本と教育課程の役割

- 2 (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実を図ること。
学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。
道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に配慮すること

第6 道徳教育に関する配慮事項

- 道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。
1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力的に道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。
2 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらをはぐんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。
3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。
4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

総則（道徳関係部分）の記載の変遷③

※一つ前の改訂から追加された内容に下線

平成元年

第1 教育課程編成の一般方針

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。

道徳教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこととする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし責任を重んずる態度や人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

平成10年

第1 教育課程編成の一般方針

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし責任を重んずる態度や人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

平成20年

第1款 教育課程編成の一般方針

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(4) 全教師が協力して道徳教育を展開するため、第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成すること。

平成30年

第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割

2(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実を努めること。

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

第7款 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、第6款までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

2 道徳教育を進めるに当たっては、中学校までの特別の教科である道徳の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。また、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心育てること、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮すること。

3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深めること。

◀道徳科における見方・考え方▶ 様々な事象を道徳的諸価値を基に自己との関わりで（広い視野から）多面的・多角的に捉え、自己の（人間としての）生き方について考えること

高等学校

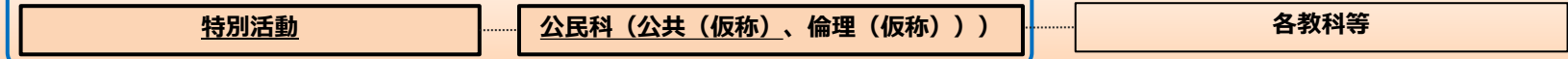
◀道徳教育▶

（学校教育全体）

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、**（道徳的諸価値の理解を基に、自分自身の選択基準や判断基準を形成し）人間としての在り方生き方**を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる**道徳性を養う**ことを目標とする。

校長のリーダーシップの下、
加付プログラム・マネジメントを担う
道徳教育推進教師を軸に、
全ての教員が実施

◀中核的な指導場面▶



公民（仮称）は共通必修履修科目として、倫理（仮称）は選択科目として検討中

中学校

◀道徳教育▶

（学校教育全体）

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、**人間としての生き方を考え**、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる**道徳性を養う**ことを目標とする。

校長のリーダーシップの下、
加付プログラム・マネジメントを担う
道徳教育推進教師を軸に、
全ての教員が実施

◀道徳科▶
かなめ（要の時間）

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、**道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度**を育てる。
（＝道徳性）

※道徳性の諸様相である「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」は相互に関係し合っており、切り分けられない。

道徳科において、各教科等における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関する指導を補い、一層深め、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりする



小学校

◀道徳教育▶

（学校教育全体）

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、**自己の生き方を考え**、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる**道徳性を養う**ことを目標とする。

校長のリーダーシップの下、
加付プログラム・マネジメントを担う
道徳教育推進教師を軸に、
全ての教員が実施

◀道徳科▶
かなめ（要の時間）

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、**道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度**を育てる。
（＝道徳性）

※道徳性の諸様相である「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」は相互に関係し合っており、切り分けられない。

道徳科において、各教科等における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関する指導を補い、一層深め、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりする



幼児教育

【健康な心と体】

幼稚園生活の中で満足感や充実感を持って自分のやりたいことに向かって心と体を十分に動かしながら取り組み、見通しを持って自ら健康で安全な生活を作り出しているようになる。

【自立心】

自分の力で行うために思いを巡らし、自分でしなければならぬことを自覚して行い、諦めずにやり遂げることで満足感や達成感を味わいながら、自信を持って行動するようになる。

【協同性】

友達との関わりを通じて、互いの思いや考えなどを共有し、実現に向けて、工夫したり、協力したりする充実感を味わいながらやり遂げるようになる。

【道徳性・規範意識の芽生え】

よいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、決まりの大切さが分かり守るようになる。

【社会生活との関わり】

家族を大切にしようとする気持ちを持ちつつ、いろいろな人と関わりながら、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に一層の親しみを持つようになる。/ 情報を伝え合ったり、情報に基づき思い合わせたりするようになるとともに、公共の施設を大切にしたり、社会全体とのつながりの意識等が芽生えるようになる。

【思考力の芽生え】

身近な事象に好奇心や探究心を持って思いを巡らしながら積極的に関わり、物の性質や仕組み等に気付いたり、予想したり、工夫したりなどして多様な関わりを楽しむようになるとともに、友達と考えを思い合わせるなどして、新しい考えを生み出す喜びを感じながら、よりよいものにするようになる。

【自然との関わり・生命尊重】

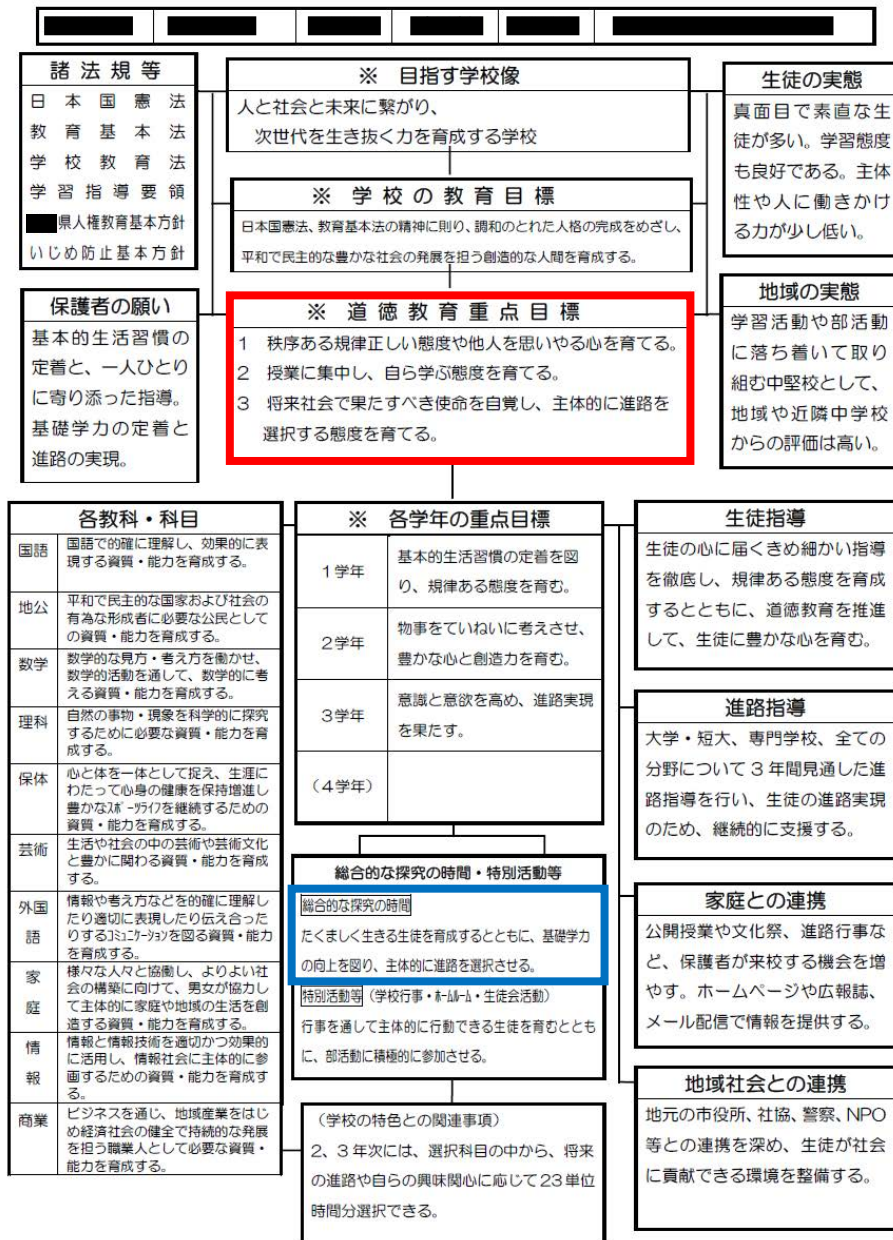
・自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、身近な事象に関心への関心が高まりつつ、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。
・身近な動物や植物を命あるものとして、いたわり大切にする気持ちを持つようになる。

道徳的価値を認識できる能力の程度や社会認識の広がり、生活技術の習熟度などに心掛けて深まる

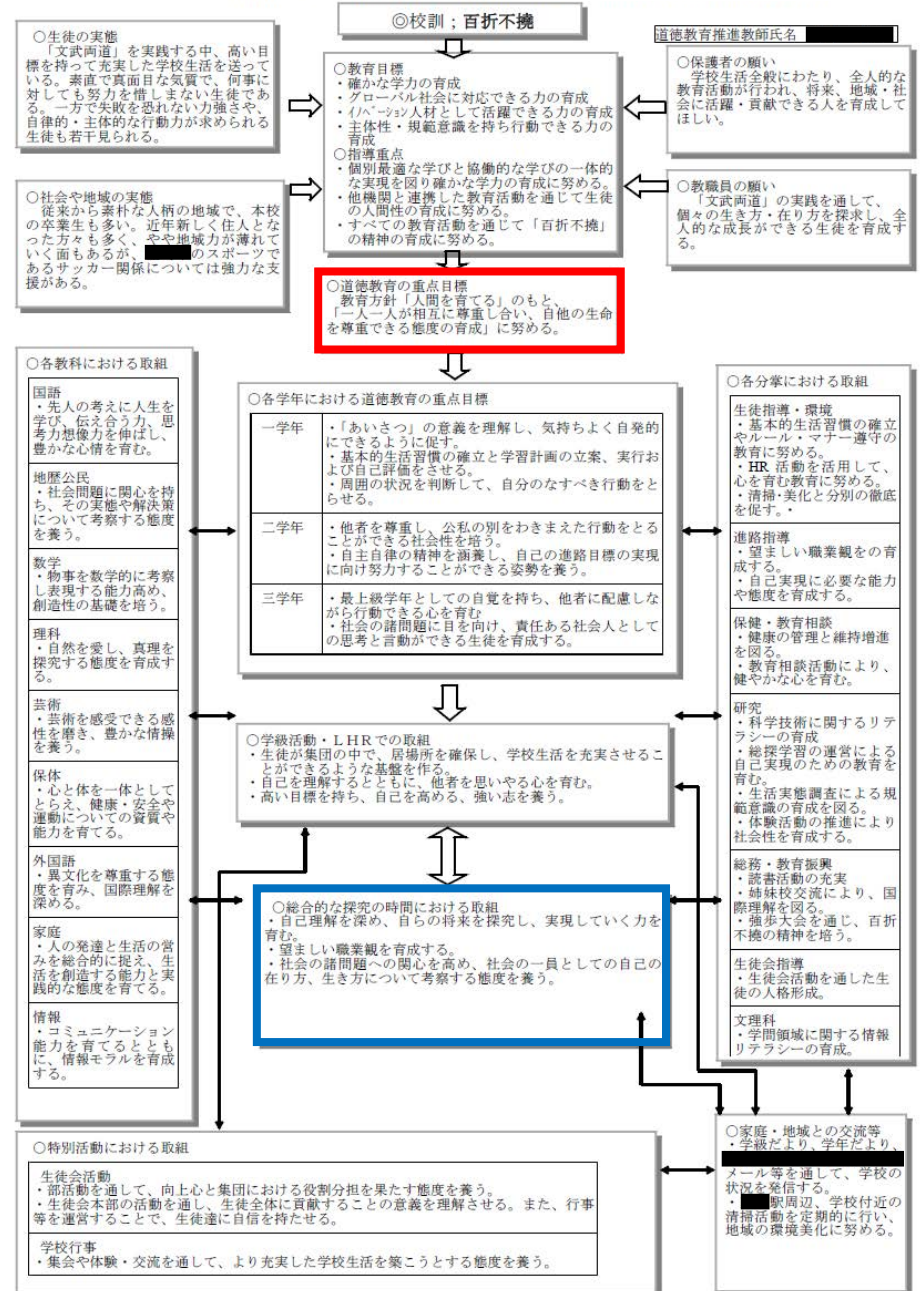
高校における道徳教育の全体計画の例①

令和7年度 道徳教育全体計画

様式1

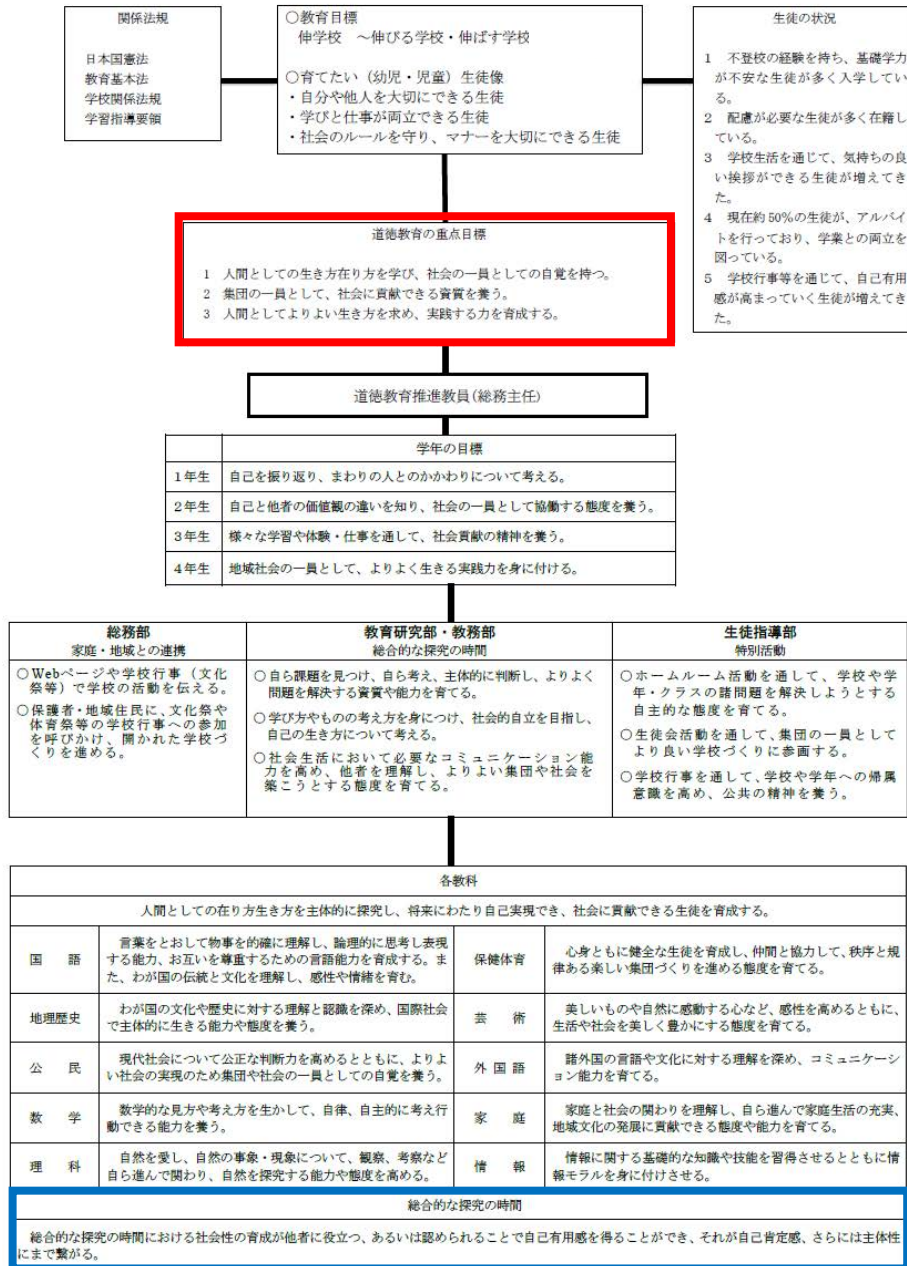


令和8年度 道徳教育全体計画

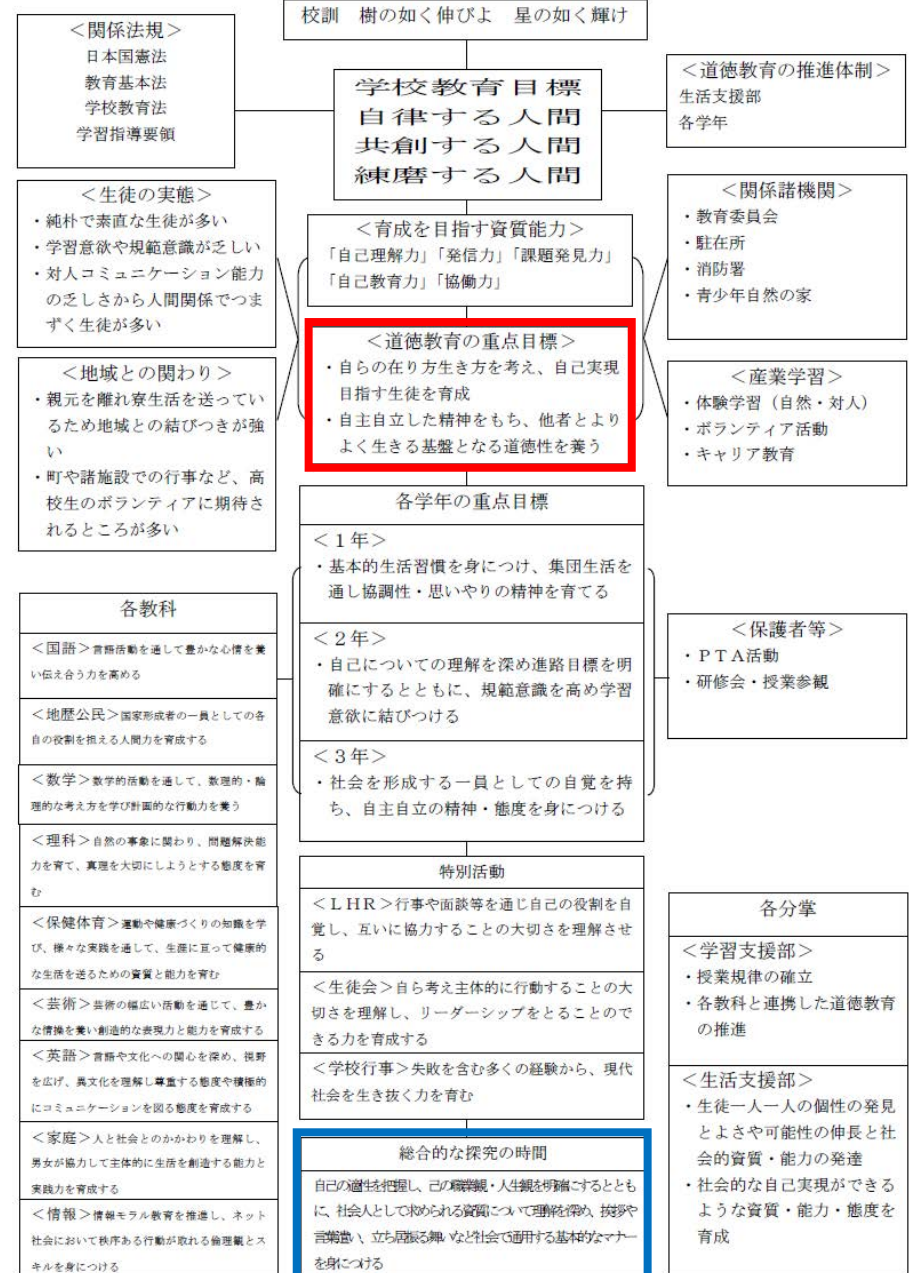


高校における道徳教育の全体計画の例②

令和7年度 道徳教育 全体計画



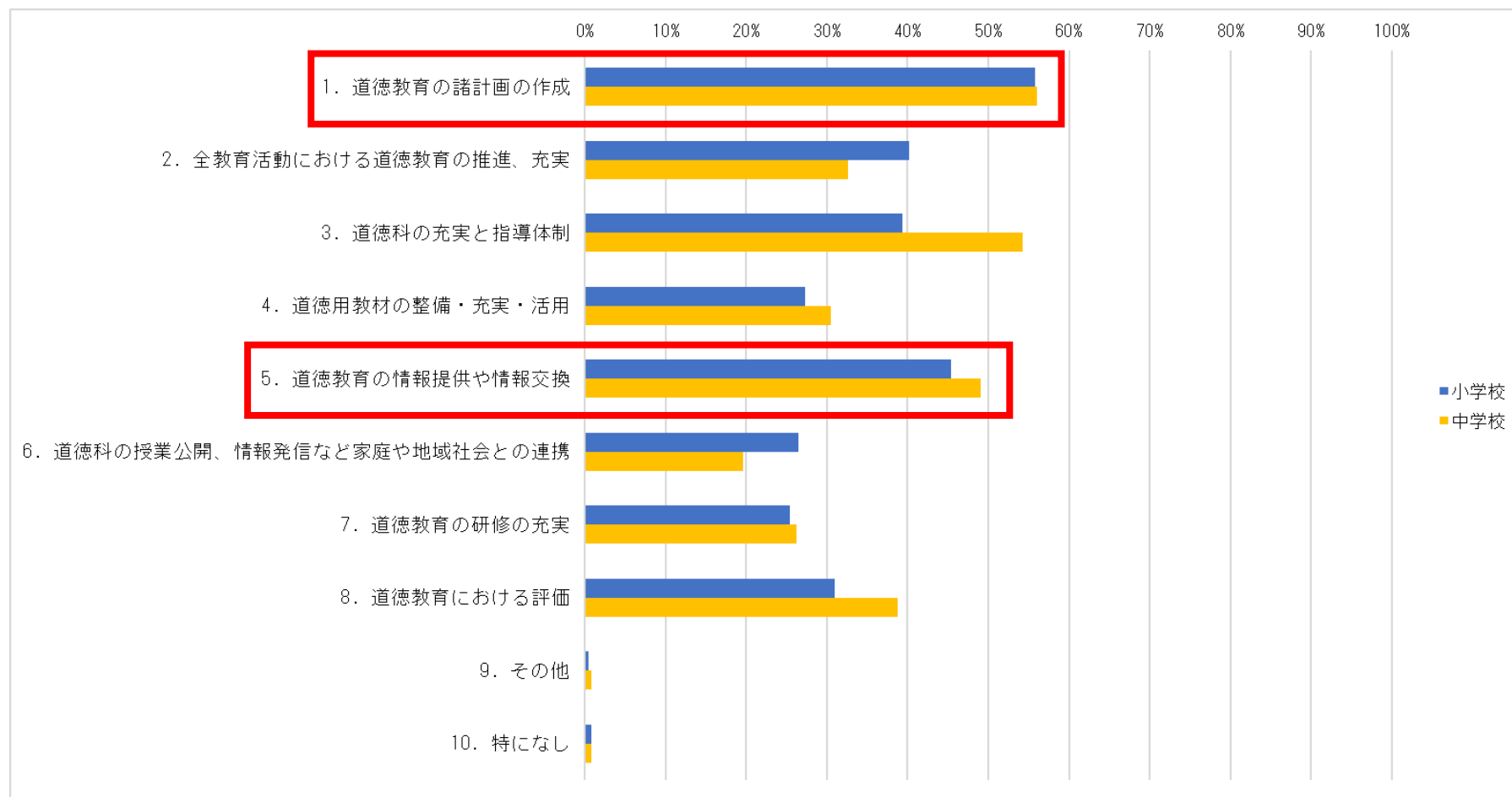
令和8年度 道徳教育全体計画



道徳教育推進教師に関する調査結果

調査結果（小・中学校）

【設問10】 道徳教育推進教師が重点を置いて取り組んでいること（複数回答可）



道徳教育推進教師の取組について、過半数の学校が「道徳教育の諸計画の作成」、4割以上の学校が「道徳教育の情報提供や情報交換」に重点を置いている。



2. 目標、見方・考え方及び構造化の在り方

道徳教育で育成する資質・能力としての道徳性と、道徳教育・道徳科の学習の過程との関係をイメージしたもの。
道徳教育、道徳科の意義、特質から、これらの要素を分節して評価を行うことはなじまない。

	道徳的諸価値の理解と 自分自身に固有の 選択基準・判断基準の形成	生徒一人一人の 人間としての在り方生き方 についての考え(思考)	人間としてよりよく生きようとする 道徳性
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>道徳的諸価値の理解に基づき、自分自身に固有の選択基準・判断基準を形成すること</u> など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自分自身の人間としての在り方生き方についての考えを深めること</u> など 	<ul style="list-style-type: none"> ○人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳的価値が大切なことなどを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるか判断する能力(道徳的判断力) ・人間としてのよりよい生き方や善を指向する感情(道徳的心情) ・道徳的価値を実現しようとする意志の働き、行為への身構え(道徳的実践意欲と態度) など
小学校、中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>道徳的諸価値の意義及びその大切さなどを理解すること</u> ・人間としてよりよく生きる上で、道徳的価値は大切なことであるというこの理解 ・道徳的価値は大切であっても、なかなか実現することができないこの理解 ・道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の感じ方、考え方は多様であるということを前提とした理解 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深めること</u> (中学校) ・人生の意味をどこに求め、いかによりよく生きるかという人間としての生き方を主体的に模索する ・人間についての深い理解を鏡として行為の主体としての自己を深く見つめる (小学校) ・道徳的価値に関わる事象を自分自身の問題として受け止める ・他者の多様な考え方や感じ方に触れることで、自分の特徴などを知り、伸ばしたい自己を深く見つめる ・生き方の課題を考え、それを自己(人間として)の生き方として実現しようとする思いや願いを深める など 	<ul style="list-style-type: none"> ○自己の(人間としての)生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳的価値が大切なことなどを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるか判断する能力(道徳的判断力) ・人間としてのよりよい生き方や善を指向する感情(道徳的心情) ・道徳的価値を実現しようとする意志の働き、行為への身構え(道徳的実践意欲と態度) など

小・中学校における道徳教育と資質・能力（イメージ）

道徳科

【学習】

道徳科の学習活動を支える要素



道徳性を養うために行う道徳科における学習

道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習

【評価】

積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行う道徳科の「学習状況及び道徳性に係る成長の記録」

観点別評価や他の児童生徒との比較ではなく、個人内評価として見取ったことを記述により表現する評価。個々の内容項目ごとではなく、大くりなまとまりを踏まえ、道徳科の学習を通じて、多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値を自分自身との関わりの中で深めようとしているかどうか注目する。
(H28.7.29初等中等教育局長通知)

各教科等

【学習】

道徳教育の要として補い、深め、相互の関連を考えて発展・統合させる

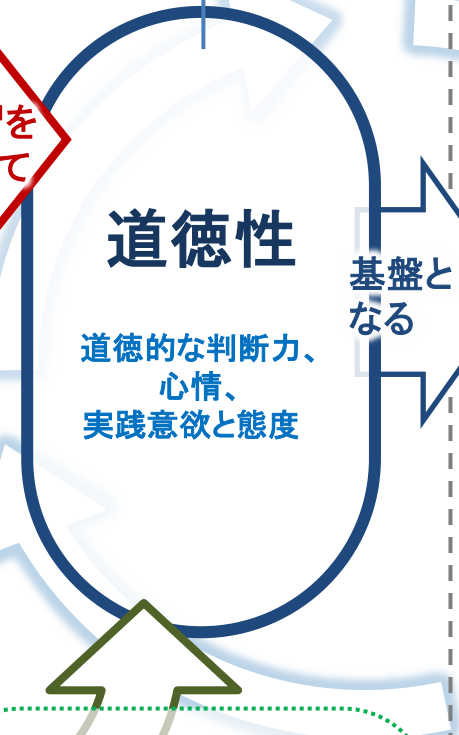
各教科等の目標に基づく固有の指導

【評価】

「学びに向かう力、人間性等」に係る個人内評価

道徳性の育成は、「学びに向かう力・人間性」に深く関わる。「学びに向かう力・人間性」には、各教科等における観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示きれない部分がある。こうした部分については、個人内評価(個人の良い点や可能性、進歩の状況について評価する)を通じて見取る。
(H28.8.1「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ(素案)」教育課程企画特別部会)

道徳教育・道徳科で育てることを目指す
資質・能力



自立した人間として
他者と共によりよく生きる
実践(行為・表現など)

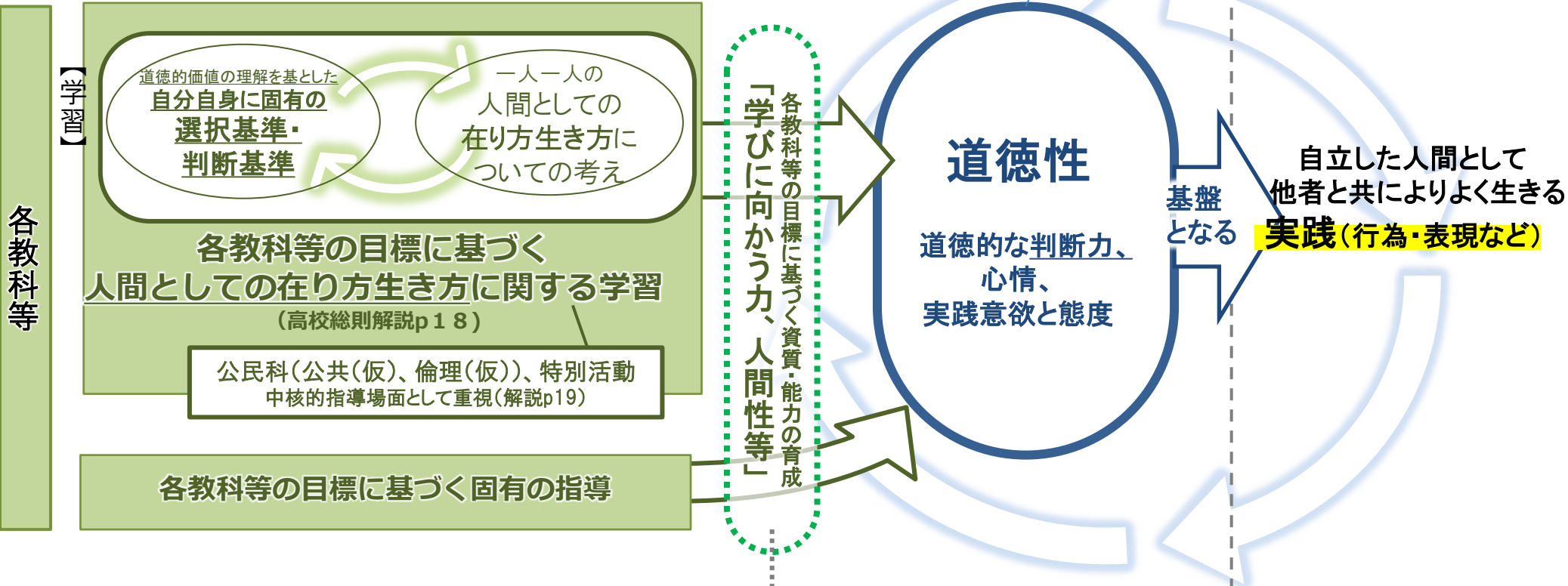
〔学校生活全体において具体的な行動として見られる部分〕

児童生徒の具体的な行動に関する「行動の記録」

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童生徒の具体的な行動について記載する。

※ 本図は道徳性の育成に関わる学習(活動)に着目して整理したものであり、この他にも、道徳性が養われる過程には様々な整理の仕方があると考えられる。(例えば、実践を通して道徳性が養われることもある。)

道德教育で育てる資質・能力



【学習】

各教科等

【評価】

「学びに向かう力、人間性等」に係る個人内評価

道德性の育成は、「学びに向かう力・人間性」に深く関わる。
 「学びに向かう力・人間性」には、各教科等における観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれない部分がある。こうした部分については、個人内評価(個人の良い点や可能性、進歩の状況について評価する)を通じて見取る。

(H28.8.1「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ(素案)」教育課程企画特別部会)

(注) 公民科の公共(仮)、倫理(仮)においては、選択や判断の基準の手掛かりとなる概念的な枠組みの理解等は観点別評価の対象となるが、道徳的諸価値の理解を基にした生徒一人一人に固有の選択基準・判断基準そのものや、一人一人の人間としての在り方生き方についての考えそのものを評価することはしない。

※ 本図は道德性の育成に関わる学習(活動)に着目して整理したものであり、この他にも、道德性が養われる過程には様々な整理の仕方があると考えられる。(例えば、実践を通して道德性が養われることもある。)

「見方・考え方」に関する前回改訂時答申の記載について

②課題を踏まえた道徳教育の目標の在り方

○ 小・中学校学習指導要領においては、今回の改正により、道徳教育と道徳科の目標を「よりよく生きるための道徳性を養う」ものであると統一した。その上で、道徳科の目標は「道徳性を養う」ための学習活動を更に具体化して示す観点から、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と規定した（括弧内は中学校学習指導要領における表記）。

○ 道徳教育・道徳科で育成することを旨とする資質・能力と、今回の学習指導要領改訂において整理する資質・能力の三つの柱（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」）との関係については、人格そのものに働き掛け、道徳性を養うことを目的とする道徳教育の特質を考慮する必要がある。このため、「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」（以下「専門家会議」という。）の報告（平成28年7月22日）では、資質・能力の三つの柱との関係について、道徳科の学習活動に着目した捉え方を示している。

○ 学習指導要領の一部改正により、小・中学校の道徳科においては、目標の中で、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める」学習を通して道徳性を養うことが明確に示された。この道徳性を養うために行う道徳科における学習は、「道徳的諸価値の理解」と「自己の（人間としての）生き方についての考え」といった要素により支えられている。道徳科の学習の中で、これらが相互に関わり合い、深め合うことによって、道徳教育・道徳科で育成することを旨とする資質・能力である「道徳性」を養うことにつながっていく。

○ 高等学校においては、人間としての在り方生き方についての教育の中で、小・中学校における道徳科の学習等を通じた道徳的諸価値の理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより自分自身に固有の選択基準・判断基準を形成していく。

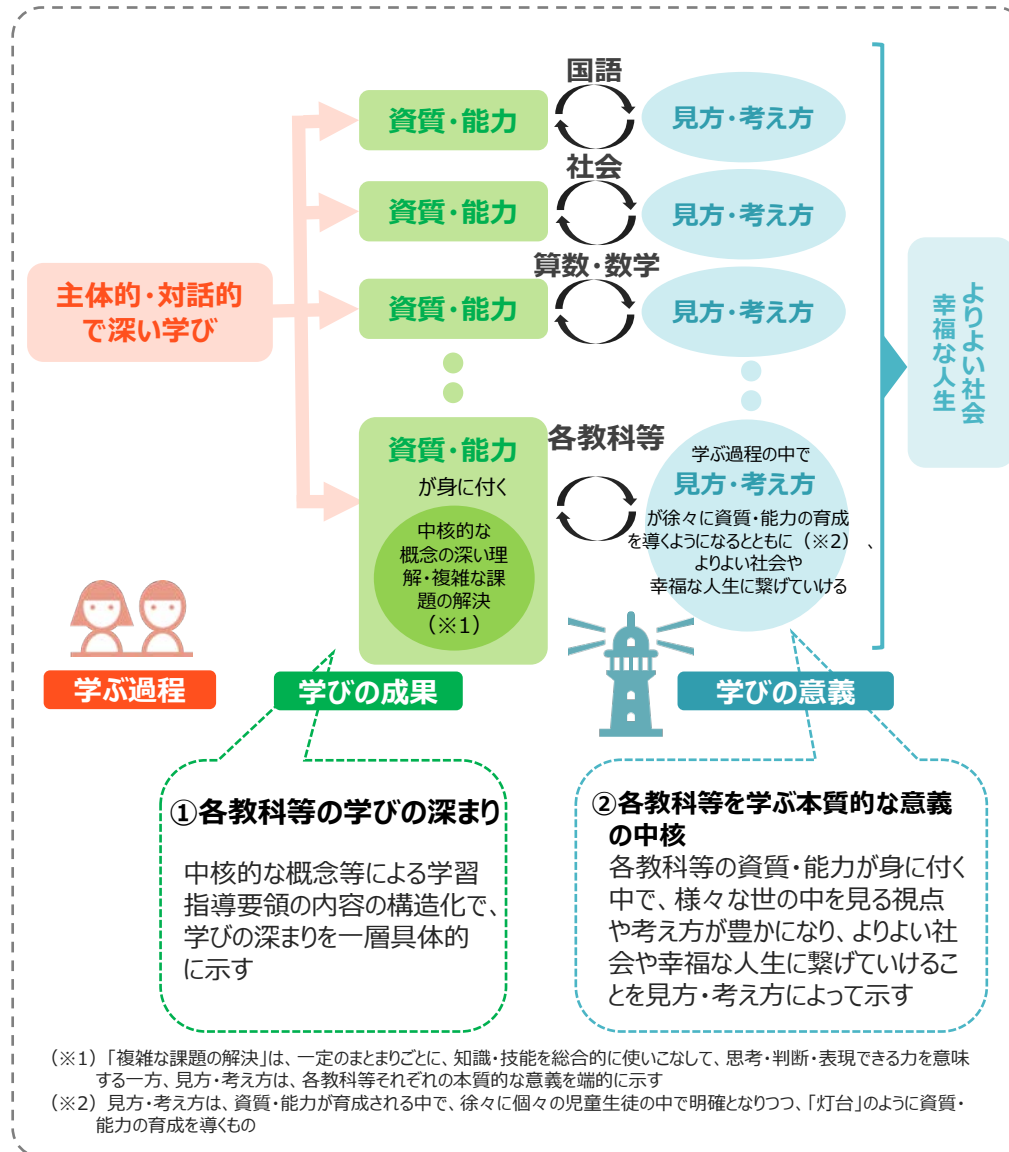
○ また、小・中・高等学校のいずれにおいても、各教科等において、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を育成することは、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を育てることに深く関わっている。

○ こうしたことを踏まえると、道徳教育と資質・能力の三つの柱との関係については、道徳教育・道徳科の学習の過程に着目して、道徳性を養う学習を支える重要な要素である「道徳的諸価値の理解と自分自身に固有の選択基準・判断基準の形成」、「人間としての在り方生き方についての考え」及び道徳教育・道徳科で育成することを旨とする資質・能力である「人間としてよりよく生きる基盤となる道徳性」の三つが、各教科等で育成することを旨とする資質・能力の三つの柱にそれぞれ対応するものとして整理することができる。ただし、前述のような道徳教育の意義、特質から、これらの要素を分節して観点別に評価を行うことはなじまないことに留意する必要がある。

○ これらのことは改訂後の小・中学校の道徳科の目標等に示されているものと言えるため、改めて小・中学校の道徳科の目標を改訂し直すのではなく、指導資料の作成等を通して周知していく中で分かりやすく示していくことが必要である。

○ 高等学校学習指導要領総則の中で示している高等学校の道徳教育の目標等については、先に行われた小・中学校学習指導要領の改訂を踏まえつつ、高等学校全体で、答えが一つではない課題に誠実に向き合い、それらを自分のこととして捉え、他者と協働しながら自分の答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力等や、これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の育成が求められていることに対応し、公民科に新たに設けられる「公共」や「倫理」及び特別活動を、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導場面として関連付けを図る方向で改善を行う。

今後の見方・考え方の役割の改善イメージ



※従前の見方・考え方の整理は、見方・考え方が資質・能力の一部と誤解される遠因となっていたことから改善を図り、見方・考え方は、資質・能力（中核的な概念等を含む）の育成を的確な方向性に導くとともに、よりよい社会や幸福な人生に繋げていける学びの本質的な意義として整理する

1. 見方・考え方を含む目標の柱書きの示し方と改善の方向性

【現行】各教科等の目標の柱書（例：中学校国語）

言葉による見方・考え方を働かせ(見方・考え方)、言語活動を通して(学習過程)、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力(資質・能力の趣旨)を次のとおり育成することを目指す

【現行の解説】見方・考え方の記述

「対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に着目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めること」

<現行の記述ぶりの課題>

- 現在、各教科等の目標の柱書には、①見方・考え方、②教科に特徴的な活動、③資質・能力の趣旨が記載されており、冗長で分かりにくいとの指摘。一方、特に「見方・考え方」の具体は解説に落とされており、併せて読まないといけない。

<論点整理で示されたこと>

- 論点整理では、「見方・考え方」を、各教科等を学ぶ本質的な意義の中核に焦点化した上で、その具体を、解説ではなく学習指導要領本体に位置付ける方向性を示している
- また、論点整理では、「見方・考え方」の意義について、「様々な世の中を見る視点や考え方が豊かになることで、徐々に資質・能力教科固有の育成を導く」といった観点だけでなく、「よりよい社会や幸福な人生に繋げる」とも位置付けており、学校教育のみならず、その後の人生でも豊かに働くことを視野に入れている

分かりやすく、使いやすいを目指す上で

- 特定の学校種・教科で育成したい資質・能力の趣旨等を端的に表す目標の柱書に、卒業後まで視野に入れた見方・考え方まで含めて書き下すと焦点が定まらなくなる
- 目標の柱書は、育成したい資質・能力の趣旨や固有の学習過程を端的に示すべきであり、見方・考え方は、目標直下に別途欄を設け記載してはどうか

2. 1.を踏まえた書きぶり（イメージ）

(目標)

- ● する資質・能力(資質・能力の趣旨)について、● ● することなどを通して(学習過程)、次のとおり育成することを目指す。

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力・人間性等
--------	--------------	--------------

(見方・考え方)

- ● (当該教科で扱う事象や対象)を● ● (当該教科固有の物事を捉える視点)の視点から捉え(に着目して捉え)、● ● (当該教科固有の考え方や判断の仕方)すること。

(見方・考え方に含める要素)

- 見方・考え方については、以下のような要素を含めることを基本に、各教科等の特質に応じて検討してはどうか
 - ① 当該教科等が扱う事象や対象
 - ② 当該教科固有の物事を捉える視点
 - ③ 当該教科固有の考え方や判断の仕方
- これらの要素を示す事により、教師が児童生徒の学習・指導を構想する際に「教科の本質を外していないか」を確かめられるものとなっているかという視点を大切にすることが重要ではないか

(見方・考え方の書きぶりに共通する留意事項)

- これまで各教科等の見方・考え方の書きぶりで示していた各教科等の深まりの鍵を示す部分は、構造化により示す中核的な概念等を通じて示すこととしているため、新たな見方・考え方の書きぶりについては現在よりも短く端的に示すことを基本としてはどうか
- 当該教科等を学ぶ本質的な意義の中核をわかりやすく示す観点からは、経験の浅い教師が読んでも端的に理解可能な記述となっているかという視点を重視して示し方を検討してはどうか(学習・指導を通じて、最終的に児童生徒が意識できるかという点も留意)

探求という用語について

道徳教育においては、自分自身の在り方生き方を「探し求める」という趣旨で「探求」という言葉を小中高通じ、一般的な言い回しとして使用している。

	小学校	中学校	高等学校
総則 (道徳教育)	<p>第1の2の(2) 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、<u>自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。</u></p>	<p>第1の2の(2) 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、<u>人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。</u></p>	<p>第1款の2の(2) 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、<u>生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。</u></p>
	【本則】0か所	【本則】0か所	【本則】5か所（総則1、公共2、特活2）
記載数	<p>【解説】 ・道徳：1か所</p>	<p>【解説】 ・総則：3か所（道徳教育との関係） ・道徳：2か所 ・特活：2か所（学活（2）に記載）</p>	<p>【解説】 ・総則：8か所 （道徳教育5、総合学科の「産業社会と人間」2、公民1か所） ・公民：25か所（公共13、倫理9、総則3か所） ・特活：12か所（HR8、生徒会1、行事1、内取2か所）</p>
解説の記載例 (小中は道徳科、高校は公民科)	<p>ウ 人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるもの 道徳科の学習は、「人生いかに生きるべきか」という生き方の問いを考えると言い換えることができ、道徳科の指導においては、児童のよりよく生きようとする願いに応えるために、児童と教師が共に考え、共に探求していくことが前提となる。 (第4章第4節2道徳科に生かす教材)</p>	<p>人間としての生き方についての自覚は、人間とは何かということについての探求とともに深められるものである。生き方についての探求は、人間とは何かという問いから始まるとしてもよい。人間についての深い理解なしに、生き方についての深い自覚が生まれるはずはないのである。言い換えれば、人間についての深い理解と、これを鏡として行為の主体としての自己を深く見つめることとの接点に、生き方についての深い自覚が生まれていく。そのことが、主体的な判断に基づく適切な行為の選択や、よりよく生きていこうとする道徳的実践へつながっていくこととなる。このような視点に立って、生徒が人間としての生き方について考えを深められるように様々な指導方法の工夫をしていく必要がある。 (第2章第2節3(3)人間としての生き方についての考えを深める)</p>	<p>社会に参画する自立した主体とは何かを問い、現代社会に生きる人間としての在り方生き方を探求するについては、社会を構成する全ての個人が最大限に尊重され、一人一人の幸福が実現できる社会の形成と維持に向けて他者と協働できる主体となるために必要なことは何かを自ら問い、そのことを通じて人間としての在り方生き方を探求することを意味している。人間としての在り方生き方に関する教育については、「高等学校学習指導要領解説 総則編」でも示しているように、生徒が生きる主体としての自己を確立する上での核となる自分自身に固有な選択基準ないし判断基準、つまり人生観、世界観ないし価値観を形成することを目指すものである。このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、生徒一人一人が人間存在の根本性格を問うこと、すなわち人間としての在り方を問うことを通じて形成されてくる。また、このようにして形成された生徒一人一人の人間としての在り方についての基本的な考え方が自分自身の判断と行動の選択基準となるのである。このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、具体的には、様々な体験や思索の機会を通して自分の考えを深めることにより形成されてくるものであることを踏まえて、人間としての在り方生き方に関する適切な問いを立てて探求することが大切である。 (第2章第1節公共2内容とその取扱い)</p>

特別活動における「探求」の記載例

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編（p.50－51）

学級活動の内容（2）においては、例えば次のとおり資質・能力を育成することが考えられる。

○ 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全といった、自己の生活上の課題の改善に向けて取り組むことの意義を理解し、適切な意思決定を行い実践し続けていくために必要な知識や行動の仕方を身に付けるようにする。

○ 自己の生活や学習への適応及び自己の成長に関する課題を見だし、多様な意見をもとに自ら意思決定をすることができるようにする。

○ 他者への尊重と思いやりを深めてよりよい人間関係を形成しようしたり、他者と協働して自己の生活上の課題の解決に向けて悩みや葛藤を乗り越えながら取り組もうとしたりするとともに、将来にわたって自他の健康で安全な生活づくりに配慮しようとする態度を養う。

この内容では、学級活動の目標に「話し合いを生かして」とあるように、生徒が共通する問題を取り上げ、話し合いを通してその原因や対処の方法などについて考え、自己の課題の解決方法などについて意思決定し、強い意志をもって悩みや葛藤を乗り越えながら粘り強く実行していく活動が中心になる。指導に当たっては、学級の生徒の相互理解を深め、共に課題の解決に取り組んでいこうとする意欲を育て、自他の尊重に基づく健全な生き方を探求できるよう工夫することが大切である。また、生徒が意思決定したことを将来にわたって生かすことができるように助言することが大切である。その際、生徒にとって切迫感のある題材を取り上げたり、生徒が自分事として捉えることができるよう、指導方法や提示する資料の工夫を行ったりすることが重要である。各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などの指導との密接な関連を図り、学年や生徒の発達の段階に即して計画的・系統的に指導を行うことが大切である。

学級活動の（2）は、アからオまでの五つの内容からなり、いずれについても題材として様々な取り上げ方が可能なものであるが、指導に当たっては、日常のあらゆる教育活動を通して進められる生徒指導との関連を図り、自己探求や自己の改善・向上の視点から、人間としての生き方についての自覚を深め、社会の中で自己を正しく生かす資質・能力を養うことと広く関わらせながら指導することが大切である。

高等学校 学習指導要領（平成30年告示）（p.478－479）

〔ホームルーム活動〕

1 目標

ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内容

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

（1）ホームルームや学校における生活づくりへの参画

ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決 ホームルームや学校における生活を向上・充実させるための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。

イ ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚 ホームルーム生活の充実や向上のため、生徒が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること。

ウ 学校における多様な集団の生活の向上 生徒会などホームルームの枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るため、ホームルームとしての提案や取組を話し合っ決めていくこと。

（2）日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成 自他の個性を理解して尊重し、互いのよさや可能性を発揮し、コミュニケーションを図りながらよりよい集団生活をつくること。

イ 男女相互の理解と協力 男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。

ウ 国際理解と国際交流の推進 我が国と他国の文化や生活習慣などについて理解し、よりよい交流の在り方を考えるなど、共に尊重し合い、主体的に国際社会に生きる日本人としての在り方生き方を探求しようとする

3. 1. 及び 2. を踏まえた今後の対応

- 以上のように、示す要素は同一でもその示し方は以下の2つのパターンが考えられる。各教科等では、2つのパターンから各教科等の特質に応じた学習過程の改善を図る上で、教師にイメージがより掴みやすいと考えられる方を選択し、形式の具体について各教科等WGで検討を深めることとしてはどうか
 - ✓ 「知・技」の内容のまとまりに対応した「思・判・表」を並列で示す、「並列」パターン
 - ✓ 「思・判・表」の深まりを「知・技」が支えることを示す、「並行」パターン
- なお、現行でも「知・技」「思・判・表」それぞれごとに内容を示していない、「生活」「特別活動」「道徳」「総合的な学習（探究の時間）」や幼稚園教育要領における内容の示し方については、上記のパターンの考え方を踏まえつつ、それぞれの教科・領域に適した表形式による示し方について、各WGで検討してはどうか
- なお、今回の表形式化は、欄に分けて記載された事項を一体的に、順序立てて見ることで、資質・能力に関する理解が深まり、教師の質の高い授業作りに繋がっていくことを期待して行うものである。したがって、単に見やすさのみを求めたり、表にすることが自己目的化したりすることなく、各教科等の特質に応じた学習過程の改善に繋がるように各WGで検討を深めることが重要。その際、表で端的かつ直感的な理解を保障しつつ、学習過程のデザインが具体的にイメージできるような説明が本文や解説で加えられることにより、より一層立体的な理解が可能になるのではないかと。

4. 「タテ」の関係、「ヨコ」の関係の用語

- こうした考え方を表形式で示す場合、「並列」パターンでは、資質・能力の深まりを上下で、資質・能力の一体的育成の関係を左右で確認できるため、「タテ」「ヨコ」の関係の可視化という言葉がイメージしやすい。一方で、「並行」パターンでは、資質・能力の深まりは左右で、一体的育成の関係は上下で確認することとなるため、「タテ」「ヨコ」という語感とのズレが生じ、分かりにくいとの指摘もある
- このため、「タテ」「ヨコ」の関係の可視化という表現は今後用いず、「資質・能力の深まり」「資質・能力の一体的育成」の可視化といった表現を用いて示していくことが考えられるのではないかと

表形式による構造化パターン①（並列パターン）

資質・能力の一体的育成の可視化

資質・能力の深まりの可視化

想定する指導学年を明示する場合は、「○学年相当」という形で示す。
(示さない場合や、複数学年毎に示す場合、単学年毎に示す場合など柔軟に対応)

(1) 項目名		
	知識及び技能に関する統合的な理解	思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮
	<p>この内容のまとまりを通じて獲得して欲しい統合的な理解等を示す（検討項目④で詳細を検討）</p>	<p>この内容のまとまりにおける知識及び技能を活用しつつ、思考力、判断力、表現力等を総合的に発揮して複雑な課題を解決できる力を示す（検討項目④で詳細を検討）</p>
○学年相当	<p>(小見出し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>(小見出し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>右に示す思考・判断・表現の過程で、上に示す統合的な理解を獲得するために必要な要素となる知識及び技能を示す (検討項目⑤で詳細を検討)</p>	<p>(小見出し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>(小見出し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>左に示す知識及び技能を活用しながら、上に示す複雑な課題の解決をする上で必要な要素となる思考力、判断力、表現力等を示す (検討項目⑤で詳細を検討)</p>
○学年相当	<p>(小見出し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>(小見出し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 	<p>知識及び技能に対応する思考力、判断力、表現力等が共通する場合など、分けて示す必要がない場合は、可能な限り繰り返しを避け、セルを統合して示すなど簡素な示し方となるよう工夫する。</p>
○学年相当	<p>(小見出し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>(小見出し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 	
(内容の取扱い)		

表形式による構造化パターン② (並行パターン)

資質・能力の深まりの可視化

想定する指導学年を明示する場合は、「○学年相当」という形で示す。(示さない場合や、複数学年毎に示す場合、単学年毎に示す場合など柔軟に対応)

	○学年相当	○学年相当	○学年相当
思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮 知識・技能を活用しつつ、思考力・判断力・表現力等を総合的に発揮して複雑な課題を解決できる力を示す (検討項目④で詳細を検討)	(1) 項目名 . .	(小見出し) . .	(小見出し) . .
	(2) 項目名 . .	(小見出し) . .	(小見出し) . .
	(3) 項目名 . .	(小見出し) . .	(小見出し) . .
知識及び技能に関する統合的な理解 この内容のまとまりを通じて獲得して欲しい統合的な理解等を示す (検討項目④で詳細を検討)	(1) 項目名 . .	(小見出し) . .	(小見出し) . .
	(2) 項目名 . .	(小見出し) . .	(小見出し) . .
	(3) 項目名 . .	(小見出し) . .	(小見出し) . .
	(4) 項目名 . .	(小見出し) . .	(小見出し) . .
(内容の取扱い)			

下に示す知識及び技能を活用しながら、左に示す複雑な課題の解決をする上で必要な要素となる思考力、判断力、表現力等を示す。
(検討項目⑤で詳細を検討)

左に示す統合的な理解を獲得し、上に示す思考・判断・表現を豊かにするために必要となる知識及び技能を示す
(検討項目⑤で詳細を検討)

学年相当に分けて示す必要がない場合は、可能な限り繰り返しを避け、セルを統合して示すなど簡素な示し方となるよう工夫する。

資質・能力の一体的育成の可視化

※表の読み方を示す柱書きや、見出しや各項目の番号の示し方等の平仄については告示の検討に際して技術的に検討

1. 「高次の資質・能力」の可視化の目的

- 検討項目③では表形式での内容の構造化で、
 - ✓ 「知・技」「思・判・表」の深まりの可視化
(従前の「タテ」の関係の可視化)
 - ✓ 「知・技」「思・判・表」の一体的育成の可視化
(従前の「ヨコ」の関係の可視化)
- を図ることにより、資質・能力の関係性の理解に基づき、それらを一体的に育成する単元づくりを助け「深い学び」を具現化しやすくする方策を検討した
- このうち特に、「知識及び技能の統合的な理解」「思考力・判断力・表現力等の総合的な発揮」(※以下、総称して「高次の資質・能力」)を示すことについては、「知・技」「思・判・表」の深まりの可視化を通じて「深い学び」を実現する単元づくりのイメージを教師が持てるようにする役割を担うもの

※論点整理では、「知・技」の深まりを示すものを「中核的な概念の深い理解」、「思・判・表」の深まりを示すものを「複雑な課題の解決」と仮称し、それらをまとめて「中核的な概念等」と呼んでいたが、新たな用語が増えることを避けるため現行でも用いられている言葉を用いることとしたもの。「知識及び技能の統合的な理解」「思考力・判断力・表現力等の総合的な発揮」をまとめて呼称する際、以後「高次の資質・能力」と呼ぶこととする。これらの用語の在り方については、各教科等WGでの具体的な議論も踏まえた上で、学校現場に趣旨が適切に伝わるものとなっているかという視点から継続的に検討。

2. 各WGでの検討に当たっての考え方

- こうした役割を果たす「高次の資質・能力」を各WGで具体的に抽出する際、各教科等固有の学習過程の改善を図るためには、教科ごとの特質に応じて検討が行われる必要がある、書きぶりを現時点で一律に整理すべきものではない
- 一方で、各教科等での「高次の資質・能力」は、備えるべき要素や性質等について、一定の共通性があることにより、各教科等を横断して適切に機能を発揮することが期待できる
- 各教科等の独自性を活かしつつ、共通に備えるべき要素や性質等が確保された「高次の資質・能力」の書きぶりとなるよう、次頁のように「高次の資質・能力」がその目的を踏まえたものとなっていることを担保するチェックポイントを示した上で、各教科等WGでの検討を深めてはどうか(次頁参照)
- なお、「全てのポイントに照らして異論の余地のない」ものを検討することは困難な場合も考えられるため、各教科等の授業改善に資する点を重視しつつ検討を進めるべきではないか

「高次の資質・能力」を検討する上でのチェックポイント(案)

【A 教科等の本質的意義の中核に照らした重要性の観点】

- ・目標の達成に資する上で重要であるとともに、各教科等の本質的意義の中核（「見方・考え方」）に照らし適切なものであるといえるか

【B 資質・能力の深まりを示す観点】

- ・要素となる個別の資質・能力の「深まり」を示す事ができているか。具体的には、内容のまとまりを単に要約した「見出し」に留まるのではなく、個別の資質・能力が児童生徒の中で相互に関連付けられて、統合的に獲得された際の姿を示すことができているか
- ・要素となる個別の資質・能力を学ぶことの意義（※）や、それを広く社会において、いつ、どのような文脈で活用することができるのか、を教師がイメージしやすいものとなっているか

（※）学ぶことの「意義」は必ずしも実生活における実用的な側面にとどまらない点に留意

【C 深い学びを実現する単元づくりを助ける観点】

- ・教師が単元構想時に、「知識及び技能の統合的な理解」と、それにぶら下がる個別の「知・技」、「思考力・判断力・表現力等の総合的な発揮」と、それにぶら下がる個別の「思・判・表」とを往還して参照した際、単元を通じて児童生徒が追究する本質的な「問い」を構想する上で参考になるか
- ・教師が単元構想時に、「思考力・判断力・表現力等の総合的な発揮」と、それにぶら下がる個別の「思・判・表」とを往還して参照した際、論述・レポート・発表・作品製作等、単元を通じて児童生徒が資質・能力を総合的に発揮しながら取り組む課題を構想する上で参考になるか

【D 分かりやすさ等の観点】

- ・経験の浅い教師も含めて、一人一人の教師にとって、分かりやすく、使いやすいことに加え、教科等の面白さや魅力が伝わる文言となっているか（学習・指導を通じて、最終的には児童生徒自身が掴むことができる必要があるという点も留意）
- ・学校種・学年等、発達段階に即して妥当なものとなっているか（系統性等の重視により、発達段階に照らし過度に抽象的となっていないか等）



3. 内容等の改善の在り方

学習指導要領解説等の抜粋（「内容項目に関する経緯」、「四つの視点」関係）

※中学校学習指導要領解説 道徳編（平成20年7月）

第3章 道徳の内容

第1節 内容の基本的性格

1 内容のとらえ方

学習指導要領「第3章 道徳」の「第2 内容」は、教師と生徒が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である。学校の教育活動全体の中で、様々な場や機会をとらえ、多様な方法によって進められる学習を通して、生徒自らが調和的な道徳性をはぐむためのものである。それらは、教育活動全体を通じて行われる道徳教育を補充、深化、統合する要としての道徳の時間はもとより、全教育活動において、指導されなければならない。ここに挙げられている内容項目は、中学校の3年間に生徒が自覚を深め自分のものとして身に付け発展させていく必要がある道徳的価値を含む内容を、短い文章で平易に表現したものである。それらの内容項目は、生徒自らが道徳性を発展させるための窓口とでもいうべきものである。したがって、各内容項目を生徒の実態を基に把握し、指導上の課題を生徒の側から具体的にとらえ、生徒自身が道徳的価値の自覚を深め発展させていくことができるよう、実態に即した指導をしていくことが大切である。すなわち、生徒自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。

※道徳に係る教育課程の改善等について（答申）（平成26年10月中央教育審議会）

（3）道徳の内容をより発達段階を踏まえた体系的なものに改善する

現行学習指導要領では、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳の内容として、小学校の低学年、中学年、高学年及び中学校の別に、発達の段階に即して重要と考えられる基本的な道徳的価値が示されている。これらの道徳的価値については、「1 主として自分自身に関すること」、「2 主として他の人との関わりに関すること」、「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」、「4 主として集団や社会との関わりに関すること」の四つの視点で分類されている。

① 内容の位置づけについて

道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行われるものであることに鑑みれば、道徳の内容を、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う内容として示している現行学習指導要領の在り方は妥当であり、今後、「特別の教科 道徳」（仮称）が設置された場合も、この基本的な在り方は維持すべきと考える。

② 四つの視点について

内容を示す上で設けられている四つの視点については、全体の構造を分かりやすく示す上で効果的との肯定的な評価が多い一方で、それぞれの視点の範囲内で指導しなければならないとの考えから、指導が狭い範囲に限定されがちになる場合があるなどの指摘もある。内容項目の中には、複数の視点にまたがって捉えられるものも多く、各視点に過度にこだわることなく指導すべきということについて、明確に示す必要がある。また、視点ごとに内容項目の共通性や関連性を捉え、各視点の内容や各内容項目の関連が分かるように示すことが有効との意見もあった。

また、視点の順序については、児童生徒にとっての対象の広がり即して考えれば、「自分自身」から、「他の人」、「集団や社会」、「自然や崇高なもの」へと展開する流れが分かりやすく、現行の「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」と「4 主として集団や社会との関わりに関すること」の順序を入れ替えた方が理解しやすいのではないかと意見があった。さらに、生命尊重に関わることは、その重要性に鑑み、内容項目の最初に位置付け、生命は過去から未来へとつながっているものであることや、かけがえのない自他の生命を尊重することの大切さを一層重視した指導を行うべきとの意見や、「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」の視点に属する内容項目全体を最初の視点にすべきとの意見もあり、これらも踏まえ、その在り方を見直すべきである。

学習指導要領解説等の抜粋（「内容項目に関する経緯」、「四つの視点」関係）

※中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編（平成27年7月）

第1章 総説

3 改訂の要点

(2) 第2 内容

内容項目については主に以下のような改善を図った。

A 主として自分自身に関すること

- (ア) 「自主，自律，自由と責任」について，主体的に判断する態度を一層重視し，従前の1－(3)の「自主的に考え，誠実に実行して」を「自主的に考え，判断し，誠実に実行して」と改めた。
- (イ) 「節度，節制」について，自分の安全に気を付け，調和のある生活をするを一層重視し，従前の1－(1)「調和のある生活」を「安全で調和のある生活」に改めた。
- (ウ) 「希望と勇氣，克己と強い意志」について，目標に向かって不屈の精神をもって努力することができるようにするため，従前の1－(2)の「より高い目標を目指し」を「より高い目標を設定し」へ，「着実にやり抜く強い意志をもつ」を「困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること」に改めた。
- (エ) 「真理の探究，創造」について，探究心を養うことを重視して，従前の1－(4)の「理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく」を「探究して新しいものを生み出そうと努めること」に改めた。

B 主として人との関わりに関すること

- (ア) 「思いやり，感謝」について，より体系的・系統的に指導ができるよう，従前の2－(2)及び2－(6)を統合した。
- (イ) 「友情，信頼」について，より体系的・系統的に指導ができるよう，従前の2－(3)及び2－(4)を統合した。

※考える道徳への転換に向けたワーキンググループにおける審議の取りまとめについて（報告）（平成28年8月）

②具体的な改善事項

- i) 教育課程の示し方の改善
- イ 指導内容の示し方の改善

- 小・中学校においては、小・中学校学習指導要領の改訂により、道徳科の内容の示し方について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善し、小学校では、第1・2学年に「個性の伸長」、「公正、公平、社会正義」、「国際理解、国際親善」を、第3・4学年に「相互理解、寛容」、「公平、公正、社会正義」、「国際理解、国際親善」を、第5・6学年には「よりよく生きる喜び」の内容項目を追加した。

ii) 教育内容の改善・充実

- 小・中学校学習指導要領の一部改正では、いじめへの対応や、情報モラル等の現代的課題などへの対応の充実が図られたところである。

H20改訂と現行との新旧対称（小学校第1,2学年の内容項目）

新旧の主な変更点

- ・構成やねらいを分かりやすく示す観点から、手掛かりとなる【**善悪の判断、自律、自由と責任**】などの言葉を付記。
- ・4つのまとまりについて、児童生徒にとって**対象の広がり**に**即して整理**。
- ・項目数を16→19に変更。

全16項目

1	主として自分自身に関すること【4項目】
	(1)健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。 (2)自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。 (3)よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。 (4)うそをついたりごまかしたりしないで、素直に伸び伸びと生活をする。
2	主として他の人とのかかわりに関すること。【4項目】
	(1)気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。 (2)幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。 (3)友達と仲よくし、助け合う。 (4)日ごろ世話になっている人々に感謝する。
3	主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。【3項目】
	(1)生きることを喜び、生命を大切にすることを。 (2)身近な自然に親しみ、動植物にやさしい心で接する。 (3)美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。
4	主として集団や社会のかかわりに関すること。【5項目】
	(1)約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。 (2)働くことのよさを感じて、みんなのために働く。 (3)父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。 (4)先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。 (5)郷土の文化や生活に親しみ、愛着を持つ。

【参照】平成20年度改訂 小学校学習指導要領「第3章 道徳」

全19項目

+ 1 項目	A 主として自分自身に関すること【5項目】
	【 善悪の判断、自律、自由と責任 】 よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。 【正直、誠実】 うそをついたりごまかしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。 【節度、節制】 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。 【個性の伸長】 新規 自分の特徴に気付くこと。 【希望と勇気、努力と強い意志】 自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。
	B 主として人との関わりに関すること【4項目】
	【親切、思いやり】 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。 【感謝】 家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。 【礼儀】 気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心がけて、明るく接すること。 【友情、信頼】 友達と仲よくし、助け合うこと。
+ 2 項目	C 主として集団や社会との関わりに関すること【7項目】
	【規則の尊重】 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。 【公正、公平、社会正義】 新規 自分の好き嫌いにとらわれなくて接すること。 【勤労、公共の精神】 働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。 【家族愛、家庭生活の充実】 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。 【よりよい学校生活、集団生活の充実】 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくすること。 【伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度】 我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着を持つこと。 【国際理解、国際親善】 新規 他国の人々や文化に親しむこと。
	D 主として生命や自然、崇高なもののかかわりに関すること【3項目】
	【生命の尊さ】 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること 【自然愛護】 身近な自然に親しみ、当植物にやさしい心で接すること。 【感動、畏敬の念】 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。

対象の広がり
に即して入れ替え

【参照】現行小学校学習指導要領「第3章 特別の教科 道徳」



4. 学習・指導・評価の改善充実の在り方

道徳教育に係る評価等の在り方について

※H28.7.29通知等を基に作成

○改訂後の学習指導要領（特別の教科 道徳）

児童（生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。

ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

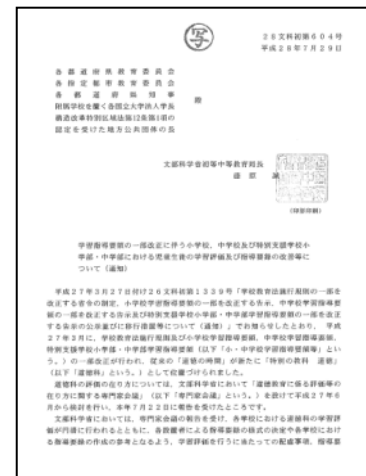


具体的な方法を、道徳科の評価の在り方に関する専門家会議で検討

(H27.6～H28.7)

【基本的な方向性】

- 数値による評価ではなく、記述式とすること、
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること、
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価（※）として行うこと、
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- 調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要



※専門家会議報告に基づき、道徳科の学習評価の在り方、指導要録の参考様式について、
平成28年7月29日付で都道府県教育委員会等に通知

《道徳科の指導方法》

- 単なる話し合いや読み物の登場人物の心情の読み取りに偏ることなく道徳科の質的転換を図るためには、学校や児童生徒の実態、主題やねらいに応じて、問題解決的な学習など質の高い多様な指導方法を展開することが必要。

《道徳科における評価の在り方》

- 児童生徒の側から見れば、自らの成長を実感し、意欲の向上につなげていくものであり、教師の側からみれば、教師が目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むための資料。
- 道徳科の特質を踏まえれば、評価に当たって、
 - ・ 数値による評価ではなく、**記述式**とすること、
 - ・ **個々の内容項目ごとではなく**、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること、
 - ・ 他の児童生徒との比較による評価ではなく、**児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価(※)**として行うこと、
 - ・ 学習活動において児童生徒がより**多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか**といった点を重視すること、
 - ・ **道徳科の学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を一定のまとまりの中で見取ること**が求められる。

※個人内評価・・・児童生徒のよい点を褒めたり、さらなる改善が望まれる点を指摘したりするなど、児童生徒の発達の段階に応じ励ましていく評価

【道徳科の評価の方向性】

- 指導要録においては当面、一人一人の**児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子**について、発言や会話、作文・感想文やノートなどを通じて、
 - ・ 他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、**一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか**
(自分と違う意見を理解しようとしている、複数の道徳的価値の対立する場面を多面的・多角的に考えようとしている等)
 - ・ 多面的・多角的な思考の中で、**道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか**
(読み物教材の登場人物を自分に置き換えて具体的に理解しようとしている、道徳的価値を実現することの難しさを自分事として捉え考えようとしている等)
- **といった点に注目**して見取り、**特に顕著と認められる具体的な状況を記述**する、といった改善を図ることが妥当。
- 評価に当たっては、児童生徒が一年間書きためた感想文をファイルしたり、1回1回の授業の中で全ての児童生徒について評価を意識して変容を見取るのは難しいため、年間35時間の授業という長い期間で見取ったりするなどの工夫が必要。
- 道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子の把握は、**「各教科の評定」や「出欠の記録」等とは基本的な性格が異なるものであることから、調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要。**

《発達障害等のある児童生徒への必要な配慮》

- 児童生徒が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮が必要。

《条件整備》

- 国や教育委員会等において、多様な指導方法の確立や評価の工夫・改善のために必要な条件を例示。

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学級							
		整理番号							

各教科の学習の記録									特別の教科 道徳			
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子		
国 語	知識・技能								1			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								2			
	評定											
社 会	知識・技能								3			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								4			
	評定											
算 数	知識・技能								5			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								6			
	評定											
理 科	知識・技能								3			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								4			
	評定											
生 活	知識・技能								4			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								総合的な学習の時間の記録			

※画像は小学校児童指導要録の参考様式
 (中学校生徒指導要録、特別支援学校小学部・
 中学部の児童指導要録・生徒指導要録も同様)

学習評価の種類

目標に準拠した評価

- ・学習指導要領に示す目標に照らしてその実現の状況を見る。
- ・平成12年要録通知以降は、観点別学習状況の評価と評定の両方を、目標に準拠した評価として実施。
- ・評価規準は各学校が設定。(国立教育政策研究所が評価規準の設定に関する参考資料を提供)
- ・絶対評価とも言われてきた。
※H22年教育課程部会まとめ以降、「絶対評価」とは言っていない。

集団に準拠した評価

- ・学級又は学年における位置づけを見る。
- ・相対評価とも言われる。
- ・平成12年通知以降は、目標に準拠した評価に改められた。

個人内評価

- ・観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子どもたち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの。
- ・従来の指導要録では、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」において示される。

観点別の学習状況の評価

- ・各教科・科目の目標や内容に照らして、生徒の実現状況がどのようなものであるかを、観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるもの。
- ・現行(平成22年指導要録通知)では、学力の三要素を踏まえ、観点ごとに評価(「A」「B」「C」の3段階)。

総括的な評価としての評定

- ・観点別の学習状況の評価をもとに、総括的な学習状況を示すため、5段階(小学校は3段階。小学校低学年は行わない)の評定を行う。
- ・平成12年より、観点別の学習状況だけでなく、評定についても目標に準拠した評価とすることとした。
- ・各観点別の評価を評定においてどのように総括するかは、各学校の工夫が求められる。

道徳科の学習評価は、
児童生徒がいかに成長したかを
積極的に受け止めて認め、励ます
個人内評価として実施

(参考) 学習評価と指導要録について

<指導要録>

- 在学する児童生徒の学習の記録として各学校が作成するもの。(学校教育法施行規則第24条)
- 様式は設置者が定める。国は記載に当たっての配慮事項や参考様式等を通知により示している。
- 「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」からなり、「指導に関する記録」としては、
 - ・行動の記録(小中のみ)
 - ・教科・科目の学習の記録 → 観点別評価(小中のみ)、取得単位数(高校のみ)、評定(小3以上及び中高)
 - ・外国語活動(小のみ)、総合的な学習の時間、特別活動の記録
 - ・総合所見及び指導上参考となる諸事項などを記載。
※これらに加えて、「道徳科の学習状況及び道徳性に係る成長の様子」を文章で記録することになる。
- 児童生徒が進学する際・転学する際には、写しを進学先・転学先に送付する。
- 指導要録の保存年限は、指導に関する事項は5年。学籍に関する事項は20年

<調査書(いわゆる内申書)>

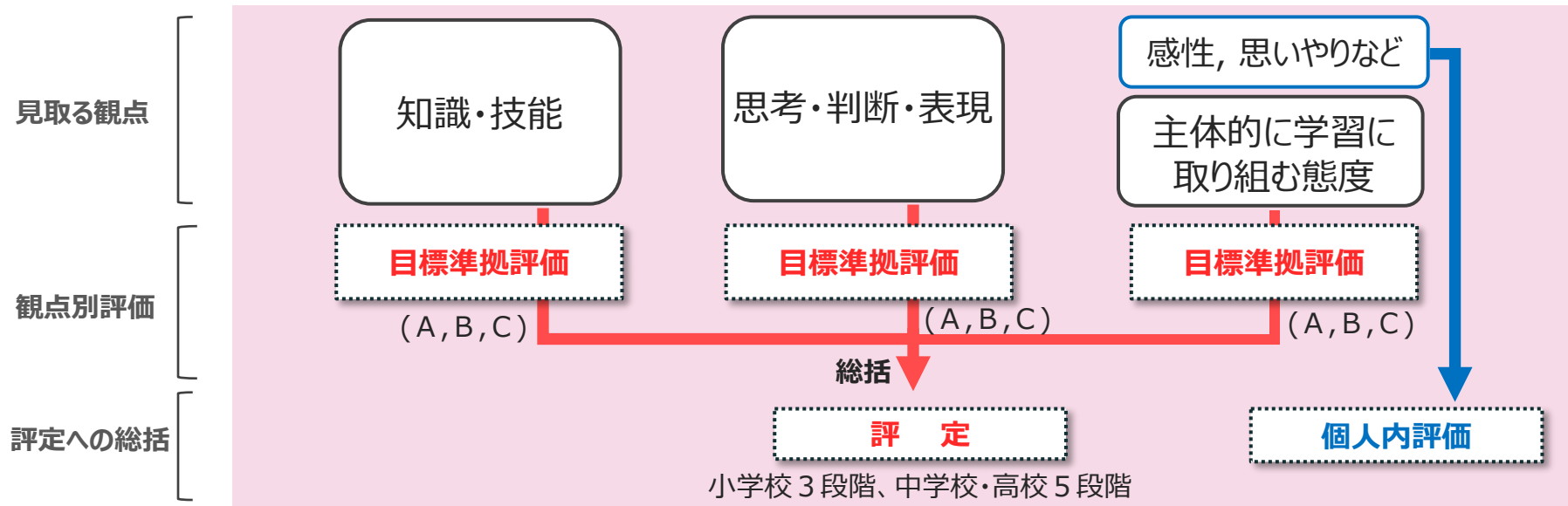
- 進学のための入学試験や就職に当たり、在籍校から受験先等に対して生徒の学習状況を伝えるために作成する書類。
- 校長は、生徒の進学に当たり、その生徒の進学しようとする学校に調査書を送付しなければならない。(学教法施行規則第78条等)
- 都道府県立高校入試に関する調査書の様式は各都道府県教育委員会が定めている。私立高校に関しては設置者が独自に定めている場合と、都道府県内の私立高校で共通の様式を作成している場合とがある。
- 一般的に、内容としては、教科・科目の学習の記録など、概ね指導要録の様式例に沿った形になっている。
※「道徳科の学習状況及び道徳性に係る成長の様子」は、調査書には記載しない。

<通知表・通信簿>

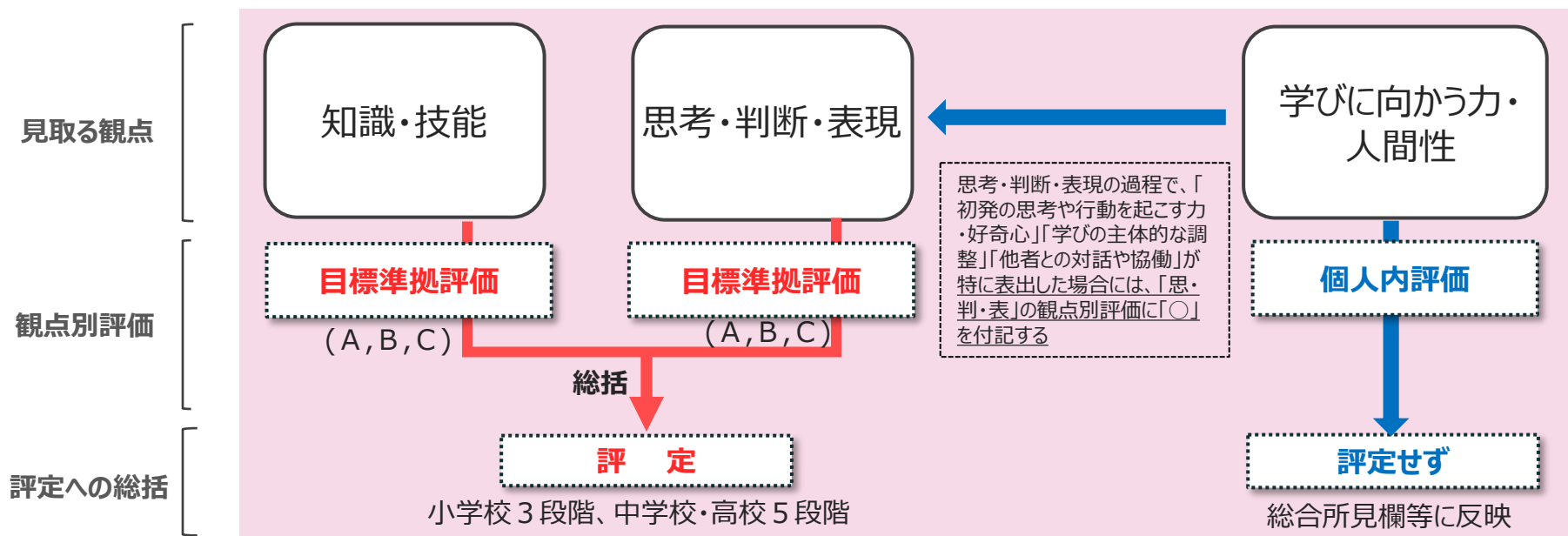
- 法令上の規定はなく、児童生徒の学習状況について保護者に対して伝えること等を目的に各学校が独自に行っているもの。
- 各学校が独自に行っているものであり、国として様式の例示等は例示してはいない。指導要録の様式に対応した内容を学期ごとに通知する形が一般的。

新たな観点別評価の方向性イメージ

旧



新



現行指導要領における道徳科の評価の基本的な考え方について

●現行指導要領において、道徳性の諸様相（道徳的判断力、心情、実践意欲と態度）を分節し、観点別評価で見取ることは、**生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価として不相当**であることが明記。

●このため、年間や学期といった**一定の時間的なまとまり**の中で、学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握し、**大くりなまとまりを踏まえた評価や、個人内評価として記述式**で行うことが必要とされている。

●また、**具体的な見取りや評価の記述の仕方については、指導方法の工夫と併せ適切に検討される必要**があり、「生徒が多面的・多角的な見方へと発展させているかどうか」、「道徳的諸価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかどうか」という視点や、発言や記述ではない形で表出する生徒の姿に着目することなどが**例示**されている。

※中学校学習指導要領解説 関係部分（抜粋） 第5章第2節2 道徳科における評価

（1）道徳科に関する評価の基本的な考え方

道徳科の目標は、道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲及び態度を育てることであるが、**道徳性の諸様相である道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度のそれぞれについて分節し、学習状況を分析的に捉える観点別評価を通じて見取ろうとすることは、生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価としては妥当ではない。**

授業において生徒に考えさせることを明確にして、（略）一定のまとまりの中で、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められる。

その際、**個々の内容項目ごとではなく、大くりなまとまりを踏まえた評価**とすることや、他の生徒との比較による評価ではなく、**生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式**で行うことが求められる。

道徳科の内容項目は、道徳科の指導の内容を構成するものであるが、**内容項目について単に知識として観念的に理解させるだけの指導や、特定の考え方に無批判に従わせるような指導であってはならない。**（略）このため、道徳科の学習状況の評価に当たっては、**道徳科の学習活動に着目し、年間や学期といった一定の時間的なまとまりの中で、生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握**する必要がある。

（2）個人内評価として見取り、記述により表現することの基本的な考え方

道徳科において、生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子をどのように見取り、記述するかということについては、学校の実態や児童（生徒）の実態に応じて、教師の明確な意図の下、**学習指導過程や指導方法の工夫と併せて適切に考える必要**がある。

生徒が**一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させているかどうか**という点については、例えば、道徳的価値に関わる問題に対する判断の根拠やそのときの心情を様々な視点から捉え考えようとしていることや、自分と違う立場や感じ方、考え方を理解しようとしていること、複数の道徳的価値の対立が生じる場面において取り得る行動を広い視野から多面的・多角的に考えようとしていることを発言や感想文、質問紙の記述等から見取るという方法が考えられる。

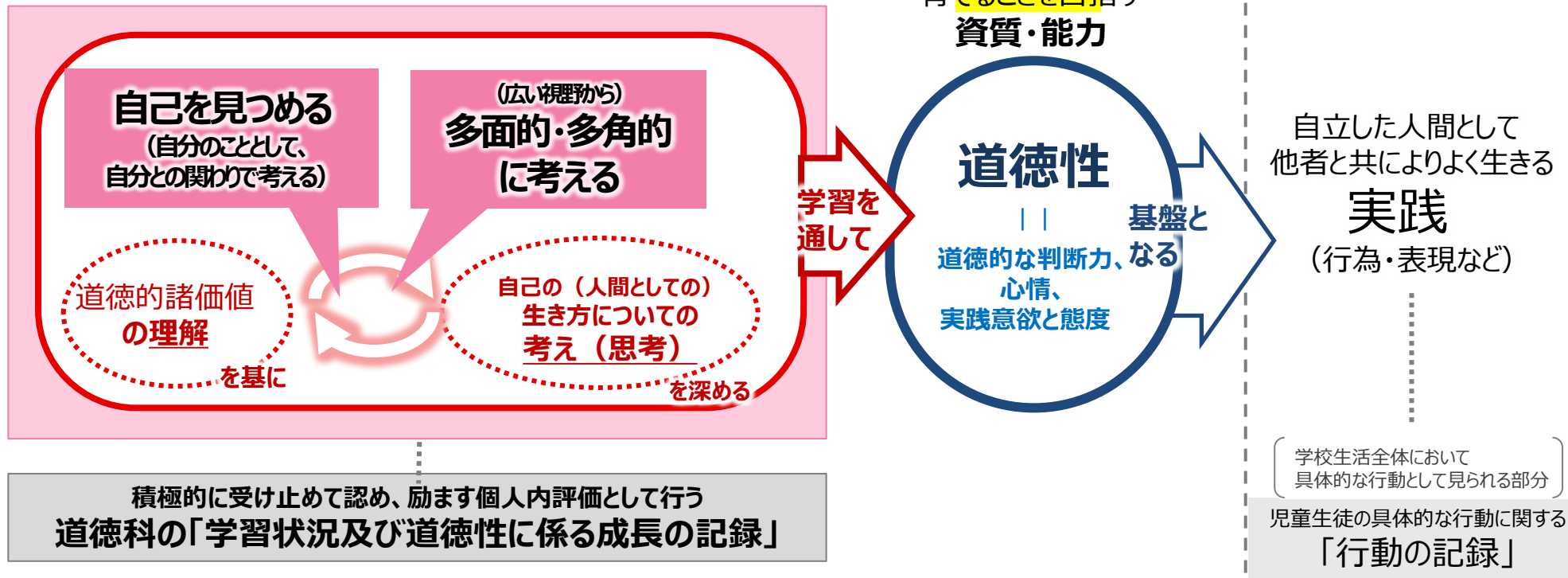
道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかどうかという点についても、例えば、読み物教材の登場人物を自分に置き換えて考え、自分なりに具体的にイメージして理解しようとしていることに着目したり、現在の自分自身を振り返り、自らの行動や考えを見直していることがうかがえる部分に着目したりするという視点も考えられる。また、道徳的な問題に対して自己の取り得る行動を他者と議論する中で、道徳的価値の理解を更に深めているかや、道徳的価値を実現することの難しさを自分のこととして捉え、考えようとしているかという視点も考えられる。

また、発言が多くない生徒や考えたことを文章に記述することが苦手な生徒が、**教師や他の生徒の発言に聞き入ったり、考えを深めようとしていたりする姿に着目する**など、**発言や記述ではない形で表出する生徒の姿に着目する**ということも重要である。（略）

ここに挙げた視点はいずれについても例示であり、指導する教師一人一人が、質の高い多様な指導方法へと指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにするという道徳科の評価の趣旨を理解した上で、学校の状況や生徒一人一人の状況を踏まえた評価を工夫することが求められる。

- 道徳性が養われたか否かは容易に判断することができるものではなく、観点別に分析的に評価する（ABCの段階をつける）ことは妥当ではない。
 - 道徳科の授業では、特定の価値観を児童生徒に押しつけたり、指示通りに主体性を持たずに言われるままに行動するよう指導したりするものであってはならない。内容項目を手掛かりに「考え、議論する」ことを通じて、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える学習を行うことによって、道徳性を養うことを目指すもの。
- このため、道徳科の学習の中で、特に「自己を見つめ、自分のこととして考えているか」「物事を多面的・多角的に考えようとしているか」といったことに着目することで、**道徳科の学習状況を把握する**ことが必要である。

道徳性を養うために行う道徳科における学習



注) 道徳科の学習活動を中心にイメージ図としたものであり、これ以外にも道徳性を養う過程は様々なものが考えられる。

学習評価に関する学習指導要領（総則）の規定

道徳科に限らず、学習評価は、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすためのもの。
現行指導要領の総則においても、**毎時間全ての資質・能力を評価するのではなく、単元などのまとまりごとに、評価の場面や方法を工夫**するものとされている。

○小学校学習指導要領 第1章 総則

第3 教育課程の実施と学習評価

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

道徳教育と「主体的・対話的で深い学び」の関係について

平成28年の中教審答申^(※)において、道徳教育と現行指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」の関係については以下のとおり整理されている。

※「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（答申）平成28年12月 中央教育審議会

「主体的・対話的で深い学び」の実現

- 道徳教育においては、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を育むため、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「**考え、議論する道徳**」を実現することが、「**主体的・対話的で深い学び**」を実現することになると考えられる。「主体的・対話的で深い学び」の視点に沿って整理すると、概ね以下のように考えられる。なお、道徳科における具体的な学習プロセスは限りなく存在し得るものである。**様々な工夫や留意点を三つの視点に分けることが目的ではなく、これらの視点を手掛かりに、教員一人一人が、子供たちの発達の段階や発達の特性、指導内容などに応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら工夫して実践できるようにすることが重要**である。

「主体的な学び」の視点

- 「主体的な学び」の視点からは、**児童生徒が問題意識を持ち、自己を見つめ、道徳的価値を自分自身との関わりで捉え、自己の生き方について考える学習**とすることや、**各教科で学んだこと、体験したことから道徳的価値に関して考えたことや感じたことを統合**させ、自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫することが求められる。このため、主題やねらいの設定が不十分な単なる生活経験の話合いや、読み物教材の登場人物の心情理解のみに終始する指導、望ましいと思われることを言わせたり書かせたりすることに終始する指導などに陥らないよう留意することが必要である。
- なお、高等学校には道徳の時間が設けられておらず、「公共」及び「倫理」並びに特別活動が中核的な指導場面として期待されている。したがって、これらの科目等においても、道徳教育において育成を目指す資質・能力及び上記の視点を意識した学習が求められる。

「対話的な学び」の視点

- 「対話的な学び」の視点からは、**子供同士の協働、教員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えたり、自分と異なる意見と向かい合い議論**すること等を通じ、自分自身の道徳的価値の理解を深めたり広げたりすることが求められる。
- なお、発達の段階や個人の特性等を踏まえれば、教員が介在することにより「対話的な学び」が実現できる場合も考えられ、その実態を踏まえた適切な配慮が求められる。**言葉によって伝えるだけでなく、多様な表現を認めることも大切**である。特に、特設の道徳科の時間がない高等学校においては、特別活動、特にホームルー ム活動における話合いを通して、人間としての在り方生き方に関する考えを深めることが重要である。

「深い学び」の視点

- 「深い学び」の視点からは、道徳的諸価値の理解を基に、**自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考える学習**を通して、様々な場面、状況において、**道徳的価値を実現するための問題状況を把握し、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てる学習**とすることが求められる。
- そのためには、単に読み物教材の登場人物の心情理解のみで終わったり、単なる生活体験の話合いや、望ましいと分かっていることを言わせたり書かせたりする指導とならないよう留意し、道徳的な問題を自分事として捉え、議論し、探究する過程を重視し、道徳的価値に関わる自分の考え方、感じ方をより深めるための多様な指導方法を工夫することなどが考えられる。

学習指導要領解説 抜粋

中学校道徳 解説 (抜粋)

(P3)

第一章 ○2 改訂の基本方針

教育基本法をはじめとする我が国の教育の根本理念に鑑みれば、道徳教育は、教育の中核をなすものであり、学校における道徳教育は、学校のあらゆる教育活動を通じて行われるべきものである。

同時に、道徳教育においては、これまで受け継がれ、共有されてきたルールやマナー、社会において大切にされてきた様々な道徳的価値などについて、生徒が発達の段階に即し、一定の教育計画に基づいて学び、それらを理解し身に付けたり、様々な角度から考察し自分なりに考えを深めたりする学習の過程が重要である。このため、昭和33年に、小・中学校において、道徳の時間が設けられ、各教科等における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、生徒に道徳的価値の自覚や生き方についての考えを深めさせ、道徳的実践力を育成するものとされてきた。こうした道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方は、今後も引き継ぐべきである。一方で、道徳教育が期待される役割を十分に果たすことができるように改善を図ることが重要である。

とりわけ、道徳の時間が道徳教育の要として有効に機能することが不可欠である。今回の道徳教育の改善に関する議論の発端となったのは、いじめの問題への対応であり、生徒がこうした現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性ある力を育成していく上で、道徳教育も大きな役割を果たすことが強く求められた。道徳教育を通じて、個人が直面する様々な状況の中で、そこにある事象を深く見詰め、自分はどうすべきか、自分に何ができるかを判断し、そのことを実行する手立てを考え、実践できるようにしていくなどの改善が必要と考えられる。

このような状況を踏まえ、道徳教育の充実を図るため、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育とその要としての道徳の時間の役割を明確にした上で、生徒の道徳性を養うために、適切な教材を用いて確実に指導を行い、指導の結果を明らかにしてその質的な向上を図ることができるよう、学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部を改正し、道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」(以下「道徳科」という。)として新たに位置付け、その目標、内容、教材や評価、指導体制の在り方等を見直した。

(P21)

第三章 ○2 内容の取扱い方

第2に示す内容項目は、関連的、発展的に捉え、年間指導計画の作成や指導に際して重点的な扱いを工夫することで、その効果を高めることができる。

(1) 関連的、発展的な取扱いの工夫

ア 関連性をもたせる

指導内容を構成する際のよりどころは、基本的には22の項目であるが、必ずしも各内容項目を一つずつ主題として設定しなければならないということではない。内容項目を熟知した上で、各学校の実態、特に生徒の実態に即して、生徒の人間的な成長をどのように図り、どのように道徳性を養うかという観点から、幾つかの内容を関連付けて指導することが考えられる。その際、内容の関連性を踏まえた配慮と工夫が求められる。少なくとも、適切なねらいを設定して主題を構成し、焦点が不明確な指導にならないようにする必要がある。道徳科の指導に当たっては、内容項目間の関連を十分に考慮したり、指導の順序を工夫したりして、生徒の実態に応じた適切な指導を行うことが大切である。そして、全ての内容項目が調和的に関わり合いながら、生徒の道徳性が養われるように工夫する必要がある。

道徳科における質の高い多様な指導方法について（イメージ）（1/2）

H28.7「特別の教科
道徳」の指導方法・評価等
について（報告）より抜粋

※以下の指導方法は、本専門家会議における事例発表をもとに作成。したがってこれらは多様な指導方法の一例であり、指導方法はこれらに限定されるものではない。道徳科を指導する教員が学習指導要領の改訂の趣旨をしっかりと把握した上で、学校の実態、児童生徒の実態を踏まえ、授業の主題やねらいに応じた適切な指導方法を選択することが重要。

※以下の指導方法は、それぞれが独立した指導の「型」を示しているわけではない。それぞれに様々な展開が考えられ、例えば読み物教材を活用しつつ問題解決的な学習を取り入れるなど、それぞれの要素を組み合わせた指導を行うことも考えられる。

		×	読り物教材の登場人物への 自我関与が中心の学習	問題解決的な学習	道徳的行為に関する体験的な学習	×	
ねらい			教材の登場人物の判断や心情を自分との関わりで多面的・多角的に考えることなどを通して、道徳的諸価値の理解を深める。	問題解決的な学習を通して、道徳的な問題を多面的・多角的に考え、児童生徒一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養う。	役割演技などの疑似体験的な表現活動を通して、道徳的価値の理解を深め、様々な課題や問題を主体に解決するために必要な資質・能力を養う。		
具体例		登場人物の心情理解のみの指導	学習指導要領においては、道徳科の目標を「道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己をみつめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人として）の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と定めている。この目標をしっかりと踏まえたものでなければ道徳科の指導とは言えない。				主題やねらいの設定が不十分な単なる生活経験の話し合い
導入	道徳的価値に関する内容の提示 教師の話や発問を通して、本時に扱う道徳的価値へ方向付ける。		問題の見見や道徳的価値の想起など ・教材や日常生活から道徳的な問題を見つける。 ・自分たちのこれまでの道徳的価値の捉え方を想起し、道徳的価値の本当の意味や意義への問いを持つ（原理・根拠・適用への問い）。	道徳的価値を実現する行為に関する問題場面の提示など ・教材の中に含まれる道徳的諸価値に関わる葛藤場面を把握する。 ・日常生活で、大切さが分かってもなかなか実践できない道徳的行為を想起し、問題意識を持つ。			
展開	登場人物への自我関与 教材を読んで、登場人物の判断や心情を類推することを通して、道徳的価値を自分との関わりで考える。 【教師の主な発問例】 ・どうして主人公は、○○という行動を取ることができたのだろう（又はできなかったのだろう）。 ・主人公はどういう思いをもって△△という判断をしたのだろう。 ・自分だったら主人公のように考え、行動することができるだろうか。		問題の探究（道徳的な問題状況の分析・解決策の構想など） ・道徳的な問題について、グループなどで話し合い、なぜ問題となっているのか、問題をよりよく解決するためにはどのような行動をとればよいのかなどについて多面的・多角的に考え議論を深める。 ・グループでの話し合いなどを通して道徳的問題や道徳的価値について多面的・多角的に考え、議論を深める。 ・道徳的な問題場面に対する解決策を構想し、多面的・多角的に検討する。 【教師の主な発問例】 ・ここでは、何が問題になっていますか。 ・何と何で迷っていますか。 ・なぜ、■（道徳的諸価値）は大切なのでしょうか。 ・どうすれば■（道徳的諸価値）が実現できるのでしょうか。 ・同じ場面に出会ったら自分ならどう行動するでしょう。 ・なぜ、自分はそのように行動するのでしょうか。 ・よりよい解決方法にはどのようなものが考えられるでしょう。	道徳的な問題場面の把握や考察など ・道徳的行為を実践するには勇気があることなど、道徳的価値を実践に移すためにどんな心構えや態度が必要かを考える。 ・価値が実現できない状況が含まれた教材で、何が問題になっているかを考える。 問題場面の役割演技や道徳的行為に関する体験的な活動の実施など ・ペアやグループをつくり、実際の問題場面を役割演技で再現し、登場人物の葛藤などを理解する。 ・実際に問題場面を設定し、道徳的行為を体験し、その行為をすることの難しさなどを理解する。			
終末	振り返り 本時の授業を振り返り、道徳的価値を自分との関係で捉えたり、それらを交流して自分の考えを深めたりする。		探究のまとめ （解決策の選択や決定・諸価値の理解の深化・課題発見） ・問題を解決する上で大切にしたい道徳的価値について、なぜそれを大切にしたいのかなどについて話し合い等を通じて考えを深める。 ・問題場面に対する自分なりの解決策を選択・決定する中で、実現したい道徳的価値の意義や意味への理解を深める。 ・考えた解決策を身近な問題に適用し、自分の考えを再考する。 ・問題の探究を振り返って、新たな問いや自分の課題を導き出す。	道徳的価値の意味の考察など ・役割演技や道徳的行為を体験したり、それらの様子を見たりしたことをもとに、多面的・多角的な視点から問題場面や取り得る行動について考え、道徳的価値の意味や実現するために大切なことを考える。 ・同様の新たな場面を提示して、取りうる行動を再現し、道徳的価値や実現するために大切なことを体感することを通して実生活における問題の解決に見通しをもたせる。			
			まとめ ・教師による説話。 ・本時を振り返り、本時で学習したことを今度どのように生かすことができるかを考える。 ・道徳的諸価値に関する根本的な問いに対し、自分なりの考えをまとめる。 ・感想を聞き合ったり、ワークシートへ記入したりして、学習で気付いたこと、学んだことを振り返る。				

道徳科における質の高い多様な指導方法について（イメージ）（2/2）

H28.7「特別の教科
道徳」の指導方法・評価等
について（報告）より抜粋

	×	読み物教材の登場人物への 自我関与が中心の学習	問題解決的な学習	道徳的行為に関する体験的な学習	×
指導方法の効果	登場人物の心情理解のみの指導	<ul style="list-style-type: none"> 子供たちが読み物教材の登場人物に託して自らの考えや気持ちを素直に語る中で、道徳的価値の理解を図る指導方法として効果的。 	<ul style="list-style-type: none"> 出会った道徳的な問題に対処しようとする資質・能力を養う指導方法として有効。 他者と対話や協働しつつ問題解決する中で、新たな価値や考えを発見・創造する可能性。 問題の解決を求める探究の先に新たな「問い」が生まれるという問題解決的なプロセスに価値。 	<ul style="list-style-type: none"> 心情と行為とをすり合わせることで、無意識の行為を意識化することができ、様々な課題や問題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養う指導方法として有効。 体験的な学習を通して、取り得る行為を考え選択させることで内面も強化していくことが可能。 	主題やねらいの設定が不十分な単なる生活経験の話合い
指導上の留意点		<ul style="list-style-type: none"> 教師に明確な主題設定がなく、指導観に基づく発問でなければ、「登場人物の心情理解のみの指導」になりかねない。 	<ul style="list-style-type: none"> 明確なテーマ設定のもと、 多面的・多角的な思考を促す「問い」が設定されているか。 上記「問い」の設定を可能とする教材が選択されているか。 議論し、探求するプロセスが重視されているか。 <p>といった検討や準備がなければ、単なる「話し合い」の時間になりかねない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 明確なテーマのもと 心情と行為との齟齬や葛藤を意識化させ、多面的・多角的な思考を促す問題場面が設定されているか。 上記問題場面の設定を可能とする教材が選択されているか。 <p>といった検討や準備がなければ、主題設定の不十分な生徒・生活指導になりかねない。</p>	
評価		<ul style="list-style-type: none"> 個人内評価を記述式で行う。 ※児童生徒のよい点を褒めたり、さらなる改善が望まれる点を指摘したりするなど、児童生徒の発達の段階に応じ励ましていく評価。 道徳科の学習において、その学習活動を踏まえ、観察や会話、作文やノートなどの記述、質問紙などを通して、例えば、 ○他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか ○多面的・多角的な思考の中で、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか といった点に注目する必要。 学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するための工夫が必要。 妥当性・信頼性の確保のため組織的な取組が必要。 			

感情の認識や調整に関わる教材例（現行教科書の事例）

【小学校】

「やくになってかんがえよう」

【内容項目】親切、思いやり

教材
内容

- ・きみえさんがボールで遊んでいたら、年下の子と取り合いになり、その子がころんで泣いてしまった。
- ・あなたが きみえさんだったらどうしますか。
→その子がわるいんだよ、という
→いっしょにつかおうか、という
→ないちゃったからしかたない、かしてあげる

発問

- 3人のかんがえから、これだなと思うものをえらびましょう。
- 3つのげきをして、ちがいをくらべましょう
- もっとよいやりかたはないかな。みんなでげきにしてみましょう。

「なんと言ってつたえる？」問題をかいけつしよう

【内容項目】相互理解、寛容

教材
内容

- ・なかよし四人グループで公園に集まり、何をして遊ぶか相談した。
- ・リーダーのような存在の子がジャングルジムで遊ぶ提案をしたが、高いところが苦手な私は気持ちを言い出せなかった。
- ・これからも楽しく遊ぶために、ちゃんと言おうと思った。

発問

問題をみつける

- みかさんが、自分の意見をなかなか言い出せないのはどうしてでしょう。

解決方法を考える

- 自分の考えとちがう意見が出たとき、あなたはどうしますか。
- どのように話せば、みんなにいやな思いをさせずに、気持ちを伝えることができるでしょう。

考えたことを生かす

- このお話で学んだことを、これからの生活のどんな場面で生かそうと思いますか。

【中学校】

自分の気持ちを相手に伝えるには

【内容項目】思いやり、感謝

教材
内容

- （・「席をゆずってみたら」を読んで、思いやりについて考える）
- ・読み物教材を踏まえ、自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを理解したりすることについて考えていきましょう。

発問

- 気持ちを理解する難しさを知ろう
- 気持ちを想像してみよう
- ペアになってやってみよう
- アドバイスをしあおう
- 他の場面でも活用しよう

場面：Aさんが、待ち合わせの時間に遅れ、Bさんを待たせてしまった
場面：CさんとDさんが楽しく遊んでいる最中に、Dさんが急に帰ると言い出した

感情をマネジメントしてみよう

【内容項目】思いやり、感謝

教材
内容

- （・「気づかなかったこと」を読んで、人と関わりながら生きていくことについて考える）
- ・読み物教材を踏まえ、どうすれば自分の感情や気持ちをマネジメントできるかについて考えていきましょう。

発問

- 感情の一つ、「怒り」とは？
- 受け止める側の気持ちを想像してみよう
マネジメントの方法を考えよう
- 気付いたことを交流しよう
- 他の場面でも活用しよう

場面：掃除当番に来なかったAさんに対して
→いろいろな気持ちをぶつけるような声かけをしてみる
→心配している気持ちをこめて声かけをしてみる

(※) あくまでも教科書に実際に掲載されている例を記載しており、例えば記載の「発問」を国として推奨している訳ではないことに留意。

(※) この他、「友情、信頼」等の内容項目について、関連する教材例が見られる。

道徳科の教科書について

道徳科の教科書は、「教材として具備すべき要件」に留意しつつ、
民間発行者の創意工夫を生かすとともに、**バランスのとれた多様な教科書**を認める。

「道徳に係る教育課程の改善について」中央教育審議会答申(平成26年10月)



義務教育諸学校教科用図書検定基準の一部改正(平成27年9月)

○「特別の教科 道徳」の教科固有の条件として、以下の項目を新設。

- ・学習指導要領において示されている題材(生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、情報化への対応等)・活動等について教科書上対応することを求める規定
- ・学習指導要領における教材の配慮事項(公正、多面的・多角的)を踏まえた規定
- ・問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習について適切な配慮を求める規定
- ・道徳科の内容項目との関係の明示を求める規定

※それぞれの学校や地域の創意工夫による補助教材の作成・活用についての教育委員会等の積極的な取組も求められる。

小学校学習指導要領 抜粋（教材関係①）

小学校学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

- (1) 児童の発達の段階や特性，地域の実情等を考慮し，多様な教材の活用にも努めること。特に，生命の尊厳，自然，伝統と文化，先人の伝記，スポーツ，情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし，児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり，感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。
- (2) 教材については，教育基本法や学校教育法その他の法令に従い，次の観点に照らし適切と判断されるものであること。
 - ア 児童の発達の段階に即し，ねらいを達成するのにふさわしいものであること。
 - イ 人間尊重の精神にかなうものであって，悩みや葛藤等の心の揺れ，人間関係の理解等の課題も含め，児童が深く考えることができ，人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。
 - ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には，特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

小学校 解説

(P82)

道徳科の学習指導過程には，特に決められた形式はないが，一般的には以下のように，導入，展開，終末の各段階を設定することが広く行われている。このような指導を基本とするが，教師の指導の意図や教材の効果的な活用などに合わせて弾力的に扱うなどの工夫をすることが大切である。

- ア 導入の工夫 導入は，主題に対する児童の興味や関心を高め，ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる動機付けを図る段階であると言われる。具体的には，本時の主題に関わる問題意識をもたせる導入，教材の内容に興味や関心をもちさせる導入などが考えられる。
- イ 展開の工夫 展開は，ねらいを達成するための中心となる段階であり，中心的な教材によって，児童一人一人が，ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に，自己を見つめる段階であると言われる。具体的には，児童の実態と教材の特質を押さえた発問などをしながら進めていく。ここでは，教材に描かれている道徳的価値に対する児童一人一人の感じ方や考え方を生かしたり，物事を多面的・多角的に考えたり，児童が自分との関わりで道徳的価値を理解したり，自己を見つめるなどの学習が深まるように留意する。児童がどのような問題意識をもち，どのようなことを中心にして自分との関わりで考えを深めていくのかについて主題が明瞭となった学習を心掛ける。

(P83)

(1) 多様な教材を生かした指導

道徳科では，道徳的な行為を題材とした教材を用いることが広く見られる。教材については，例えば，伝記，実話，意見文，物語，詩，劇などがあり，多様な形式のものを用いることができる。それらを学習指導で効果的に生かすには，登場人物の立場に立って自分との関わりで道徳的価値について理解したり，そのことを基にして自己を見つめたりすることが求められる。また，教材に対する感動を大事にする展開にしたり，道徳的価値を実現する上での迷いや葛藤を大切にしたりした展開，知見や気づきを得ることを重視した展開，批判的な見方を含めた展開にしたりするなどの学習指導過程や指導方法の工夫が求められる。その際，教材から読み取れる価値観を一方向的に教え込んだり，登場人物の心情理解に偏ったりした授業展開とならないようにするとともに，児童が道徳的価値を自分との関わりで考えることができるように問題解決的な学習を積極的に導入することが求められる。

小学校学習指導要領 抜粋（教材関係②）

小学校 解説

（P102～103）

（2）多様な教材を活用した創意工夫ある指導

道徳科においても、**主たる教材として教科用図書を使用しなければならないことは言うまでもないが、道徳教育の特性に鑑みれば、各地域に根ざした地域教材など、多様な教材を併せて活用することが重要**となる。様々な題材について郷土の特色が生かせる教材は、児童にとって特に身近なものに感じられ、教材に親しみながら、ねらいとする道徳的価値について考えを深めることができるため、地域教材の開発や活用にも努めることが望ましい。

これらのほかにも、例えば、古典、随想、民話、詩歌などの読み物、映像ソフト、映像メディアなどの情報通信ネットワークを利用した教材、実話、写真、劇、漫画、紙芝居などの多彩な形式の教材など、多様なものが考えられる。このような教材が多様に開発されることを通して、その生かし方もより創意あるものになり、児童自身のその積極的な活用が促される。例えば、地域の人を招いて協力しながら学習を進める、実物を提示する、情報機器を生かして学習する、疑似体験活動を取り込んで学習する、授業の展開に中心的に位置付ける教材だけでなく、補助的な教材を組み合わせ、それらの多様な性格を生かし合うなど、様々な創意工夫が生み出される。そのためにも、開発された教材については、その内容や形式等の特徴を押さえて授業で活用したときに、児童がその内容をどのように受け止めるかを予想するなどして、提示の工夫、発問の仕方の工夫等を併せて検討しておくことが大切である。

（P104～105）

（略）、道徳科に用いられる教材の具備する要件として、次の点を満たすことが大切である。

（1）**児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいもの**であること

児童が教材の内容を把握して道徳的価値の理解を図ったり、自己を見つめたりすることができるように、児童の発達の段階に即した内容、表現であることが求められる。また、児童が学習に一層興味・関心を深め、意欲的に学習に取り組みたくなる内容や表現であることがふさわしい。

その上で、道徳科においては一定の道徳的価値を含んだねらいを達成するための授業を展開することから、教材には適切な道徳的価値に関わる事象や人物が取り上げられていることが必要である。なお、その際、学習指導要領に準じ、年間を通じて計画的、発展的に道徳的諸価値や児童の振り返りを指導できるように、教材が全体として調和的に開発・整備されることが必要である。

（2）人間尊重の精神にかなうものであって、**悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるもの**であること

（略）

（3）多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、**特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないもの**であること

道徳科では、様々な課題に対応していくために、人としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を前提にして、他者と対話し協働しながら、物事を多面的・多角的に考えることを求めている。したがって、時に対立がある場合も含めて多様な見方や考え方のある事象や、多様な生き方が織り込まれ、生きる勇気や知恵などを感じられる人物などを取り扱うことは非常に有効であると考えられる。一方で、公教育として道徳科の指導を行う上でもっとも大切なことは、活用する教材が特定の価値観に偏しないことであり、多様な見方や考え方のある事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないか検討する必要がある。なお、教科用図書以外の教材を使用するに当たっては、「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成 27 年 3 月 4 日 初等中等教育局長通知）など、関係する法規等の趣旨を十分に理解した上で、適切に使用することが重要である。

「特別の教科 道徳」の教科書検定について（報告）

平成27年7月 教科用図書検定調査審議会

1 具体の改善方策（一部を除き、平成28年度の小学校道徳科の教科書検定から実施）

（1）「特別の教科 道徳」の教科書検定基準等について

○ 検定基準に道徳科の固有の条件として、以下の項目を新設する。

1. 学習指導要領において示されている題材・活動等について教科書上対応することを求める規定について

1. 「内容の取扱い」に示す題材（生命の尊厳、社会参画（中学校）、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等現代的な課題）は全て教材として取り上げていることを求める。
2. 「内容の取扱い」に示す「言語活動」「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」について教科書上適切な配慮がされていることを求める。

2. 学習指導要領における教材の配慮事項を踏まえた規定について

1. 「内容の取扱い」に照らして、1) 適切な教材を取り上げていること、2) 教材の取り上げ方として不適切なところはないこと、特に多様な見方や考え方ができる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について特定の見方や考え方に偏った取扱いはされておらず公正であるとともに、児童生徒の心身の発達段階に即し、多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされていることを求める。

3. 道徳科の内容項目との関係の明示を求める規定について

1. 図書の主な記述と、道徳科の内容項目との関係を明示し、かつその関係は学習指導要領に照らして適切であることを求める。

○ 上記のほか、道徳科の教科書について留意すべき点として、例えば、国際理解や国際協調の観点から、多面的・多角的に考えることができる教材であること、民間発行の副読本、教育委員会等作成の地域教材、「私たちの道徳」等の文部科学省（文部省）作成の教材等の様々な教材のよさを生かすこと、家庭や地域社会と連携した道徳教育にも資するものとなることなどを示す。

○ 道徳科の検定体制の充実方策として、以下のような方策を講じる。

1. 学校における道徳教育に精通した教員や指導主事等を専門委員として任命し、例えば一冊の教科書につき3名程度の者が調査に当たることができるようにすること。

2. 図書の内容に応じ、道徳科以外の教科に関して専門的知見を有する者（道徳科以外の教科を担当する部会の委員・臨時委員・専門委員その他の学識経験者等）の協力を得ることができるようにすること。

（2）その他の教科書検定に関する諸課題について

○ 義務教育用教科書の不合格図書について、「図書の基本的構成に重大な欠陥」「欠陥箇所数が著しく多い」等の図書は翌年度再申請とするよう規定を見直す。その際、合否の判定基準（不合格となる欠陥箇所数）も見直す。併せて再申請図書が合格した場合、採択替えができるよう規定を見直す。

○ 検定基準や学習指導要領の改正があった場合、発行者は新しい基準に基づいた教科書を検定申請すべきことを規定上明確化する。（平成28年度以降の基準改正に適用）

○ このほか、1) 検定済図書の訂正申請と検定基準との関係を規定上明確化、2) 審査中の適切な情報管理の徹底（情報流出の際に当該事案の概要を文部科学省ホームページで公表等）、3) 教科書記述の正確性の更なる向上（客観的に明白な誤記、誤植、脱字の箇所数一覧表の文部科学省ホームページでの公表等）、4) 検定手続関係書類の見直し（様式を定める規程の一元化等）などの改善を行う。

義務教育諸学校教科用図書検定基準 (平成29年8月10日文科科学省告示第105号) 抜粋

第2章 教科共通の条件

2 選択・扱い及び構成・排列

(学習指導要領との関係)

- (3) 学習指導要領の内容及び学習指導要領の内容の取扱いに示す事項が、学校教育法施行規則別表第1又は別表第2に定める授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること。

第3章 教科固有の条件

【特別の教科】

[道徳科]

1 基本的条件

- (1) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(1)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(1)に示す題材の全てを教材として取り上げていること。
- (2) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)の*ア*及び*イ*並びに中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)の*ア*及び*イ*に照らして適切な教材を取り上げていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 図書の内容全体を通じて、小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(4)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(4)に示す言語活動について適切な配慮がされていること。
- (2) 図書の内容全体を通じて、小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(5)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(5)に示す問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習について適切な配慮がされていること。
- (3) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)に照らして取り上げ方に不適切なところはないこと。
特に、多様な見方や考え方のできる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について特定の見方や考え方に偏った取扱いはされておらず公正であるとともに、児童又は生徒の心身の発達段階に即し、多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされていること。
- (4) 図書の主たる記述と小学校学習指導要領第3章の第2「内容」及び中学校学習指導要領第3章の第2「内容」に示す項目との関係が明示されており、その関係は適切であること。

複数時間道徳の実践可能性のある現行教科書の教材例（パターン1：同一内容項目）

東京書籍「新編 新しいどうとく 4」

一つの教材を複数の時間で扱う指導

小学校
4年生

【主題名】 判断したことは自信を持って

【内容項目】 善悪の判断、自律、自由と責任 ※該当ページ：p.38～43

1 時間目

「いっしょになって、わらっちゃだめだ」

(4ページ教材)

教材
内容

- お父さんに、「ぼく」と仲のいい「みのる」が「ゆうじ」をからかっていたことについて「友達をからかって遊ぶのはいじめにならないか」と言われ、「ぼく」は気になっていた。
- 翌日の休み時間、「みのる」が「ゆうじ」をからかい、教室のみんなが笑う場面に立ち会った「ぼく」は、「みのる」や周りのみんなと目が合っても笑わず、だまって席を立てて教室を出ていった。
- その後「ゆうじ」へのからかいはやんだ。

発問

- 「ぼく」が教室を出ていったのは、どんなことを考えたからか
- 悪いことと思ったとき、どうするか。正しいと思ったことを、自信を持っておこなったことがあるか

2 時間目

「いじめに「NO」の空気をつくる」

(2ページの「深める教材」)

「深める
教材」
内容

- 「いじめ」について、1時間目の学びを広げる観点から、2枚の絵を見比べる
- 一人一人が「いじめに「NO」の空気をつくる」ことについて、考えを深める

活動
例

- **2枚の絵を見比べて**、いじめを見ている人たちに、どのようなちがいがあがあるかを確認しながら**話し合う**
 - ✓ 1枚目の絵：いじめを見ている人たちが、見て見ぬふりをしたり、いじめに便乗したりしている
 - ✓ 2枚目の絵：いじめを見ている人たちが、いじめを受ける人の気持ちに配慮したり、いじめをする人にいじめを止める声掛けをしたりしている

【主題名】（記載なし）

【内容項目】①公正、公平、社会正義、②友情、信頼

※該当ページ：p.39～45

1 時間目

「明日、みんなで着よう」（4ページ教材）

【内容項目】公正、公平、社会正義

教材
内容

- いまや全世界に広がっているいじめ反対運動「ピンクシャツデー」の始まりは、カナダの生徒2人が取った行動だった。
- ピンク色のシャツを着た下級生がしつこくからかわれたことを聞いたこの2人は、いじめに対抗しその生徒を救うべく、インターネットでピンクのシャツを着て登校することを呼びかけた。
- 翌朝、300人以上の生徒がピンク色のものを身に着けて登校し、その景色に、いじめられた生徒は安堵の表情を浮かべた。

発問

- 学校がピンク色に染まったのは、誰の、どのような思いがあったからか
- 学校がピンク色に染まったことについて、いじめられていた生徒はどんなことを思っただろうか
- 「ピンクシャツデー」の取り組みが世界に広がっているのはなぜか

2 時間目

「まなびをプラス 「いじり」って」

（3ページの「深める教材」） 【内容項目】友情、信頼

「深める
教材」
内容

- 1時間目の学びを広げる観点から、「いじり」について考える
 - ✓ まず自分の思う「いじり」について、どのような行為や状況かを考える
 - ✓ 8つの問いから「いじり」とは何か、話し合う
 - ✓ 現実に「悩み相談」サイトに寄せられた、日々いじられている人の体験談（ささいな失敗をきっかけに何度もいじられるようになり、いまさらやめてほしいと言うこともできず、毎日おびえながら過ごしている）から、感じたことを言語化してみる

発問

- 「いじり」とは、どんな行為や状況のことか
- 「いじり」とは何か
- 友情を育むために大切なことは何か

複数時間道徳の実践可能性のある現行教科書の教材例（パターン2：複数内容項目）

日本文教出版「中学道徳 あすを生きる2」

同一場面の相対する立場を
複数の時間で扱う指導

中学校
2年生

【主題名】 ①自分の意志で、②信頼される友達 【内容項目】 ①自主、自律、自由と責任、②友情、信頼 ※該当ページ：p. 30～37

1 時間目

「五月の風—カナ—」（4ページ教材）

【内容項目】自主、自律、自由と責任

【カナの立場から見た場面】

- スマホを持たないカナは、いつも連絡を伝言してくれるミカからの取次がなく、グループの約束の待ちぼうけを食らってしまう。夜ミカに電話してみると、スマホ上のみでのやり取りで待ち合わせ場所が変わっていたと伝えられた。
- カナは、スマホを持たないことにした決意と仲間外れになりたくない気持ちとの間で葛藤する。
- 翌朝、カナは勇気をもってミカに、面倒をかけてしまうが今後取次をお願いしたいと声をかけ、和解する。

教材
内容

発問

- カナがミカに会って伝えた言葉には、カナのどんな思いがあったのだろうか
- 自分で考え行動するとき大切なことは何か

2 時間目

「五月の風—ミカ—」（4ページ教材）

【内容項目】友情、信頼

【ミカの立場から見た場面】

- スマホのメッセージのやり取りの中でグループの待ち合わせ場所が急が変わった。ミカがいつも通りカナにも伝えようとする、グループの他のメンバーから面倒だから伝えなくていいのでは、と言われてしまう。
- ミカは結局伝えなかったが、夜カナから確認の電話が来たことで気持ちが揺さぶられる。
- 翌朝カナに声をかけられたミカは、カナの信頼に応えられなかったことに涙をこぼし、和解する。

教材
内容

発問

- 1時間目の学びも踏まえて、以下の問いについて話し合う
- ミカがカナに連絡しなかったことには、どんな問題があるか
 - カナからの電話でミカが動揺したのはなぜか
 - 「カナの信頼に応えていない」と思ったミカは、自分の行動からどんなことを考えたか
 - 信頼される友人になるために大切なことは何か

「メディアリテラシー」に関する内容の考え方

- 「メディアリテラシー」に関する内容は、現行の情報モラルの考え方（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度）と重複するものと、現行学習指導要領では明確に位置づけられていないものがあり不明確
- 「メディアリテラシー」に関する内容は、情報モラルとともに「②適切な取扱い」の一環として扱うことと整理し明確化してはどうか

2

情報技術の適切な取扱い

法や制度

情報技術に関わる法令・ルール、著作権等の権利、個人情報 他

倫理

情報社会におけるマナー、責任ある利用 他

安全

情報セキュリティ、危険回避、偽誤情報、メディアや情報との関わり、健康影響 他

情報モラル（現行）

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」（学習指導要領解説）

＜解説で示されている内容例＞

- ルールやマナーを守り、自他の権利を尊重し 情報社会での行動に責任をもつ
- 情報機器の使用による健康との関わりを理解する

「メディアリテラシー」（一部）

＜解説で示されている内容例＞

- 情報には誤ったものや危険なものがあることを知る
- 情報を安全に利用する
- 情報発信による他人や社会への影響について考える

「メディアリテラシー」の重要な要素である、情報の吟味や批判的な評価、デジタル社会への参画といった要素が内容として不明確

「メディアリテラシー」に関して想定される学習内容イメージ（核となる教科等）

小学校

- 情報メディアを介して得る情報には、誤ったものや危険なものがあることから、すぐ鵜呑みせずに吟味したうえで判断する
- 情報メディアを介して得る情報は、送りが手が情報の一部を切り貼りするなど再構成して発信していたり、受け手によって情報に対する印象が異なって伝わるといった認識の下、情報を受発信する 等

中学校

- 情報メディアを介して得る情報は、アルゴリズムによって受け手の嗜好に合わせた取捨選択が行われていたり、AIにより生成された偽・誤情報も含まれることから、メディアを比較しながら、情報の信頼性や信ぴょう性を吟味し批判的に考察する
- 情報メディアを介して得る情報には、人間の心理的傾向が働いたり、社会的・文化的な背景がある認識の下、情報を受発信する 等

高等学校

- 情報メディアやAIにより発信される真偽不明なものを含む大量の情報の中から、必要な情報を吟味し多角的に分析して批判的に考察する（曖昧な情報は不用意に用いたり発信しない）
- 情報メディアの特性（フィルターバブルやエコーチェンバー等）を踏まえつつ得られた情報を根拠に、問題解決に向けて論理的に仮説・検証を繰り返す 等

※内容としての具体的な取扱い方や位置づけ方は、情報活用能力全体の体系的の整理と整合を図りながら、今後検討

小学校学習指導要領 抜粋（現代的諸課題関係）

小学校

第1章 総則

第2 教育課程の編成

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

(2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた**現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成**していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

第3章 特別の教科 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、**情報モラルに関する指導を充実**すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、**社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意**し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

(1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、**生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材**とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

指導要領解説 抜粋（現代的諸課題関係）

小学校

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

第3節 指導の配慮事項

6 情報モラルと現代的な課題に関する指導

(2) 現代的な課題の扱い

道徳科の内容で扱う道徳的諸価値は、現代社会の様々な課題に直接関わっている。児童には、発達段階に応じて現代的な課題を身近な問題と結び付けて、自分との関わりで考えられるようにすることが求められる。現代社会を生きる上での課題を扱う場合には、問題解決的な学習を行ったり話し合いを深めたりするなどの指導方法を工夫し、課題を自分との関係で捉え、その解決に向けて考え続けようとする意欲や態度を育てることが大切である。例えば、食育、健康教育、消費者教育、防災教育、福祉に関する教育、法教育、社会参画に関する教育、伝統文化教育、国際理解教育、キャリア教育など、学校の特色を生かして取り組んでいる現代的な教育課題については、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における学習と関連付け、それらの教育課題を主題とした教材を活用するなどして、様々な道徳的価値の視点で学習を深めたり、児童自身がこれらの学習を進展させたりして、人として他者と共によりよく生きる上で大切なものは何か、自分はどのように生きていくべきかなどについて、考えを深めていくことができるような取組が求められる。また、例えば、持続可能な発展を巡っては、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があり、これらの問題は、生命や人権、自然環境保全、公正・公平、社会正義、国際親善など様々な道徳的価値に関わる葛藤がある。このように現代的な課題には、葛藤や対立のある事象なども多く、特に「規則の尊重」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「生命の尊さ」「自然愛護」などについては現代的な課題と関連の深い内容であると考えられ、発達段階に応じてこれらの課題を取り上げるのが求められる。さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行を踏まえ、障害の有無などに関わらず、互いのよさを認め合って協働していく態度を育てるための工夫も求められる。さらに、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を養うことも重要な課題となっている。このことについては、「善悪の判断、自律、自由と責任」「規則の尊重」「勤労、公共の精神」などの指導の際に配慮をすることが大切になる。その際、これらの諸課題には多様な見方や考え方があり、一面的な理解では解決できないことに気付かせ、多様な価値観の人々と協働して問題を解決していきこうとする意欲を育むよう留意することが求められる。そのためには、例えば、複数の内容項目を関連付けて扱う指導によって、児童の多様な考え方を引き出せるように工夫することなどが考えられる。なお、これらの現代的な課題の学習では、多様な見方や考え方があることを理解させ、答えが定まっていない問題を多面的・多角的視点から考え続ける姿勢を育てることが大切である。安易に結論を出させたり、特定の見方や考え方に偏って指導を行ったりすることのないよう留意し、児童が自分と異なる考えや立場についても理解を深められるよう配慮しなければならない。

第4節 道徳科の教材に求められる内容の観点

1 教材の開発と活用の創意工夫

(1) 道徳科に生かす多様な教材の開発

教材の開発に当たっては、日常から多様なメディアや書籍、身近な出来事等に関心をもつとともに、柔軟な発想をもち、教材を広く求める姿勢が大切である。具体的には、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材として、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発が求められる。

中学校

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

第3節 指導の配慮事項

6 情報モラルと現代的な課題に関する指導

(2) 現代的な課題の扱い

道徳科の内容で扱う道徳的諸価値は、現代社会の様々な課題に直接関わっている。中学生には、こうした解決の難しい、答えの定まっていない問題や葛藤について理解を深め、多面的・多角的に考えることができる思考力が育ってきている。現代社会を生きる上での課題を扱う場合には、問題解決的な学習を行ったり討論を深めたりするなどの指導方法を工夫し、課題を自分との関係で捉え、その解決に向けて考え続けようとする意欲や態度を育てることが大切である。例えば、食育、健康教育、消費者教育、防災教育、福祉に関する教育、法教育、社会参画に関する教育、伝統文化教育、国際理解教育、キャリア教育など、学校の特色を生かして取り組んでいる教育課題については、関連する内容項目の学習を踏まえた上で、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などにおける学習と関連付け、それらの教育課題を主題とした教材を活用するなどして、様々な道徳的価値の視点で学習を深め、生徒自身がこれらの学習を進展させたりして、人として他者と共によりよく生きる上で大切なものは何か、自分はどのように生きていくべきかなどについて、考えを深めていくことができるような取組が求められる。また、例えば、科学技術の発展に伴う生命倫理の問題や社会の持続可能な発展を巡っては、生命や人権、自己決定、自然環境保全、公正、公平、社会正義など様々な道徳的価値に関わる葛藤がある。このように現代的な課題には、葛藤や対立のある事象も多く、特に「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際貢献」「生命の尊さ」「自然愛護」などについては、現代的な課題と関連の深い内容であると考えられ、発達段階に応じて、これらの課題を積極的に取り上げることが求められる。さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行を踏まえ、障害の有無などに関わらず、互いのよさを認め合って協働していく態度を育てるための工夫も求められる。また、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を養うことも重要な課題となっている。その際、これらの諸課題には多様な見方や考え方があり、一面的な理解では解決できないことに気付かせ、多様な価値観の人々と協働して問題を解決していきこうとする意欲を育むよう留意することが求められる。そのためには、例えば、複数の内容項目を関連付けて扱う指導によって、生徒の多様な考え方を引き出せるように工夫することなどが考えられる。なお、これらの現代的な課題の学習では、多様な見方や考え方があることを理解させ、答えが定まっていない問題を多面的・多角的視点から考え続ける姿勢を育てることが大切である。安易に結論を出させたり、特定の見方や考え方に偏った指導を行ったりすることのないよう留意し、生徒が自分と異なる考えや立場についても理解を深められるよう配慮しなければならない。

第4節 道徳科の教材に求められる内容の観点

1 教材の開発と活用の創意工夫

(1) 道徳科に生かす多様な教材の開発

教材の開発に当たっては、日常から多様なメディアや書籍、身近な出来事等に関心をもつとともに、柔軟な発想をもち、教材を広く求める姿勢が大切である。具体的には、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材として、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発が求められる。

3. 情報技術が認知や行動に与えるリスク

① 子供たちは常時ネット接続の環境に

● 青少年のインターネットの利用時間の1日平均

小学生	中学生	高校生
約3時間44分	約5時間2分	約6時間19分

○インターネットを利用すると回答した青少年の平均利用時間は、前年と比べ約5分増加し、約5時間2分。
○目的ごとの平均利用時間は**趣味・娯楽**が最も多く、約3時間1分。

● 子供専用のスマホ保有率

小学生	中学生	高校生
72.0% (0.0%)	95.3% (2.6%)	99.1% (3.9%)

(2010年度)※

● 青少年の健康面への懸念

✓最も多いのは「インターネットにのめりこんで勉強に集中できなかったり、**睡眠不足**になったりしたことがある」(24.6%)

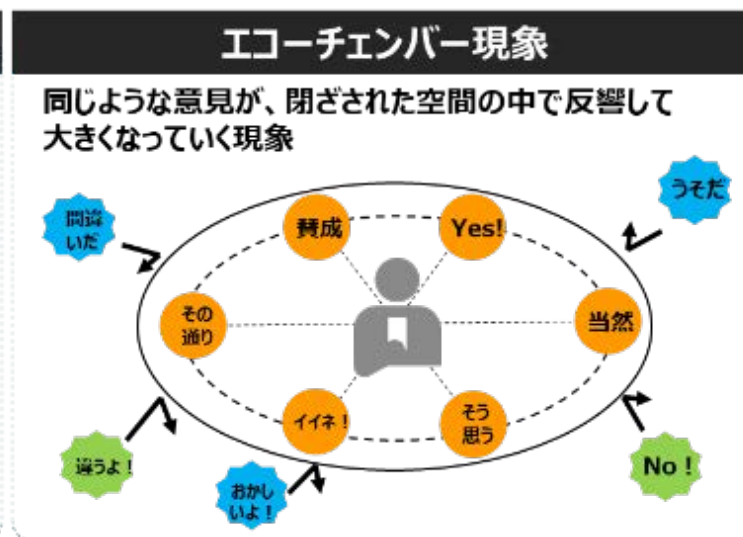
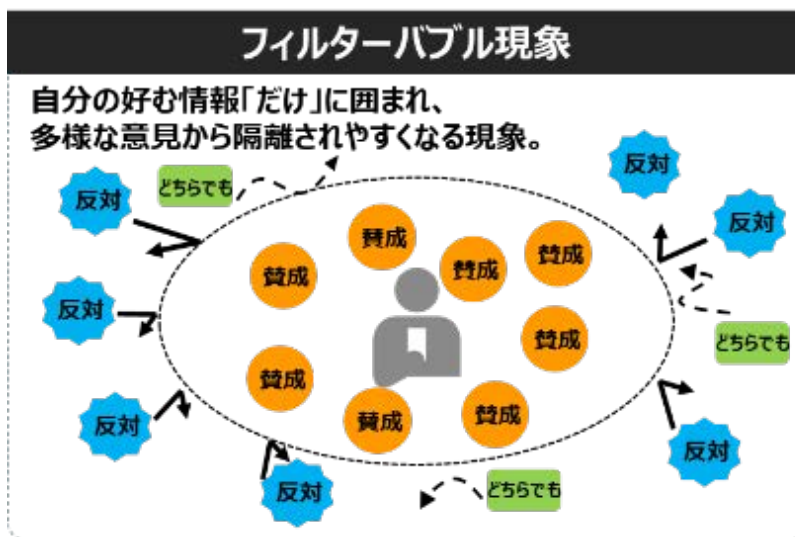
(出典)
令和6年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書 令和7年3月こども家庭庁
※平成22年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」結果について(概要) 平成23年2月内閣府
平成26年度より調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果を直接比較ができないことに留意。「小学生」の調査対象は、満10歳以上。

② フィルターバブル、エコーチェンバーの影響

● 検索結果やSNS等で表示されている情報がパーソナライズされていることへの認識

- ✓日本は「知っている」(44.7%)、他の対象国(80%~90%)と比べて大幅に低い
- ✓理解が不足していると情報を正しく評価できず、社会生活で誤った判断を下す危険

(出所) 情報通信白書令和5年度版



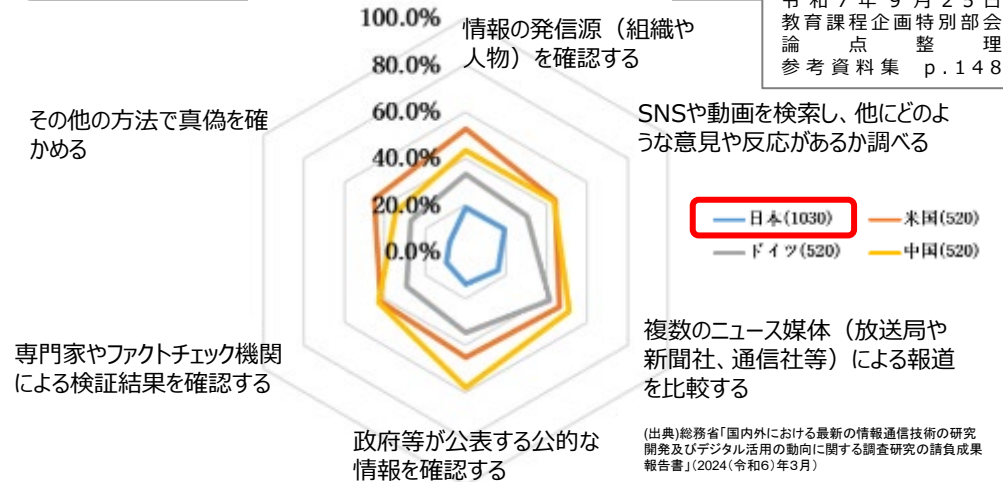
③ 偽・誤情報の認識率が他国より低い

SNSやブログなどで偽情報・誤情報だと思う情報を見かける頻度

	ほとんどない (%)	そもそも何が偽情報・誤情報なのかが分からない (%)
日本	15.3	14.5
アメリカ	4.5	1.3
イギリス	7.3	1.9
フランス	8.7	3.3
韓国	7.9	1.1

出所:総務省「令和4年度 国内外における偽・誤情報に関する意識調査」より作成

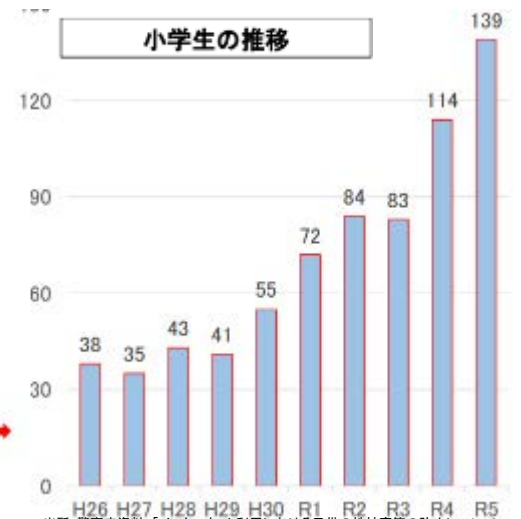
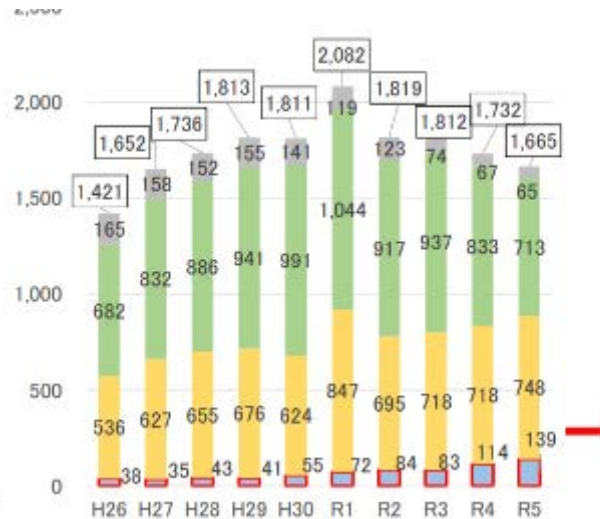
④ ネット情報の信頼性、確認の割合 いずれの方法も他国より大幅に低い



⑤ SNS等に起因する 児童の被害が高い水準で推移

✓令和5年の小学生被害児童数は、平成26年に比べて3倍以上

小学生 中学生 高校生 その他

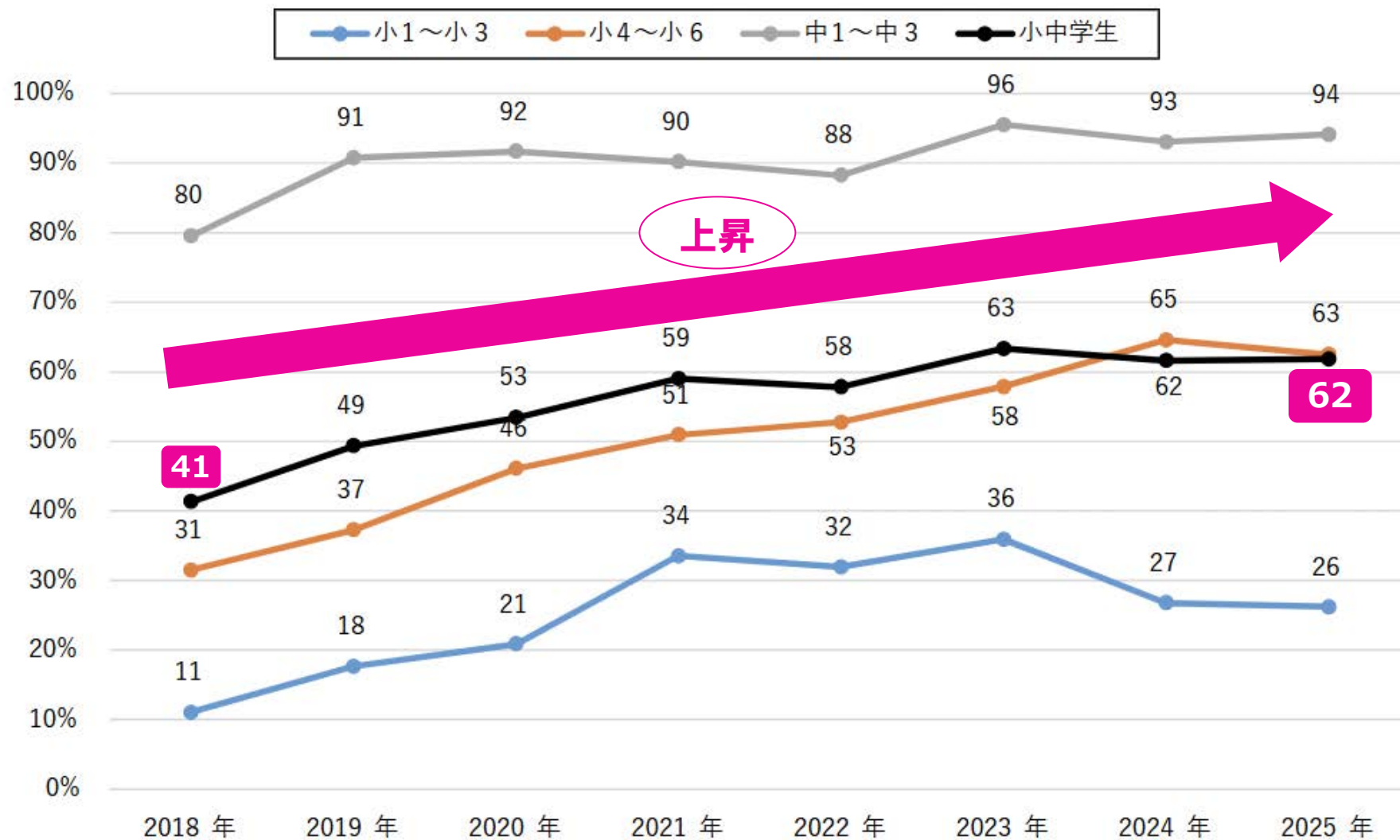


出所:警察庁資料「インターネット利用における子供の性被害等の防止について」

負の側面が生じる仕組みを理解し、適切に対応できる力が必要
情報技術をより適切に活用する力にも繋がる

小中学生のSNS利用率は約6割。平均的に上昇傾向にある。

小中学生の学年別のSNS利用率について【経年変化】

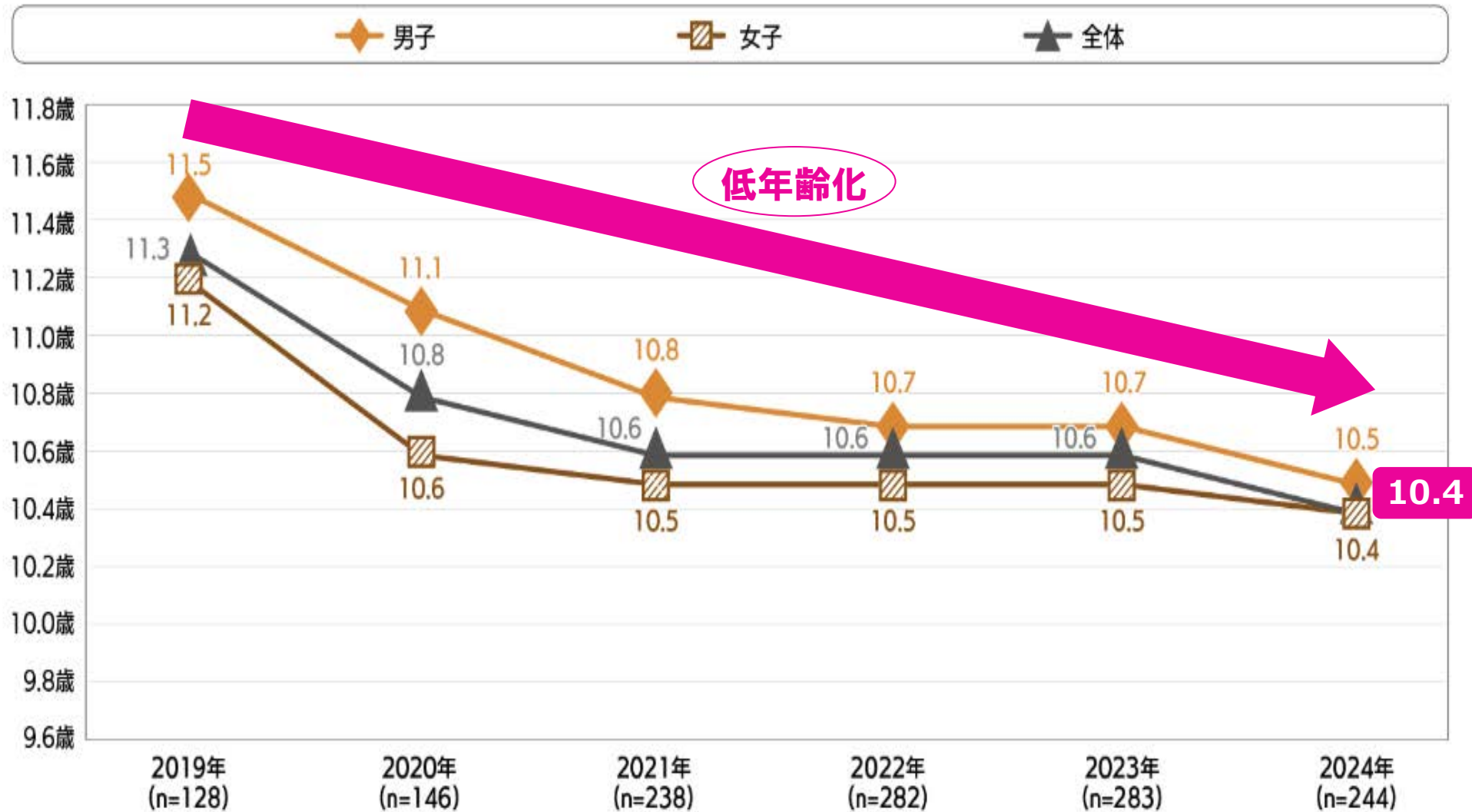


【出典】モバイル社会研究所「2025年親と子の調査」（令和6年2月16日公表）参考資料②図7より作成

※全国の小中学生とその親1,200組（層化二段抽出）に対する訪問留置調査 ※関東地区に限る ※TikTokは2020年より、BeRealとDiscordは2025年より調査

スマートフォン所有開始年齢の平均は10歳。低年齢化傾向にある。

スマートフォンの所有開始年齢の推移について



学習指導要領解説 関係部分抜粋

(教師が交代で学年を回って授業を行う方策等の関係)

○小学校学習指導要領解説「特別の教科 道徳」編

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

第3節 指導の配慮事項

1 道徳教育推進教師を中心とした指導体制

(1) 協力的な指導などについての工夫

道徳科の指導体制を充実するための方策としては、まず、全てを学級担任任せにするのではなく、特に効果的と考えられる場合は、道徳科における実際の指導において他の教師などの協力を得ることが考えられる。校長や教頭などの参加による指導、他の教職員とのチーム・ティーチングなどの協力的な指導、校長をはじめとする管理職や他の教員が自分の得意分野を生かした指導を行うことなど、学校の教職員が協力して指導に当たることができるような年間指導計画を工夫することなどを、学校としての方針の下に道徳教育推進教師が中心となって進めることが大切である。なお、校長等が授業に参加する際は、道徳科の特質を十分に理解して臨む必要がある。いずれの場合においても、授業にねらいをもたせ計画的に行われなければならない。

○中学校学習指導要領解説「特別の教科 道徳」編

第5章 道徳科の評価

第2節 道徳科における生徒の学習状況及び成長の様子についての評価

2 道徳科における評価

(3) 評価のための具体的な工夫

道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するに当たっては、生徒が学習活動を通じて多面的・多角的な見方へ発展させていることや、道徳的価値の理解を自分との関わりで深めていることを見取るための様々な工夫が必要である。

(略) さらに、年に数回、教師が交代で学年の全学級を回って道徳の授業を行うといった取組も効果的である。このことは、教師が自分の専門教科など、得意分野に引きつけて道徳科の授業を展開することができる。また、何度も同じ教材で授業を行うことにより指導力の向上につながるという指導面からの利点とともに、学級担任が自分の学級の授業を参観することが可能となり、普段の授業とは違う角度から生徒の新たな一面を発見することができるなど、生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子をより多面的・多角的に把握することができるといった評価の改善の観点からも有効であると考えられる

道徳教育の抜本的充実に向けた支援について

指導的な教員の研修

- ・各地域で指導的な役割が期待される教員等への研修を実施

道徳教育指導者養成研修〔(独)教職員支援機構主催〕中央＋全国6カ所で実施

都道府県・指定都市等の取組への支援

都道府県教育委員会等が行う道徳教育の抜本的充実に向けた取組を支援

- ・教員対象の研修会（道徳教育パワーアップ研修）
- ・地域の特色を生かした道徳教材の活用（郷土教材）
- ・家庭、地域との連携協力（「親子道徳の日」など） など

教員向け参考資料の充実

文部科学省で作成した授業映像による実践事例紹介、問題解決的な学習やいじめを扱う授業案などの各教育委員会提供の実践事例等を集めた、「道徳教育アーカイブ」をインターネット上で提供



道徳教育アーカイブ

検索

<https://doutoku.mext.go.jp/>



家庭、地域等への周知

学習指導要領改訂についての保護者向けリーフレットの作成、配布

自分との関わりで考える工夫



具体的な問題場面において「自分ならどうするか」と考える



役割演技を通して、形だけの理解ではなく、実感を伴って自分なりの理解とする



教材を通して考えたことをもとに、自分の生活を見つめ直して考える場面を設ける



授業の中で多面的・多角的に考えたことを踏まえ、道徳的価値が「自分にとって」どのような意味を持つのかを考える



事前アンケートを授業の始めに提示して問題意識を高めたり、再度提示して学習を自分自身との関係で考えたりできるようにする

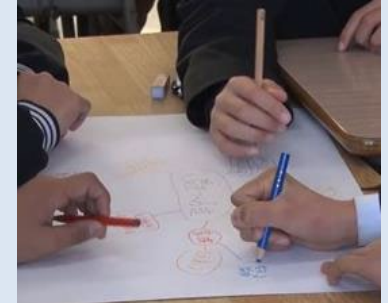


自分自身の「うれしかったこと」「苦しかったこと」の経験を考えたから、登場人物の気持ちを理解する

多面的・多角的に考える工夫



課題に適した人数のグループで話し合う



考えを視覚化するツール（ウェビングマップ等）を使って話し合う



役割を交代（例：挨拶をする側 ←→ される側）して、感じ方の違いに気づく



「なぜいじめは悪いと思っていたても無くならないのか」という問いに、いじめる側、いじめられている側それぞれの立場から考える

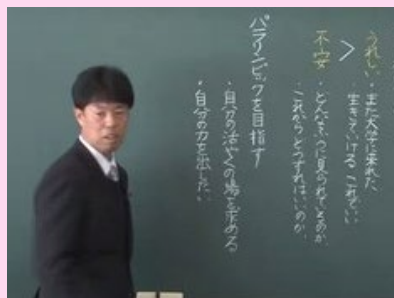


「同じかな」「違うところはどこかな」と視点を持たせる



話し合いがねらいとするところから大きく離れているときは軌道修正して問いかけ直す

授業のねらいや子供の実態に応じた工夫



「がんばった行事で結果を出せなかった」経験のある6年生の児童たちに、「なぜ主人公はがんばることができたのか」を問いかける



形式的な理解にとどまりがちな4年生の児童に対して、心のこもった「礼儀」について考えて行動することができるよう、体験的な学習を設定する

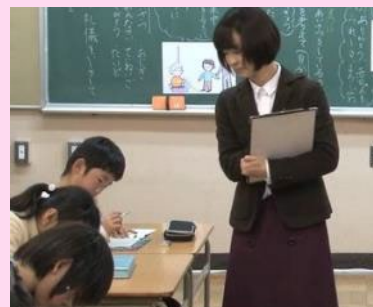


卒業を間近にした中学3年生に充実した生き方を考えてもらえるよう、年度末に「自分にとっての幸せは何か」を考える授業を設定する



自分の意見を最後まで言えた、聞いてもらえたという思いから自尊心を高めるために、少人数のグループで話し合う

一人一人の成長を丁寧に見取る学習評価の工夫



授業を振り返って感じたこと、考えたことを作文・ワークシートから読み取る



考えを視覚化するツールを使うことで、多面的・多角的に考えようとしていることを把握する



授業を重ね、ノートに考えを蓄積することで、どのように考え方が成長したかを把握する



授業で使ったワークシートを蓄積し、生徒自身が年間の授業を振り返られるようにする

授業映像+インタビューを合わせて一本20～30分程度でご覧いただけます。映像を見ながら「自分ならばこう工夫する」ということを話し合うような、「**考え、議論する**」校内研修にぜひご活用ください。

道徳教育アーカイブ

検索

